

札幌市 子ども未来局 事業概要

令和7年度



札幌市子ども未来局

| | | |
|----|------------------------------|----|
| I | さっぽろ子ども未来プラン | 1 |
| II | 事業及び施策の概要 ～子ども育成部～ | 2 |
| 1 | 育児休業等取得助成金事業 | 2 |
| | (1) 育児休業等助成金 | 2 |
| | (2) 企業の認証（参考） | 2 |
| 2 | 児童会館及びミニ児童会館事業 | 3 |
| | (1) 実施状況 | 3 |
| | (2) 他の施設等 | 4 |
| | (3) 児童会館及びミニ児童会館整備事業 | 4 |
| 3 | 放課後児童健全育成事業 | 4 |
| | (1) 児童クラブ | 4 |
| | (2) 民間児童育成会 | 5 |
| | (3) 届出のあった民間児童健全育成事業所（届出事業所） | 5 |
| 4 | 少年の健全育成事業 | 5 |
| | (1) 少年団体・育成団体 | 5 |
| | (2) 少年少女国際交流事業 | 7 |
| | (3) 心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動 | 7 |
| | (4) 少年育成指導員による指導・相談 | 8 |
| | (5) 子どもの権利の推進 | 8 |
| | (6) 子どもの学びの環境づくり | 10 |
| | (7) その他少年健全育成事業 | 10 |
| | (8) 少年関連施設 | 12 |
| 5 | 若者支援事業 | 12 |
| | (1) 若者支援施設 | 12 |
| | (2) 事業内容 | 13 |
| | (3) さっぽろ子ども・若者支援地域協議会 | 14 |
| 6 | 私学助成（小学校、中学校及び高等学校） | 14 |
| 7 | 子どもの貧困対策 | 15 |
| | (1) 子どものくらし支援コーディネート事業 | 15 |
| 8 | 子どもの居場所づくり支援事業 | 15 |
| | (1) 札幌市子どもの居場所づくり活動支援補助金 | 15 |
| | (2) 札幌市子どもの見守り強化事業補助金 | 16 |
| 9 | ヤングケアラー支援推進事業 | 16 |
| | (1) ヤングケアラー相談サポート事業 | 16 |
| | (2) 研修等事業 | 16 |
| | (3) ヤングケアラー世帯訪問支援事業 | 16 |
| 10 | こどもホスピスづくり活動支援事業 | 17 |
| 11 | 困難を抱える若年女性支援事業 | 17 |
| | (1) 事業概要 | 17 |
| | (2) 支援対象者 | 17 |

| | |
|--|----|
| (3) 実施体制 | 17 |
| 12 若者出会い創出事業 | 18 |
| (1) さっぽろ結婚支援センターの事業概要 | 18 |
| Ⅲ 事業及び施策の概要 ～子育て支援部～ | 19 |
| 1 児童福祉事業（子ども・子育て支援新制度関係を除く） | 19 |
| (1) 母子生活支援施設等 | 19 |
| (2) 各種手当・給付事業 | 19 |
| (3) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）・寡婦福祉事業 | 21 |
| (4) 母子保健事業 | 25 |
| 2 子ども・子育て支援新制度関係事業 | 28 |
| (1) 公立施設 | 28 |
| (2) 私立特定教育・保育施設 | 32 |
| (3) 特定地域型保育事業（家庭的保育事業等） | 34 |
| (4) 各施設等の状況 | 35 |
| (5) 施設等への補助・助成等 | 38 |
| (6) 地域子ども・子育て支援事業 | 42 |
| 3 療育指導業務 | 50 |
| (1) 先天性障がい児早期療育事業（こやぎの広場）（H7年度～） | 50 |
| (2) 発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぽ・こども広場）（H9年度～） | 50 |
| 4 その他の事業 | 51 |
| (1) 休日保育事業 | 51 |
| (2) 夜間保育事業 | 51 |
| (3) 障がい児保育事業 | 51 |
| (4) 認可外保育施設への指導 | 52 |
| (5) 絵本基金「子ども未来文庫」事業 | 52 |
| (6) さっぽろ親子絵本ふれあい事業 | 52 |
| (7) 父親による子育て推進費 | 52 |
| (8) さっぽろ子育てガイド | 53 |
| (9) さっぽろ市民子育て支援宣言 | 53 |
| (10) 札幌市子育て支援推進ネットワーク協議会 | 53 |
| (11) こども誰でも通園制度 | 53 |
| Ⅳ 事業及び施策の概要 ～児童相談所～ | 54 |
| 1 相談業務 | 54 |
| (1) 相談種別と内容 | 54 |
| (2) 相談の流れと関係機関 | 55 |
| (3) 受理件数及び措置件数 | 56 |
| (4) 児童虐待 | 57 |
| (5) 家族支援事業 | 60 |
| (6) メンタルフレンド事業 | 61 |
| (7) 里親・里子の状況 | 61 |

| | |
|-------------------------------|----|
| (8) 児童家庭支援センター | 62 |
| 2 判定業務 | 65 |
| (1) 診断及び検査の状況（判定数及び相談種別の判定状況） | 64 |
| (2) 通所指導・心理療法の状況 | 66 |
| 3 一時保護業務 | 67 |
| 4 家庭児童相談室 | 68 |
| 5 児童福祉対策事業 | 71 |
| (1) 乳児院 | 71 |
| (2) 児童養護施設 | 71 |
| (3) 地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア | 71 |
| (4) 児童心理治療施設 | 71 |
| (5) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業） | 71 |
| (6) 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業） | 72 |
| (7) 母子生活支援施設 | 72 |
| (8) 助産施設 | 72 |
| (9) 児童厚生施設 | 72 |
| V 事業及び施策の概要 ～子どもの権利救済事務局～ | 73 |
| 1 子どもの権利救済機関の制度 | 73 |
| (1) 制度の趣旨 | 73 |
| (2) 運営体制 | 73 |
| (3) 相談・救済の流れ | 74 |
| 2 相談・救済の申立て | 75 |
| (1) 相談活動 | 75 |
| (2) 調整活動 | 75 |
| (3) 救済の申立て | 75 |
| 3 広報・啓発 | 76 |
| 4 関係機関との連携 | 76 |
| VII 施設一覧 | 77 |
| 1 認可保育所 | 77 |
| 2 幼稚園（施設型給付） | 80 |
| 3 幼保連携型認定こども園 80 | |
| 4 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 | 83 |
| 5 小規模保育事業A型 | 86 |
| 6 家庭的保育事業 | 88 |
| 7 事業所内保育事業 | 88 |
| 8 児童会館 | 89 |
| 9 ミニ児童会館 | 92 |
| 10 放課後子ども教室事業 | 93 |
| 11 児童遊園 | 94 |
| 12 こども劇場 | 94 |

目次

| | | |
|----|------------------------|----|
| 13 | 助産施設 | 94 |
| 14 | 母子生活支援施設 | 94 |
| 15 | 母子・父子福祉施設 | 94 |
| 16 | 乳児院 | 94 |
| 17 | 児童養護施設 | 95 |
| 18 | 分園型小規模グループケア | 95 |
| 19 | 地域小規模児童養護施設 | 95 |
| 20 | 児童心理治療施設 | 96 |
| 21 | 児童家庭支援センター | 96 |
| 22 | ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業） | 96 |
| 23 | 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業） | 97 |
| 24 | 若者支援施設 | 97 |

I さっぽろ子ども未来プラン

平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、「さっぽろ子ども未来プラン」（前期計画、後期計画）を策定し、子どもと子育て家庭を支援する取組を進めてきた。その後、平成27年度から国により「子ども・子育て支援新制度」が開始され、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」が義務化されたことを受け、第2次札幌市子どもの権利に関する推進計画（以下、推進計画という）と第1期札幌市子ども・子育て支援事業計画を包含する「新・さっぽろ子ども未来プラン」を策定した。この計画では、子どもが本来生まれながらに保障されるべき権利を社会全体で実現することを最大の目的としつつ、妊娠・出産や育児に関する子育て家庭の不安や負担の軽減に取り組んできた。その後、基本理念や基本目標を引き継ぎつつ、地域の様々な社会資源の活用や、市役所の関係部局の組織横断的な連携により、総合的な支援を行う視点を加え、第3次推進計画と第2期札幌市子ども・子育て支援事業計画を包含する「第4次さっぽろ子ども未来プラン」を策定した。

こうした中、令和4年には、全ての子ども・若者が将来にわたって幸せな生活が出来る社会の実現を目指した「こども基本法」が制定された。また、令和5年には、こども家庭庁が発足するとともに、こども基本法に基づく「こども大綱」が決定され、これまで別々に実施されてきた少子化対策や子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策などの様々な施策を共通の基盤の下で一体的に進めていくこととされた。また、取組の方向性を示す「市町村こども計画」策定の努力義務が規定された。

こうした社会的な情勢も踏まえ、札幌市においても、令和7年度以降に取り組むべき子どもの権利保障や当事者の視点に立った子ども・若者施策をより一体的に推進するため、こども大綱を勘案し、第4次推進計画及び第3期札幌市子ども・子育て支援事業計画に加え、第2次札幌市子どもの貧困の解消に向けた対策計画（旧第2次札幌市子どもの貧困対策計画）及び第5次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画を新たに統合し、こども基本法に基づく「市町村こども計画」の位置づけも加えた「第5次さっぽろ子ども未来プラン」を令和7年3月に策定した。

計画の推進に当たり、複数の成果指標を設けるほか、具体的な活動指標を設定しており、庁内会議や附属機関において毎年度の点検、評価を受け、進行管理を行っていくこととしている。

<第5次さっぽろ子ども未来プラン（計画期間：令和7年度～令和11年度）>

基本理念

子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち

基本的な方針

- 1 子ども・若者と子育て当事者の視点
- 2 貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が自分らしく幸せに生活できる環境づくり
- 3 ライフステージに応じて切れ目なく支える
- 4 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える

基本目標

- 1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実
- 2 ライフステージの各段階における環境の充実
- 3 子育て当事者への支援の充実

Ⅱ 事業及び施策の概要 ～子ども育成部～

Ⅱ-1 育児休業等取得助成事業

1 育児休業等取得助成事業

仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを進めることを目的に、ワーク・ライフ・バランス（仕事のやりがいや責任と、家庭や地域での充実した生活が調和し、両立できること）に積極的に取り組む企業に対し、平成20年度から育児休業等に関する助成を行っている。

(1) 育児休業等助成金

「ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」の認証企業（下記アはステップ2以上、イ及びウはステップ1以上）で、育児休業等を取得した従業員がいる企業に対し、一定の条件を満たした場合に助成金を支給している。

| 項目 | 内容 |
|--------|--------------------------------|
| 助成金の支給 | ア. 育児休業代替要員雇用助成金（最大70万円）※1回まで |
| | イ. 男性の育児休業取得助成金（10～30万円）※3回まで |
| | ウ. 子の看護等休暇有給制度創設助成金（10万円）※1回まで |

当助成金制度は、育児休業制度改正や社会情勢、利用状況等を鑑み制度変更を行っている。令和6年度は、「育児休業代替要員雇用助成金」の上限額を増額し、予算額の拡充を行った。令和7年度は、育児・介護休業法改正に伴い、「子の看護等休暇有給制度創設助成金」の申請要件を見直し、企業が休暇取得事由を広く定めることを要件とした。

(2) 企業の認証（参考）

育児のための休業、休暇の取得を推進するなど、ワーク・ライフ・バランスの取組を宣言し、所定の申請を行った企業を、取組内容に応じて下記の各ステップに認証する。平成29年度までは、「ワーク・ライフ・バランス取組企業認証制度」として子ども育成部において企業認証を行っていたが、平成30年度以降は、女性活躍に関する要素を追加した「ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」を新たに創設し、両制度における企業認証を市民文化局男女共同参画室において実施している。

【ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度】

| ステップ | 認証の要件 |
|---------------------|---|
| ステップ1 (取組推進企業) | 取組確認シートにより、取組内容を明らかにし、取組を推進している。また、常時10人以上の労働者を雇用する場合は、就業規則を届け出ている。 |
| ステップ2 (行動計画策定企業) | ステップ1に加えて、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、届け出ている。 |
| ステップ3 (先進取組企業) | ステップ2に加えて、労働関係法令に基づく規定を上回る制度を規定している。 |

2 児童会館及びミニ児童会館事業

児童会館は、児童の文化的素養を培い、その福祉を増進するために設置された児童厚生施設で、児童の校外（放課後）生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通して、地域における児童の交流をより一層深めることを目的としている。

(1) 実施状況

① 実施館数（令和7年4月現在）

- ア 児童会館 112館
- イ ミニ児童会館 87館

② 開館日・開館時間

ア 児童会館

日曜日、国民の祝日、振替休日及び年末年始を除く、毎日午前8時45分から午後6時まで（ただし、中・高校生の夜間利用日にあつては午後9時まで、占用利用にあつては午後6時15分から午後9時まで）

イ ミニ児童会館

日曜日、国民の祝日、振替休日及び年末年始を除く、毎日児童下校時から午後6時まで（ただし、学校休業日は午前8時45分から午後6時まで）

③ 運営管理

（公財）さっぽろ青少年女性活動協会（児童会館は指定管理）

④ 主な事業内容

ア クラブ活動

児童の自主活動グループの育成を目的として、児童の要求にあったクラブをつくり、継続的な活動を行う。

◆ 音楽、ダンス、スポーツ、生け花、野菜づくり、ボランティア活動など

イ 野外活動

自然に親しむ中で、情操豊かで人間性に富む児童を育成する。

◆ キャンプ、ハイキングなど

ウ 自主活動

普段の自主的な活動の中で、異年齢間の交流を図る。

◆ 自由あそび、各種ゲーム（オセロ、トランプ、将棋など）、各種スポーツ（ドッジボール、バドミントン、一輪車など）

エ 学習支援活動

自主的に学習したいと思う子どもが、より意欲的に取り組むことができるような環境をつくる。また、遊びの要素を取り入れた学びの提供を行うなど、学習意欲を高めるような取組を行う。

◆ 「学習レシピ」（小学校教員のプロジェクトにより作成した指導員向けマニュアル）と学習図書の活用など

オ 各種集い

各種集いを通じ、児童と地域住民等との世代相互の交流を深める。

◆ 工作会、スポーツ大会、鑑賞会、読み聞かせ、もちつき会など

カ 合同行事

児童会館の枠を超えて、広く児童の交流・親睦を図る。

◆ ブロック別合同行事（お祭り、ウォークラリーなど）

キ 子ども運営委員会

子どもたちが、児童会館の運営等に自分たちの意見を反映させ、主体的に関わることによって、児童会館への愛着を深め、地域活動への関心を育む。

◆ 児童会館利用のルールづくり、各種事業の企画・運営への参画、地域との共催による行事の実施、利用者からの要望等の取りまとめなど

ク 子育て支援事業

就学前児童及びその保護者の支援を図る。

◆ 子育てサロン、各種遊びの紹介・実践など

ケ 中・高校生の利用促進

長期休業中を除く週2回の夜間利用により中・高校生の利用を促進するとともに、中・高校生自身が自主的に企画した活動などを行う。

◆ スポーツ大会、クッキング、お祭り、乳幼児対象事業へのボランティア参加など

(2) 他の施設等

① 放課後子ども教室事業

児童会館（ミニ児童会館）が所在する地理的要因などの地域の特殊事情等により、地域が主体となり放課後の居場所づくりを行う事業（市内3地区で、学習支援や文化活動、地域住民との交流活動等を実施）

② 児童遊園

児童の健康増進や、情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設（市内に12か所あり、管理は街区公園及び都市公園に準ずる施設として各区土木部で所管）

(3) 児童会館及びミニ児童会館整備事業

「札幌市市有建築物の配置方針」（平成26年12月策定）に基づき、小学校の改築等に合わせ、学校施設やまちづくりセンターと複合化した新型児童会館の整備等を行っている。

また、ミニ児童会館がより安全で心地よい居場所となるよう、学校の余裕教室等をミニ児童会館に改修し、活動場所の面積拡大を図っている。

3 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や長期休業日に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業で、一般的には「放課後児童クラブ」と呼ばれている。

(1) 児童クラブ

公設民営の放課後児童クラブとして、児童会館及びミニ児童会館で開設し運営

- ① 実施箇所数（令和7年4月現在）
199か所（児童会館112か所、ミニ児童会館87か所）
 - ② 開所日
日曜日、国民の祝日、振替休日及び年末年始を除く毎日
 - ③ 開所時間
授業終了後から午後7時まで。学校休業日は午前8時から午後7時まで。
 - ④ 利用料
午前8時45分から午後6時までの利用については、無料（ただし、傷害保険料として年間1,500円程度の実費負担あり）。
午前8時から午前8時45分、又は午後6時から午後7時までの利用については、月額2,000円（長期休業中のみの利用の場合は、一期間2,000円）。※令和7年9月利用分からは月額2,300円（長期休業中のみの利用の場合は、一期間2,300円）。
- (2) 民間児童育成会
民設民営の放課後児童クラブとして、地域の児童育成関係者や父母等で構成される団体が運営
- ① 実施箇所数（令和7年4月現在）
42か所
 - ② 開所日
運営団体による（日曜日、国民の祝日、振替休日等を除く年間250日以上）
 - ③ 開所時間
運営団体による（平日は1日平均3時間以上、学校休業日は1日平均8時間以上）
 - ④ 利用料
運営団体による（保護者会費として、平均月13,000円程度）
- (3) 届出のあった民間放課後児童健全育成事業所（届出事業所）
札幌市からの助成対象とはならない放課後児童クラブであり、独自の運営方針等により運営（令和7年4月現在、届出を受けている事業所は市内7か所）

4 少年の健全育成事業

(1) 少年団体・育成団体

① 少年団体

団体活動・グループ活動に参加することは、自主的な社会参加や連帯意識に目覚めさせ、社会の一員としての自覚を促すという点で、人間形成の重要な時期にある青少年にとって極めて大きな意味を持つことから、少年団体の育成、活動の推進、加入の促進等の支援を行っている。

【札幌市内の主な少年団体】

令和7年4月1日現在

| 団 体 名 | 会員数（人） |
|----------------------------|--------|
| 公益社団法人 札幌市子ども会育成連合会 | 20,357 |
| 一般財団法人 札幌市スポーツ協会札幌市スポーツ少年団 | 3,377 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| 一般財団法人 日本ボーイスカウト北海道連盟 札幌地区委員会 | 268 |
| 一般社団法人 ガールスカウト北海道連盟 札幌地区協議会 | 241 |
| 公益社団法人 日本海洋少年団連盟 札幌海洋少年団 | 14 |
| 公益財団法人 交通道德協会札幌支部 札幌鉄道少年団 | 45 |

各種少年団体は、青少年の健全な育成に大きな役割を果たしているが、特に子ども会については現在全市に322の単位子ども会が結成されており、約5,500人の育成者と約15,000人の子ども会員が地域の住民活動と密接に結びついて多彩な活動を展開し、地域ぐるみの青少年育成に極めて大きな成果を上げている。

しかし、子ども会が結成されていない地区も多く、また、中心となる指導者（リーダー）がいなく十分な活動を行うことができない子ども会もあることから、子ども会のジュニアリーダー養成のほか、子ども会活動に対する市民の理解を深めるためのPR活動などを行い、子ども会活動の活性化と活動内容の充実を図っている。

② 青少年育成委員会

青少年育成委員会は、地域において青少年の健全育成を推進するため、連合町内会単位（90地区）ごとに設置されており、社会参加や多様な体験機会等の提供、安全・安心の環境づくりに関する活動などを行っている。

また、青少年育成委員会は、地域全体で子どもたちを育むために町内会、学校、PTAなどの関係団体と連携を図りながら、地域の特性を生かしたさまざまな活動を展開している。

昭和61年4月には、従来の委員個々の活動に主眼を置いた「青少年育成委員」制度から、地域において組織的に活動を行う「青少年育成委員会」制度に変更し、より一層地域に密着した活動を行っている。

ア 青少年育成委員会設置数及び委員定数

令和7年4月1日現在

| 区名 | 中央 | 北 | 東 | 白石 | 厚別 | 豊平 | 清田 | 南 | 西 | 手稲 | 合計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 設置数（地区） | 16 | 11 | 10 | 8 | 6 | 9 | 5 | 10 | 8 | 7 | 90 |
| 定数（人） | 266 | 245 | 222 | 175 | 116 | 190 | 105 | 161 | 181 | 138 | 1,800 |
| 現員数（人） | 221 | 200 | 196 | 156 | 83 | 148 | 100 | 151 | 156 | 117 | 1,528 |

※ 定数の合計には局保留分の1人を含む。

イ 青少年育成委員会委員の任期 … 3年（市長が選任）

ウ 活動内容

(ア) 社会参加や多様な体験機会等の提供

- ・スポーツ（地区運動会等）
- ・文化、芸術（音楽会・百人一首等）
- ・レクリエーション（三世代交流会・キャンプ・収穫体験等）
- ・その他（子どもたちと大人の意見交流会等）

(イ) 安全・安心の環境づくり

- ・地域安全パトロール
- ・子どもにとって有害な環境の排除活動
- ・その他（関係団体との情報交換・地域安全マップづくり等）

(ウ) 研修会・学習会

- ・区青少年育成委員会委員研修会の開催
- ・地区青少年育成委員会委員研修会の開催
- ・関係団体等が実施している青少年健全育成に係る研修会への参加

(エ) 広報啓発等

- ・広報紙の作成・回覧や、地域懇談会・講演会の開催
- ・関係団体等との意見・情報交換会や、合同行事の実施

(2) 少年少女国際交流事業

① シンガポール少年少女交流事業

アジア地域との交流を推進するとともに、国際的視野の広い青少年を育成することを目的に、昭和63年度からシンガポール共和国と相互交流を実施している。

派遣は隔年で行い、派遣年度の翌年度にシンガポール共和国の少年少女を受け入れている。令和7年度は、市内の中学生14人をシンガポール共和国へ派遣し、現地ではホームステイをしながら、中学校体験入学のほか、特別英語レッスン、市内視察などを行った。

② 姉妹都市少年少女交流事業

相互に姉妹都市関係にあるロシア連邦ノボシビルスク市及び大韓民国大田広域市の中高生がワークショップなどを通して交流を深め、相互理解と友好を育むことで、3都市の更なる友好関係の発展と中高生の国際的視野、コミュニケーション能力の養成を図ることを目的に、平成23年度から実施している。

令和5年度及び6年度については、国際情勢に鑑み、当該事業は実施できなかったが、令和7年度は、大韓民国大田広域市の中高生10人を札幌市に受入予定としている。

(3) 心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動

昭和58年4月に校内暴力等の解決を目的として、「青少年非行化防止札幌市民運動」がスタートし、同年、この運動を学校・PTA・地域関係団体が連携して推進していくために、各中学校区単位に「中学校区非行化防止対策推進会」が発足した。

昭和63年には非行化防止を含めた「健全育成」を目的として、運動の名称を「心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動」と改めるとともに、団体名も「中学校区青少年健全育成推進会」と改称した。

現在、この市民運動は中学校区青少年健全育成推進会、青少年育成委員会、町内会などが中心となり、「青少年を見守る店」登録推進活動をはじめ、街頭啓発、地区パトロールの実施など広範囲の活動を展開しており、地域全体で青少年の健全育成を進めている。

また、例年7月を「心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動強調月間」とし、諸活動を集中的に実施することにより、関係機関・団体、地域住民等の青少年の健全育成に対する共通の理解と認識を深め、各種活動への積極的な参加を促し、市民運動の一層の充実を図っている。

【心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動強調月間推進事業】

① 地域における子どもを見守る取組の推進

子どもの安全確保、青少年を取り巻く有害環境の排除など、地域が一体となった子どもを見守る取組を推進している。

ア 地区パトロールの実施

イ 「青少年を見守る店」登録推進活動の実施

商店等に対して、登録店であることにより、子どもたちに温かい気持ちと言葉で接することや子どもの成長に悪影響を及ぼすような品物は子どもたちに売らない、見せないことなどを依頼している。

【登録店数の推移】

| 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 登録店数 | 5,738 | 5,636 | 5,471 | 5,437 |

ウ 北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査の実施

② 各種研修会の実施等

区民の集い、地区懇談会、研修会等の開催及び街頭啓発活動などを実施し、市民の青少年の健全育成に対する意識の向上を図っている。

(4) 少年育成指導員による指導・相談

喫煙や怠学など子どもの問題行動に対応するため、子ども未来局及び各区役所に少年育成指導員を配置し、駅・バスターミナル・繁華街・商業施設などを巡回して声かけや指導等を行い、子どもが抱えている悩みを少しでも解消できるよう積極的な対話に努めるとともに、地域の諸団体へ青少年の健全育成・非行化防止に向けた取組の支援を進めるほか、子どもの問題行動や友人、親子関係などに関わる各種相談にも対応している。

【指導対象者内訳】

(単位：人)

| | 未就学 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | その他学生 | 有職少年 | 無職少年 | 不明 | 合計 |
|-----|-----|-------|-------|-----|-------|------|------|----|-------|
| 4年度 | 4 | 3,777 | 1,345 | 79 | 3 | 7 | 1 | 0 | 5,216 |
| 5年度 | 10 | 3,281 | 1,894 | 53 | 1 | 0 | 3 | 5 | 5,247 |
| 6年度 | 12 | 3,240 | 1,356 | 46 | 0 | 0 | 5 | 14 | 4,673 |

【指導内容内訳】

(単位：件)

| | 喫煙 | 不良交友 | 遊技場等出入 | 乱暴 | 怠学 | 不健全行為 | 不健全娯楽 | 路上危険行為 | 自転車違反行為 | 法令違反行為 | その他 | 合計 |
|-----|----|------|--------|----|----|-------|-------|--------|---------|--------|-----|-------|
| 4年度 | 29 | 19 | 3,078 | 31 | 11 | 0 | 71 | 1,162 | 271 | 7 | 537 | 5,216 |
| 5年度 | 3 | 0 | 4,731 | 0 | 92 | 2 | 74 | 106 | 21 | 0 | 218 | 5,247 |
| 6年度 | 9 | 0 | 3,939 | 2 | 36 | 2 | 107 | 55 | 5 | 8 | 510 | 4,673 |

(5) 子どもの権利の推進

① 子どもの権利の普及啓発

平成20年11月に、子どもの権利についての理解を深め、市及び市民が一体となって子どもの権利の保障を進めることを目的として、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」(以下「条例」という。)を制定し、翌21年4月1日に施行した。

子どもの権利の普及啓発の取組としては、「さっぽろ子どもの権利の日」(毎年11月20日)を中心とする啓発事業のほか、小中学生への学校授業でも活用できるパンフレットの配布や乳幼児の保護者向けリーフレットの配布など、子どもから大人まで広く市民に向けた普

及啓発・理解促進の取組を行っている。

また、「子ども議会」や、返信用ハガキで市政について気軽に提案や意見を言うことができる「子どもからの提案・意見募集ハガキ」を実施するなど、市政やまちづくりへの子どもの参加や意見表明の取組を進めている。

【子ども議会】

子ども議会は、子どもの意見表明権等を体現する場として平成13年度から開催している。現在は、子どもたちが子ども議員として、それぞれ5人程度のグループに分かれ、およそ3か月に渡り話し合いや勉強会を行い、札幌市に対する提案事項をまとめている。令和6年度は子ども議員27名が、12名の高校生・大学生のサポートの下、「子どもにやさしいまち」を題材に自ら設定した市政に関わるテーマについて議論し、まとめた意見についてテーマごとのスライド資料を作成し、市長に直接報告した。また、市長報告会の様子は広報部YouTube公式チャンネルSapporoPRDで一般公開した。

| 開催年度 | 議員数 | 委員会等開催回数 | 提案内容 |
|-------|--------------------------|----------|---|
| 令和4年度 | 23人 ・小学生17人 ・中学生6人 | 5回 | ・救急隊アプリの機能強化 ・観光客向けホームページの改善 ・いじめ相談などをしやすくする学校での取組 ・ヒグマと共存できるための様々な取組 ・森林を適切に管理するための様々な取組 |
| 令和5年度 | 25人 ・小学生18人 ・中学生7人 | 6回 | ・アイヌ文化の継承について ・札幌市在住の外国人への多言語対応について ・性別による職業選択の固定観念について ・少子高齢化対策について ・バリアフリーの促進について |
| 令和6年度 | 27人 ・小学生21人 ・中学生6人 | 6回 | ・子ども向けの体験事業について ・ICTを活用した小学校教育について ・防災対策について ・ヒグマ対策について ・子どもの相談窓口について |

② 第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画

条例第46条に基づき、同条例の理念の実現に向け、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるため、札幌市子どもの権利委員会からの答申を踏まえて「札幌市子どもの権利に関する推進計画」を平成23年3月に策定した。

令和7年3月には、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画」を、札幌市の子ども・子育てに関する総合的な計画である「第5次さっぽろ子ども未来プラン」と一体的に策定した。

「第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画」

| |
|--|
| <p>【基本理念】 「子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち」</p> <p>【基本目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実 2 ライフステージの各段階における環境の充実 |
|--|

③ 札幌市子どもの権利委員会

札幌市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）は、子どもの権利に関する施

策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証することを目的に、条例第47条に基づく市長等の附属機関として設置しており、子どもの権利に関する施策の検証を行っている。委員は、条例で、学識経験者のほか15歳以上の子どもを含む市民のうちから委嘱することと規定しており、原則3名の高校生が委員に就任している。

(6) 子どもの学びの環境づくり

【フリースクール等民間施設事業費補助事業】

不登校の原因は複雑多岐にわたり、中には学校復帰が困難な子どもも少なからず存在する。フリースクール等の民間施設は、このような子どもたちの受け皿となり、子どもたちの社会的自立に重要な役割を担っていることから、児童生徒の指導体制の整備、教材や体験学習等に係る当該経費の一部を助成する「札幌市フリースクール等民間施設事業費補助要綱」を制定し、子どもたちの学びの環境の充実を図っている。

(7) その他少年健全育成事業

① 優良青少年及び青少年育成者表彰

「札幌市優良青少年及び青少年育成者表彰」制度は、昭和41年に善行青少年表彰として創設されたものを、昭和47年度から青少年と青少年団体に加え、青少年育成者をその対象とするよう改変し、現在に至っているものである。

この表彰は、札幌の青少年の健全な活動を推進し、地域社会の健全育成に寄与している青少年及び青少年団体並びに青少年の育成指導に貢献している育成者に対し、その功績をたたえるとともに、以後の活動を期待して表彰するものであり、これまでに2,657件の表彰を行った。(青少年867人、青少年団体541団体、青少年育成者1,249人)

② こどものまち「ミニさっぽろ」

本市の将来を担う子どもが、就労体験を通して働くことの楽しさや大切さ、世の中の仕組みなどを学ぶとともに社会性や協調性、自立心を養う機会とし、子どもの健全な成長に資すること、また、子どもが主体的に「ミニさっぽろ市」という疑似空間に参加することにより、市民自治意識の涵養を図るとともに札幌市民憲章の普及・啓発の機会とすることを目的に実施している。

また、市内及び近郊に住む小学校3・4年生を対象とする参加者が、仮想のまち「ミニさっぽろ市」での擬似的な就労体験により地域通貨の給料を得て、消費生活等の市民体験を行い、自主性を養う。実施に当たっては、企業協賛金のほか各ブースの企画運営を含め、積極的に企業の協力を得るとともに、学生や小学校5・6年生等の市民ボランティアの協力により、民間との協働を実現し、効率的な事業実施を図っている。

令和7年度は、アクセスサッポロにて、10月4日(土)・10月5日(日)に実施を予定している。

③ プレーパーク推進事業

プレーパークは、大人が決めたルールやプログラムではなく、子どもが自由な発想で遊びを展開できる機会や場所を作る活動で、「冒険遊び場」とも呼ばれている。

地域住民等が主体となって開催・運営を行う活動であることから、担い手を発掘し市民の理解・協力を得るため、積極的に普及啓発を行うとともに、活動の円滑な実施や定着を図るための活動支援等を実施している。

令和6年度は、11団体がプレーパーク事業実施団体として登録し、活動助成を受け、プレーパ

ークを141回開催、延べ8,239人が参加した。また、普及啓発事業として、プレーリーダーを団体からの希望に応じて派遣し、プレーパークのノウハウを提供する出張プレーパーク事業や体験プレーパーク事業、プレーパークの出前講座等を実施し、延べ20,164人が参加した。

④ 「子どもの体験活動の場」事業

平成24年3月に閉校した旧真駒内緑小学校の校舎・体育館等の一部を活用し、子どもの自主性と社会性を育むことを目的に、多様な体験機会を子どもに提供する場として平成26年度に整備するとともに、公募型プロポーザルにより事業者を選定し、平成27年4月より開設した。

ア 概要

(ア) 名称 子どもの体験活動の場「Coミドリ（こみどり）」※Coミドリは愛称

(イ) 所在地 札幌市南区真駒内幸町2丁目2-2（TEL 213-0906）

(ウ) 開館時間

（プレーパーク）

木～日曜日（水～日の祝日含む）10:00～16:00

市立小学校の夏・冬・春休み期間中の水～日曜日（祝日含む）（12月29日～1月3日除く）

（運営事務局）

水～日曜日（祝日含む）8:30～17:00

(エ) 運営事業者 横浜植木株式会社北海道支店

⑤ ジュニアリーダー養成研修

地域の子どもの活動等の中心としてふさわしい資質を持ったジュニアリーダーを育成することで、地域の活動の円滑化・活性化を図り、もって地域の子どもの健やかな成長を推進することを目的に実施している。また、ジュニアリーダー養成研修のための事業用地として、市内3か所に青少年キャンプ場を設置している。

【青少年キャンプ場の概要と利用状況】

| 名 称 | 開設年月 | 定 員 (人) | 開設期間 | |
|--------------------|---------|------------|-----------|-----------|
| | | | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 豊平区西岡 青少年キャンプ場 | 昭和54年7月 | 100 | 6/15～9/29 | 6/14～9/28 |
| 厚別区小野幌 青少年キャンプ場 | 平成12年6月 | 100 | | |
| 手稲区 青少年キャンプ場 | 平成3年10月 | 100 | | |

※ 研修事業使用時以外には、青少年を主体とする団体やグループ等による利用を認めている。

⑥ 子どもの職業体験事業

子どもたちが社会や職業への関心を高め、将来を考える大切さに気付く機会を増やし、子どもの「豊かに育つ権利」や「自分らしく生きる権利」の保障の体現を目的とし、新たに小学校5・6年生を対象とした企業訪問型の職業体験事業を実施している。

初年度である令和6年度は、27の企業・団体の協力のもと、小学校の冬休み期間中に、職業体験プログラムを実施し、243人の子どもが参加した。

(8) 少年関連施設

① こども人形劇場「こぐま座」

子どもたちに夢のある人形劇を提供し、豊かな情操を育むとともに、人形劇団やサークル、グループなどを育成することを目的とし、昭和51年7月に中島児童会館に隣接して開館した。公立の人形劇専門の劇場としては全国初の施設である。道内外の劇団により、毎週土、日及び祝日に公演する一般公演と、子どもたちの春・夏・冬休み期間に開催する特別公演が行われている。

ア 施設の概要

- (ア) 所在地 札幌市中央区中島公園1番1号中島公園内 (TEL 512-6886)
- (イ) 利用時間 9時00分～22時00分 (日曜日：9時00分～17時00分)
- (ウ) 休館日 毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日
- (エ) 管理運営 (公財) さっぽろ青少年女性活動協会 (指定管理者)

② こどもの劇場「やまびこ座」

人形劇、児童劇等の分野における創作、発表、鑑賞などを通して、子どもたちの情操のかん養を図り、もって子どもの健全育成に資することを目的に、昭和63年8月に開館した。

この劇場は、ホールのみでの施設である「こぐま座」と比較して、美術工作室、研修室などの施設が充実しているため、人形劇や児童劇などの上演のほか、人形や舞台のセット作りや人形展示など多彩な利用が可能である。

ア 施設の概要

- (ア) 所在地 札幌市東区北27条東15丁目 (TEL 723-5911 FAX 723-5934)
- (イ) 利用時間 9時00分～22時00分 (日曜日：9時00分～17時00分)
- (ウ) 休館日 毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日
- (エ) 管理運営 (公財) さっぽろ青少年女性活動協会 (指定管理者)

5 若者支援事業

(1) 若者支援施設

若者支援施設は、若者の社会的自立を総合的に支援することにより、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、平成22年4月に勤労青少年ホーム及び青少年センターを活用して設置した施設。

このうち、若者支援総合センターは、若者支援の中核施設としての役割を担い、主にひきこもり、ニートと呼ばれる若者など社会生活を円滑に営むうえで困難を有する若者の社会的自立を支援している。

同センターは、平成22年9月に子ども・若者育成支援推進法に基づき、困難を有する若者の社会的自立促進のため設置された「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」の調整機関となっており、事務局として中心的な役割を果たしている。

また、若者活動センターは、若者同士の交流や若者の社会参加のきっかけづくりを行うため、地域ごとに設置している施設であり、現在、アカシア若者活動センター、ポプラ若者活動センター、豊平若者活動センター、宮の沢若者活動センターの4館を設置している。

ほか、若者支援総合センターにも活動センターとしての機能を持たせている。

施設の管理運営は、(公財) さっぽろ青少年女性活動協会を指定管理者に指定し行っている。

【若者支援施設利用者数】

| 年度 | 合計利用者数(人) | 事業種別 | | | | |
|-------|-----------|--------|--------|----------|--------|---------|
| | | 自立支援事業 | 交流促進事業 | 社会参加促進事業 | ロビー利用 | 貸室利用 |
| 令和5年度 | 247,663 | 14,503 | 23,272 | 7,929 | 39,654 | 162,305 |
| 令和6年度 | 272,168 | 13,808 | 27,241 | 7,837 | 46,160 | 177,122 |

(2) 事業内容

① 若者の自立支援事業

ア 対象

ひきこもりやニートなどの社会生活を円滑に営むうえで困難を有する主に30代までの若者

イ 実施施設

若者支援総合センター

ウ 内容

(ア) 相談業務

総合相談窓口を設置し、キャリアカウンセラーや社会福祉士などの相談員が若者本人やその家族などからの相談に応じている。

また、来所による相談では相談者の状況に合わせたサポートを実施し、支援プログラムや他の専門機関との連携を通じた支援も含め、自立までの行動計画を立てる。

【相談件数】

| 年度 | 相談件数(件) | | | | | | | | |
|-------|---------|--------|-----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 総合相談件数 | 総合相談件数 | | | 継続相談件数 | | | | |
| | | 来所 | 電話 | メール | 来所 | 電話 | メール | | |
| 令和5年度 | 8,389 | 1,067 | 276 | 636 | 155 | 7,322 | 3,539 | 2,508 | 1,275 |
| 令和6年度 | 7,513 | 1,063 | 280 | 625 | 46 | 6,450 | 3,237 | 2,269 | 944 |

(イ) 自立支援プログラムの実施

自立までの行動計画に基づき、グループ炊事や軽い運動で基礎的な生活習慣と社会性を身に付け、仕事体験やセミナーにより就業につなげていく。

(ウ) その他

ひきこもり等、来所が困難な若者への間接的な支援を目的とした親の会や定時制高校への訪問相談のほか、企業等での職業体験機会を増やすための社会体験機会創出事業、学校教育から離れた若者に対し、早期から進路決定のための支援を行う中学校卒業生等進路支援事業などに取り組んでいる。

また、平成30年度から、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格や高校入学を目的とした学習相談・学習支援を行う若者の社会的自立促進事業(まな

ぷらっと）を実施している。

(E) 自立支援事業の登録者数と進路決定

| 年度 | 自立支援新規登録者数 | 進路決定者数（人） | | | | |
|-------|------------|-----------|------|----|-----|---|
| | | 就職 | 職業訓練 | 進学 | その他 | |
| 令和5年度 | 353 | 172 | 140 | 3 | 29 | 0 |
| 令和6年度 | 310 | 199 | 162 | 5 | 32 | 0 |

② 若者同士の交流促進事業

若者支援施設では、若者が豊かな社会性を身に付けることを目的として、若者に対する仲間づくりや活動を始めるきっかけとなる各種講座等を開催するとともに、市内で活動しているサークル・団体やイベントを紹介している。

また、他の団体との交流などを図れるよう、若者で構成する団体によるネットワークを構築している。

【若者団体ネットワークの構築】

| | |
|----------------------|---------|
| 令和6年度若者団体ネットワーク登録団体数 | 1,817団体 |
| 合計登録者数 | 14,776人 |

③ 若者の社会参加促進事業

若者支援施設では、若者の主体的な地域の社会活動への参加を促進するため、若者に対して、ボランティア体験会やまち活性化イベントのスタッフ養成講座などを開催し、新たな活動を始めやすい環境を提供している。

また、まちづくりやボランティアなどに関心のある若者が力を発揮する場として、地域で活動する団体やイベントなどの情報を幅広く提供している。

(3) さっぽろ子ども・若者支援地域協議会

札幌市では、平成21年に制定された子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成22年9月に「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」を設置し、関係機関同士の連携を図っている（現在24機関・団体で構成）。協議会においては、年1回の代表者会議、年4回の実務者会議のほか、随時ケース検討会議を実施し、効果的な支援方策の検討を行っている。

6 私学助成（小学校、中学校及び高等学校）

学校法人のうち私立小学校、中学校、高等学校に対し、「札幌市私立学校助成規則」等に基づき、私立学校の健全な発展と私立学校教育の振興を図ること等を目的とした助成事業を実施している。

【私立学校教育振興補助金】

小学校、中学校及び高等学校に対して、教材教具・備品の購入・修繕、施設設備の小規模工事・修繕等に係る費用の一部を補助する事業（市独自事業。昭和31年～）。

令和5年度からは、新たに、ふるさと納税制度を活用した寄附金を財源とした補助制度を創設し実施している。

7 子どもの貧困対策

(1) 子どものくらし支援コーディネート事業

① 事業概要

子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や学習支援会場、子ども食堂、認可外保育施設など子どもの居場所を巡回し、区役所や学校など関係機関とも連携しながら、困難を抱える子どもや家庭に必要な支援につないだり、重層的な見守りにつなげたりしている。

② 支援対象者

経済的な問題や、家庭環境等さまざまな困難を抱えていることにより、成長や将来的な自立に向けて困難な影響が生じている状態にある子ども、若者やその家族。

③ 子どもコーディネーターの配置状況等

ア 実施体制

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会に委託

イ 配置場所

札幌市若者支援総合センター内

ウ 相談受付時間

10時～18時（土日祝休日、年末年始、休館日を除く）

エ 配置人数及び巡回対象地区

令和7年4月現在、8名体制、市内全域を巡回

オ 相談受理

| | 相談受理件数 | 支援継続件数（※年度末時点） |
|-------|--------|----------------|
| 令和4年度 | 188件 | 584件 |
| 令和5年度 | 253件 | 376件 |
| 令和6年度 | 308件 | 271件 |

8 子どもの居場所づくり支援事業

地域が主体となって行う子どもの居場所づくり活動は、子どもが安心して過ごすことができる環境の下、地域の大人や異年齢・同年齢の子どもとの交流などを行うことができる場を提供し、子どもの健やかな成長につなげるとともに、地域で子どもを見守る取組となっている。

札幌市では、こうした活動を支援するため、運営団体を対象とした補助を行っている。

(1) 札幌市子どもの居場所づくり活動支援補助金

子どもの居場所づくりを実施する活動で、新たに開始する事業、又は内容の拡充や機能の強化を図って取り組む事業に対し経費の一部を補助。

令和6年度より、食事の提供を伴わない学習支援・体験活動を実施する居場所づくり活動も支援の対象とし、補助事業名の改称を行った。（旧：札幌市子ども食堂活動支援補助金）

① 対象経費

物品・教材購入費、会場使用料、普及啓発費、保険料などの経費

② 補助金額

10万円以内／年、補助率：対象経費の2/3以内

(2) 札幌市子どもの見守り強化事業補助金

地域で子どもたちを見守る環境を強化するため、子どもたちに食事の提供、学習支援又は生活支援指導等の支援活動を実施する子ども食堂等の団体に対し、訪問による状況把握や居場所を通じた見守り活動にかかる経費を補助。

① 対象経費

人件費、食材購入費、運搬費、物品・教材購入費、会場使用料、普及啓発費などの経費

② 補助金額

補助単価

ア 子どもの居場所での状況把握 1 件当たり：1,000 円

イ 訪問による状況把握 1 件当たり：1,500 円

補助金額＝アの実績件数（1,000 円×年間延べ件数）＋イの実績数（1,500 円×年間延べ件数）【40 万円以内/年】

(3) 札幌市子ども食堂食材費高騰対策特別支援金

食料品等の物価高騰に直面する子ども食堂が安定的に活動を維持・継続できるよう、支援することによって、子どもが安心して過ごすことができる居場所を維持することを目的として子ども食堂に対し、支援金を給付。

補助金額

5 万円：1 か月に 1 回から 2 か月に 1 回の開催頻度

10 万円：1 か月に 2 回以上の開催頻度

9 ヤングケアラー支援推進事業

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者であるヤングケアラーを支援するため、以下の事業を実施している。

(1) ヤングケアラー相談サポート事業

① 相談支援事業

ヤングケアラー本人のほか、その家族や関係する職員、地域関係者等から広くヤングケアラーに関する相談に応じ、家庭の状況に応じた助言や適切な福祉サービス、就労支援サービス等への支援につなげている。

② 交流サロン事業

ヤングケアラーが気軽に悩みを打ち明けられ、当事者同士が交流し情報交換し合える、居場所機能を持つ交流サロン（定期開催型・出張開催型）を開催している。

(2) 研修等事業

市民等を対象とした出前講座や、ヤングケアラー支援体制の強化を目的として、福祉、介護、医療、教育等、ヤングケアラーを発見・支援する機会があると考えられる関係職員等を対象とした研修を開催している。

(3) ヤングケアラー世帯訪問支援事業

ヤングケアラーの負担を解消・軽減することを目的に、ヤングケアラー世帯を訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施するとともに、ヤングケアラー及びその家族の不安や悩みを傾聴し、

必要に応じて他の制度やサービスの情報提供を実施する。

10 こどもホスピスづくり活動支援事業

重い病気や障がいのある子どもとその家族の居場所であるこどもホスピスづくりに取り組む民間団体等の活動の支援の輪が広がるよう、広く市民に向けた普及啓発・理解促進の取組を実施している。令和6年度は、11月にこどもホスピスパネル展を開催したほか、12月に北海道が主催した「生命を脅かす疾患や重い障がいと共にある子どもに対する支援活動についてのシンポジウム」に共催、1月には民間団体と連携したPRイベントを開催した。

令和7年度も広く市民を対象として民間団体等と連携した広報の実施を検討している。

11 困難を抱える若年女性支援事業

「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」における「思春期・若年期の女性に焦点を当てた支援制度の創設」という提言を受け、令和3年8月から「札幌市困難を抱える若年女性支援事業（通称：LiNK）」を開始し、様々な困難を抱える（抱える恐れのある）若年女性を対象とした支援を行っている。

(1)事業概要

① アウトリーチ支援

SNSを用いた呼びかけや相談、ネットパトロール、繁華街の夜回りを実施し、若年女性に積極的に支援と情報を届ける。

② 居場所の提供

落ち着いて今後の生活について相談できるよう、一時的な「安全・安心な居場所」の提供を行い、相談、見守り支援を実施。

③ 自立支援

学校や家族との調整、同行支援、就労支援、医療機関との連携による支援など、自立に向けた伴走型の支援を実施。

④ 関係機関連携会議

行政機関、民間支援団体などによる関係機関連携会議を設置。対象者の抱える問題の状況に応じて関係機関へつなぐ。子ども・若者育成支援推進法に基づき設置している「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」を本事業における関係機関連携会議として位置付けている。

(2)支援対象者

様々な悩みや困難を抱えた主に10代後半から20代の思春期・若年期の女性。

例)暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある女性。家庭や交際相手との関係などにおいて悩みを抱え、居場所がないと不安を感じている方。

(3)実施体制

上記(1)①～③は、特定非営利活動法人CANに委託して実施

12 若者出会い創出事業

オンライン婚活サービスを提供する「さっぽろ結婚支援センター」の運営を通して、結婚を望む方々のライフプランの実現を支援する取組を進めていく。

(1) さっぽろ結婚支援センターの事業概要

① 運営形態

オンライン（※実店舗なし）／タメニー株式会社（本社：東京都品川区）に業務委託

② 業務内容

ア お相手検索やAIによるお相手紹介などの機能を備えた会員専用システムによる
オンライン婚活

イ 相談員（結婚支援コーディネーター）による伴走型の相談支援

ウ 各区民センター等における出張登録会・相談会及び婚活イベントの開催

③ 入会対象者

18歳以上の独身者で、さっぽろ連携中枢都市圏内に在住・在勤・移住希望の者

※さっぽろ連携中枢都市圏構成市町村：

札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、
新篠津村、南幌町及び長沼町

④ 入会登録料

15,000円/2年

Ⅲ 事業及び施策の概要 ～子育て支援部～

Ⅲ-1 児童福祉事業

1 児童福祉事業(子ども・子育て支援新制度関係を除く。)

(1) 母子生活支援施設等(各施設については「VI施設一覧」(77ページ～)を参照)

① 母子生活支援施設

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合に、その女子と児童を入所させて保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

市内に4施設、定員合計80世帯

② 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。

市内に6施設(定床数14床)

(2) 各種手当・給付事業

① 児童手当

子育て世帯の生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな育みを支援することを目的として、18到達後の最初の年度末までの児童を監護し、かつ、その児童と一定の生計関係にある父又は母等に児童手当を支給する。

なお、制度改正により令和6年10月分の手当より下表のとおり変更となった。

※ 公務員には所属している官公庁から支給される。

【改正内容の比較】

| | 改正前 | 改正後 |
|--------|--|--|
| 支給対象 | 15歳到達後の最初の年度末までの児童 | 18歳到達後の最初の年度末までの児童 |
| 所得制限 | 所得制限限度額、所得上限限度額が設定 | 所得制限なし |
| 手当月額 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満：15,000円 ・ 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・ 中学生：10,000円 ・ 所得制限以上：5,000円 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・ 3歳～18歳到達後の最初の年度末まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円 |
| 第3子の算定 | 18歳到達後の最初の年度末までの児童を含める | 22歳到達後の最初の年度末までの児童を含める |
| 支払期月 | 3回(2月、6月、10月)(各前月までの4カ月分を支払) | 6回(偶数月)(各前月までの2カ月分を支払) |

【令和7年3月31日現在受給者数】※施設・里親の受給者を除く

| 受給者数（世帯数） | 児童数（人） |
|-----------|---------|
| 139,780 | 226,216 |

【令和6年度実績】

| | |
|-----|--------------|
| 支給額 | 26,297,017千円 |
|-----|--------------|

② 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、次に該当する児童を監護する母、父又は養育者に、児童が満18歳に到達した日以降、最初の年度末まで児童扶養手当を支給する。（障がいのある児童の場合は20歳到達した日の属する月分まで）

ただし、所得額や公的年金との併給による支給制限、支給開始から5年経過等による手当額の一部又は全部停止がなされる場合がある。

なお、令和6年11月分手当より制度改正（第3子以降の加算を第2子と同額に増額、受給資格者本人に係る所得制限限度額の引き上げ）が行われた。

【児童扶養手当該当事由】

| | |
|-----------------------------------|--------------------|
| 父母が婚姻を解消した児童 | 父又は母が死亡した児童 |
| 父又は母に重度の障がいがある児童 | 父又は母の生死が不明な児童 |
| 父又は母が1年以上遺棄している児童 | 父又は母が1年以上拘禁されている児童 |
| 母が婚姻によらないで出産した児童 | 父母とも不明である児童 |
| 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童（平成24年8月から） | |

【児童扶養手当支給額（令和7年4月現在）】

| 1人目の児童 | | 2人目以降の児童 |
|---------|----------------------------|---------------------------------|
| 全部支給 | 一部支給 | |
| 46,690円 | 所得に応じて、11,010円～46,680円の範囲内 | 所得に応じて、1人に5,520円～11,030円の範囲内で加算 |

【令和7年3月31日現在受給者数】

| 受給者数（世帯数） | 児童数（人） |
|-----------|--------|
| 16,804 | 24,056 |

【令和6年度実績】

| | |
|-----|-------------|
| 支給額 | 8,401,573千円 |
|-----|-------------|

③ 札幌市災害遺児手当及び入学等支度資金

災害による遺児を扶養している者に災害遺児手当並びに災害遺児入学及び就職支度資金を支給することにより、遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長するとともに、福祉の増進を図る。

災害遺児手当は、義務教育終了までの遺児を扶養している保護者に、入学等支度資金

は、遺児が小中及び高等学校等に入学する際、又は中学校等卒業後就職する際に当該遺児を扶養している保護者に支給する。

【支給額】

| | |
|------|------------------|
| 手当 | 1人につき 月額 4,000円 |
| 支度資金 | 1人につき 1回 20,000円 |

【令和6年度実績】

| 受給者数（世帯） | 児童数（人） | | 支給額 |
|----------|--------|-----|---------|
| 62人 | 手当 | 84人 | 3,944千円 |
| | 支度資金 | 22人 | 420千円 |

④ 札幌市特別奨学金

特別奨学金は、生活が困難となっている世帯の生徒に対し、技能を習得するのに要する学資を支給し、その世帯の経済的自立を図ることを目的とするもの。生活保護を受けている、又は生活保護を必要とする状態にある世帯の生徒で、技能の習得を目的に、高等学校の職業学科や特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程等）、各種学校（高等学校相当過程）等で学ぶ者に支給する。特別奨学生は、生徒からの申請に基づき、年度ごとに選定する。

【支給額】

| | 公立 | 私立 |
|--------|-------------|-------------|
| 技能習得資金 | 月額 5,000円 | 月額 8,000円 |
| 支度資金 | 入学時 10,000円 | 入学時 15,000円 |

【令和6年度実績】

| 受給者数 | 支給額 |
|------|---------|
| 124人 | 8,189千円 |

(3) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）・寡婦福祉事業

① 母子・婦人相談員

各区に母子・婦人相談員を配置（全区で計18名）し、次の業務を行っている。

ア 母子・父子・寡婦自立支援関係

ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うほか、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

【令和6年度実績】

| | |
|------------|--------|
| 相談受付件数（延べ） | 3,019件 |
|------------|--------|

イ 母子父子寡婦福祉資金の償還指導関係

母子父子寡婦福祉資金の貸付けに係る相談・指導及び貸付金に係る償還促進業務を行う。

【令和6年度実績】

| | |
|------------|--------|
| 相談受付件数（延べ） | 3,969件 |
|------------|--------|

ウ 婦人保護関係

婦人保護事業の対象となる要保護女子等につき、その早期発見、相談、調査、指導及びこれに付随する業務を行う。

【令和6年度実績】

| | |
|------------|--------|
| 相談受付件数（延べ） | 3,522件 |
|------------|--------|

② 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するための貸付制度。

制度の運用に当たっては、特別会計を設けている。

- ・資金の種類：修学資金、就学支度資金など12種類
- ・利率：資金により、無利子もしくは1.0%（連帯保証人を立てる場合は無利子）
- ・償還期間：資金により、3年以内から20年以内

【令和6年度実績】

| | 貸付金額 | 貸付件数 |
|--------|--------------|------|
| 母子福祉資金 | 35,386,768 円 | 74 件 |
| 父子福祉資金 | 3,295,800 円 | 7 件 |
| 寡婦福祉資金 | 260,000 円 | 1 件 |

③ ひとり親家庭支援センターの運営

札幌市ひとり親家庭支援センターは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条の規定に基づく母子・父子福祉施設として設置しているもの。

平成18年度から指定管理者制度を導入しており、（公社）札幌市母子寡婦福祉連合会が管理運営を行っている。

ア 相談対応

(ア) ひとり親家庭等相談

電話や面談で生活全般に関する各種相談に応じている。父子家庭専門相談員も配置している。

(イ) 特別相談

養育費や慰謝料の取決め、離婚等によるメンタルケアなど、諸問題の解決に向けて、弁護士や臨床心理士等の専門家が相談対応している。

(ウ) 就業相談

就業に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行っている。

【令和6年度実績】

| | |
|------------|--------|
| 相談受付件数（延べ） | 6,984件 |
|------------|--------|

イ 就業支援

就業支援講習会、就職準備・離転職セミナー等のほか、ハローワークと連携して就業支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施している。

ウ 交流の促進

ひとり親家庭等の生活などの向上を図るため、交流場所を提供するほか、教養講座

を実施している。

④ ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭及び寡婦を対象として、修学等の自立に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助等が必要な場合や、ひとり親家庭になって間がなく日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図っている。

【令和6年度実績】

| | 派遣件数 | 派遣回数（延べ） |
|----|------|----------|
| 母子 | 134件 | 383回 |
| 寡婦 | 0件 | 0回 |
| 父子 | 8件 | 36回 |

⑤ ひとり親家庭等自立支援給付事業

ひとり親家庭の親の就業をより効果的に促進するため、次の給付金を支給する事業を実施している（イのみ所得制限あり）。

ア 自立支援教育訓練給付金

自ら就業を目指して職業能力の開発に取り組むひとり親家庭の親を支援するため、市が指定した講座を受講した場合に、教育訓練終了後、給付金を支給するもので、平成17年度から実施している。

【対象講座】

雇用保険制度の教育訓練給付金の一般教育訓練給付金の指定講座並びに特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金の指定講座のうち専門資格の取得を目的とする講座

【支給額等】

受講料の6割相当額。一定の条件を満たし、追加支給を受けられる場合は、受講料の8.5割相当額。（雇用保険制度から給付を受けられる場合はその額を除いた額。上限等あり）

【令和6年度実績】

| 支給件数 | 支給額 |
|------|------------|
| 43件 | 7,554,462円 |

イ 高等職業訓練促進給付金等

保育士、看護師等の就職に有利で生活の安定に資する資格の取得のために養成機関で修学するひとり親家庭の親を対象として、昼間の受講が多く資格取得と就業を両立させることが困難であることから、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、平成17年度から実施している。

【対象資格】

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師、臨床検査技師、臨床工学技師、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、はり師、きゅう師、柔道整復師、視能訓練士、義肢装具士、自動車整備士、理容師、美容師、製菓衛生士、調理師、栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士、助産師、保健師、管理栄養士、その他雇用保険

制度の教育訓練給付金の指定講座（一般教育訓練給付金の指定講座は情報関係の資格や講座に限る。）

【支給額】

ひとり親家庭の経済的自立に効果が高い対象資格を6月以上の養成機関で受講する場合に、4年を上限として訓練給付金を支給する。なお、修学期間の最終12か月については、支給額を増額する。また、修了後には修了支援給付金を支給する。

| | | | |
|---------|----------|----------------------|------------|
| 訓練促進給付金 | 市民税非課税世帯 | 月100,000円（修学期間の最終12月 | 月140,000円） |
| | 市民税課税世帯 | 月 70,500円（修学期間の最終12月 | 月110,500円） |
| 修了支援給付金 | 市民税非課税世帯 | 50,000円 | |
| | 市民税課税世帯 | 25,000円 | |

【令和6年度実績】

| | 支給件数 | 支給額 |
|---------|------|--------------|
| 訓練促進給付金 | 248件 | 248,531,000円 |
| 修了支援給付金 | 73件 | 3,075,000円 |

ウ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親や子がより良い条件での就職や転職の可能性を広げられるよう、高卒認定試験対策講座の受講料等の一部を補助するもので、平成28年度から実施している。

【支給額等】

- (ア) 受講開始時給付金：受講料の40%（上限20万円）（通信制講座は上限10万円）
- (イ) 受講修了時給付金：受講料の50%から(ア)を引いた額
（(ア)と合わせて上限25万円（通信制講座は上限12万5千円））
- (ウ) 合格時給付金：受講料の10%（(ア)及び(イ)と合わせて上限30万円（通信制講座は上限15万円））

⑥ ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の児童（小学3年生～中学3年生）を対象として、学習支援により基礎的な学力の向上を図るとともに、進学・進路等の相談に応じることにより、不安感を解消することを目指している。また、令和6年度から兄弟が登録・出席している小学1・2年生や中学3年生時に本事業に参加していた高校1年生も対象に追加するなど事業を拡大している。

平成25年10月から市内5区で開催し、平成26年度からは全10区に拡大して実施している。運営は（公社）札幌市母子寡婦福祉連合会に委託している。

【令和6年度実績】

| 開催回数 | 参加児童数（延べ人数） |
|------|-------------|
| 494回 | 3,635人 |

⑦ ひとり親家庭地域生活支援事業（旧母子緊急一時保護事業）

令和6年度まで、夫の暴力等を受けた女性及びその者の監護する児童の緊急時における安全確保を図るために避難場所を提供し、必要な支援を行うことを目的に「母子緊急一時保護事業」を行っていた。令和7年度より、「母子緊急一時保護事業」から「ひとり親家庭地域生活支援事業」に変更し、住まい・就業の支援や親子関係の再構築等に係る生

活環境を整えるための支援を行い、自立の目途がつくまでの期間に限り居室を提供（最長12週間）している。

【令和6年度実績（母子救急一時保護事業）】

| 利用件数 | 利用人数 |
|------|---------------------|
| 9件 | 24人（母9人、婦人0人、児童15人） |

⑧ ひとり親家庭等養育費確保支援事業

ひとり親家庭等の子どもの養育費の取決めや確保を支援するため、養育費の協議に係る裁判外紛争解決手続（ADR）、公正証書等の債務名義の作成、養育費に係る保証契約の締結に要する費用の一部を補助する。また、令和6年度より、強制執行の申し立てを行う際に必要となる費用の一部補助も開始し、事業を拡大している。

【令和6年度実績】

| | 利用人数 | 支給額 |
|-------------------|------|------------|
| 裁判外紛争解決手続（ADR）の利用 | 0人 | 0円 |
| 公正証書等の債務名義の作成 | 210人 | 3,854,689円 |
| 養育費に係る保証契約の締結 | 1人 | 50,000円 |
| 強制執行の申し立て | 0人 | 0円 |

(4) 母子保健事業

母子保健対策は、母子保健法等に基づき母性及び乳幼児の健康保持という基本理念のもとに思春期から妊娠期へ、さらに産婦、乳幼児へとつながる一貫した体系の中でそれぞれの時期に応じた健康診査、保健指導等の事業を実施し母子保健の充実強化を図っています。

また、当該事業は、児童虐待の予防及び早期発見に資するものとして実施しています。

① 妊娠・出産包括支援事業

ア 産後ケア事業

支援を必要とする産婦に対し、心身の休養の機会を提供し育児に関する助言指導等を行う。事業開始当初より助産所において実施していたが、利用ニーズの拡大から令和5年12月に医療機関にも委託を開始した。令和6年10月にはすべての産婦と乳児を対象にし、さらに訪問型の産後ケアを開始した。令和7年4月1日時点で助産所16か所、医療機関15か所で実施している。

【令和6年度実績】

| 宿泊型利用人数（延） | 日帰り型利用人数（延） | 訪問型利用人数（延） |
|------------|-------------|------------|
| 464人 | 1,567人 | 170人 |

イ 妊婦支援相談事業

妊娠届出書の提出の際に母子保健相談員等が面接相談を実施し、ハイリスク妊婦を把握し早期からの支援につなげる。

【令和6年度実績】

| | |
|-------|--------|
| 面談実施数 | 9,916人 |
|-------|--------|

② 児童虐待予防強化事業

ア 妊娠SOS相談事業

予期せぬ妊娠等の妊娠葛藤や困難を抱える妊婦に対する支援を強化するため、夜間も含めたSNS等の相談窓口、妊産婦の居場所支援、受診同行等のアウトリーチの提供についての委託を令和6年度から実施する。

イ 保健センターの相談機能強化

心理職を各区保健センターに配置。保健師と連携しながら、訪問・面接等を実施することで、継続的に母子支援を行う。

ウ 保健と医療が連携した育児支援ネットワーク

保健と医療が連携した育児支援ネットワークにより、医療機関と各区保健センターが、支援が必要な親子の情報共有をするための体制を整備する。

【令和6年度実績】

| | |
|---------|--------|
| 情報提供受理数 | 1,238人 |
|---------|--------|

③ 不妊治療等支援関係事業

ア 不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、生殖補助医療と併用して実施した先進医療に要する費用の一部を助成する。

【令和6年度実績】

| 申請件数 | 助成金額 |
|------|-------------|
| 592件 | 15,171,310円 |

イ 不育症治療費助成事業

不育症（2回以上の流産や自然、早期新生児死亡の既往があること）治療に要する費用の一部を助成する。

【令和6年度実績】

| 申請件数 | 助成金額 |
|------|-------------|
| 204件 | 11,715,384円 |

ウ 不妊専門相談事業

不妊症、不育症に悩む市民に対して、医師や保健師等により、相談及び情報の提供を行う。

【令和6年度実績】

| 相談種別 | 相談件数 |
|------|--------|
| 専門相談 | 33件 |
| 一般相談 | 1,165件 |

④ 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業

ア 伴走型相談支援

全ての妊婦を対象に妊娠5～6か月頃に妊娠期アンケートを実施し、回答内容に応じて保健師等が支援を実施している。また、これまで初妊婦を対象としていた初妊婦訪問を経妊婦にも対象を拡大して実施している。

【令和6年度実績】

| | |
|---------|--------|
| 妊婦訪問実施数 | 4,156件 |
|---------|--------|

イ 妊婦のための支援給付（旧妊娠・出産寄り添い給付金）

妊婦であることを認定した後に5万円を支給するほか、妊娠しているこどもの人数、1人に付き5万円を現金で支給する。

【令和6年度実績（妊娠・出産寄り添い給付金）】

| 支給件数 | 支給額 |
|---------|--------------|
| 19,280件 | 964,000,000円 |

⑤ 小児医療給付事業

ア 自立支援医療（育成医療）

身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。

【令和6年度実績】

| 支給件数 | 支給額 |
|------|-------------|
| 768件 | 16,921,158円 |

イ 未熟児養育医療（養育医療）

入院加療が必要な未熟児（出生時体重2,000g以下、一定の症状がある場合など）に対し、必要な医療の給付を行う。

【令和6年度実績】

| 支給件数 | 支給額 |
|--------|-------------|
| 1,702件 | 86,080,421円 |

ウ 妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業

妊娠高血圧症候群等にり患している妊産婦が入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給する。

【令和6年度実績】

| 支給件数 | 支給額 |
|------|-----|
| 0件 | 0円 |

エ 結核事業療育給付事業

結核にかかっている児童が入院した場合、その長期療養に要する費用の一部を支給する。近年の申請実績なし。

2 子ども・子育て支援新制度関係事業

(1) 公立施設

① 区保育・子育て支援センター

ア 概要

区における子育て支援の拠点として、保育機能に加え、子育てサロンをはじめとするさまざまな子育て支援機能を持った施設である。令和5年4月の中央区の開設をもって、10区全ての設置が完了した。

イ 事業内容

(ア) 保育

- a 開所時間：7時00分～19時00分（18時00分～19時00分は時間外保育）
- b 定員：120人（中央、北、東、白石、豊平、西及び手稲区）、
60人（厚別区、清田区）、19人（南区）
- c 受託区分：産休明け（生後57日）から就学前まで（南区保育・子育て支援センター以外）、産休明けから3歳未満まで（南区保育・子育て支援センター）。
- d 通常保育、時間外保育、一時預かり、障がい児保育、休日保育（北、豊平及び西区保育・子育て支援センターで実施）、医療的ケア児保育（南区を除く全ての保育・子育て支援センターで実施）、こども誰でも通園制度（中央、東及び白石区保育・子育て支援センターで実施）。

(イ) 地域子育て支援拠点事業

a 常設子育てサロンの運営

（祝日及び年末年始を除く月曜日～土曜日、9時00分～17時00分）

子育て家庭やこれから親になる人が自由に集い、他の親子との交流を深め、親同士やボランティアの人たちとつながりを持ち、主体的に参加できるよう子育てサロンを常設している。育児に広がりやゆとりを感じ、子育てに見通しがもてるように、園児の姿を見たり、触れ合ったり、乳幼児期にふさわしい生活の大切さについて気付けるようにする。

b 次世代育成支援

保育所や子育てサロンなど、施設で行っている事業を活用し、児童・生徒・学生に乳幼児や施設を利用するさまざまな年代の人々と交流する機会を提供している。

(ウ) 地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業

a 子育て家庭への支援

(a) 子育て相談

祝日及び年末年始を除く月曜日～土曜日、面談・電話による子育てや子どもの成長・発達における心配や悩み事などの相談について、必要に応じて関係機関との連携を取りながら問題の解決の手助けをすることにより、ゆとりをもった子育てができるよう支援している。

(b) 助言・利用支援

子育て家庭の状況により、必要に応じて子育て支援に関する施設及び専門機

関の紹介や事業等について適切な窓口で紹介し、施設や事業等を円滑に利用できるよう支援を行っている。

(c) 個別支援及び個別支援に関わるネットワークづくり

特に援助を必要とする親子に対して子育てサロンや一時預かりを活用し、保護者の育児に対する不安感や負担感の軽減を図るほか、個別のケースに応じて専門機関・地域の団体との連携を図りながら支援を行っている。

(d) 子育て講座の実施

子育て講座において、乳幼児の発達や親子の関係などについて学ぶ機会を提供し、育児力の向上を図るとともに、親子で楽しんだり親のリフレッシュを図ったりする機会を提供している。

b 地域との連携

(a) 地域づくりの推進

子育て家庭を見守り、子育てを支える環境づくりを進めるため、身近な行政機関や地域団体などとの連携を図っている。

(b) 日曜ファミリー子育て広場（サンデーサロン）の運営支援

（各区保育・子育て支援センターで月1回日曜日、10時00分～12時00分）

(イ) 利用者支援事業

a 子育て支援者の育成

(a) 子育てボランティアの育成及び子育て支援者の活動支援

親子や園児とふれあう活動の場を提供し、地域で子育て家庭を支えるボランティアを育成、地域支援者の活動を支援している。

【区保育・子育て支援センター】

| 名 称 | 住 所 | 電話番号 |
|---------------------------------|-----------------|-------------------------------|
| 中央区保育・子育て支援センター （ちあふる・ちゅうおう） | 中）南7条西13丁目1-1 | 511-1155 511-1156(子育て支援専用) |
| 北区保育・子育て支援センター （ちあふる・きた） | 北）北25条西3丁目3-3 | 757-5380 757-5381(子育て支援専用) |
| 東区保育・子育て支援センター （ちあふる・ひがし） | 東）北9条東7丁目1-25 | 711-7801 711-7807(子育て支援専用) |
| 白石区保育・子育て支援センター （ちあふる・しろいし） | 白）南郷通1丁目南8-1 | 861-1910 868-3160(子育て支援専用) |
| 厚別区保育・子育て支援センター （ちあふる・あつべつ） | 厚）厚別中央1条6丁目1-10 | 887-8165 887-8166(子育て支援専用) |
| 豊平区保育・子育て支援センター （ちあふる・とよひら） | 豊）月寒東1条4丁目2-11 | 851-3945 851-2510(子育て支援専用) |
| 認定こども園にじいろ（※） （ちあふる・きよた） | 清）真栄2条1丁目11-20 | 883-3345 883-3044(子育て支援専用) |
| 南区保育・子育て支援センター（※） （ちあふる・みなみ） | 南）真駒内幸町2丁目2-2 | 215-0183 215-0203(子育て支援専用) |
| 西区保育・子育て支援センター （ちあふる・にし） | 西）二十四軒3条5丁目6-11 | 621-1496 613-7882(子育て支援専用) |
| 手稲区保育・子育て支援センター （ちあふる・ていね） | 手）手稲本町3条2丁目4-15 | 681-3160 681-3162(子育て支援専用) |

※ 認定こども園にじいろは平成27年度から子ども・子育て支援新制度施行に伴い、幼児教育、保育及び

子育て支援機能をあわせ持つ単一の施設（幼保連携型認定こども園）として位置づけられた。
 ※ 南区保育・子育て支援センターは保育機能として、小規模保育事業所を設置。

【区保育・子育て支援センター常設子育てサロン実施状況】

| 項目 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------|----------|----------|
| 常設子育てサロン総利用者数 | 126,358人 | 133,351人 |
| 常設子育てサロン総利用組数 | 56,373組 | 58,751組 |
| 子育て相談件数 | 3,974件 | 4,901件 |

② こそだてインフォメーション（地域子育て支援事業）

【予算・決算見込み】

（千円）

| | 令和6年度決算 | 令和7年度予算 |
|----------|---------|---------|
| 地域子育て支援費 | 48,556 | 52,290 |

ア 概要

子育て家庭を支援し、地域における子育てを支える環境づくりを目的として、各区にこそだてインフォメーションを設置しているほか、子育てサロンへの支援、地域における子育て支援ネットワークの推進、子育て家庭への支援及び子育て支援者の育成などを行い、地域と一体となった子育て支援事業を展開している。

なお、区保育・子育て支援センターと連携しながら事業を実施している。

イ 事業内容

(ア) 地域子育て支援拠点事業

a 次世代育成支援

児童・生徒・学生に乳幼児とのふれあいや子育てに関するさまざまな体験の機会を提供し、ふれあう楽しさや命の尊さなどを伝えている。

(イ) 地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業

a 子育て家庭への支援

(a) 子育て相談

子育てに関する悩みや心配事に対し、電話や面談による相談対応を行っている。また、依頼により相談家庭に出向く出前子育て相談「ピンポ～ン こんにちは」を実施している。

(b) 助言・利用支援

子育て家庭の状況により、必要に応じて子育て支援に関する施設及び専門機関の紹介や事業等について適切な窓口を紹介し、施設や事業等を円滑に利用できるよう支援を行っている。

(c) 個別支援及び個別支援に関わるネットワークづくり

特に援助を必要とする親子に対して、個別のケースに応じて専門機関・地域の団体との連携を図りながら支援を行っている。

(d) 子育て講座

乳幼児の心身の発達や親と子の関係などについて学ぶ機会を提供し、親の育児力の向上を図っている。

- (e) さっぽろ親子絵本ふれあい事業絵本の配布
- b 地域との連携
 - (a) 地域づくりの推進

地域における子育て支援を推進するために、子どもに関係する行政機関や地域団体などが相互に連携し、地域の子育て支援情報の共有化やさまざまな課題に取り組み、地域で子育て家庭を支える環境づくりを進めている。
 - (b) 地域の子育てサロン運営支援

地域子育てサロンの立上げや運営に係るさまざまな支援を行っている。
- c こそだてインフォメーションの運営

保育士が常駐しており、子育て相談、情報提供、子育てサークル支援、絵本・書籍の貸出し等を行っている。
- (ウ) 利用者支援事業
 - a 子育て支援者の育成
 - (a) 子育てボランティアの育成及び子育て支援者の活動支援

地域で子育て家庭を支える人材確保に向けて、ボランティアを育成し、地域で子育て家庭を支える地域支援者の活動を支援している。また、必要な技術を学ぶ研修会や、情報交換等のため交流会を実施している。

【こそだてインフォメーション・地域子育て支援事業実施機関】

| 名 称 | 住 所 | 電話番号 |
|--------------------|------------------------|----------|
| 中) 健康・子ども課子育て支援担当係 | 中) 南3条西11丁目 中央区複合庁舎4階 | 205-3355 |
| 北) 健康・子ども課子育て支援担当係 | 北) 北25条西6丁目 北保健センター1階 | 757-2566 |
| 東) 健康・子ども課子育て支援担当係 | 東) 北10条東7丁目 東保健センター1階 | 712-6331 |
| 白) 健康・子ども課子育て支援担当係 | 白) 南郷通1丁目南8-1 白石複合庁舎3階 | 861-0345 |
| 厚) 健康・子ども課子育て支援担当係 | 厚) 厚別中央1条5丁目 厚別区役所3階 | 895-2514 |
| 豊) 健康・子ども課子育て支援担当係 | 豊) 平岸6条10丁目 豊平区役所3階 | 822-2474 |
| 清) 健康・子ども課子育て支援担当係 | 清) 平岡1条1丁目 清田区総合庁舎2階 | 889-2052 |
| 南) 健康・子ども課子育て支援担当係 | 南) 真駒内幸町1丁目 南保健センター1階 | 588-5411 |
| 西) 健康・子ども課子育て支援担当係 | 西) 琴似2条7丁目 西保健センター1階 | 641-6954 |
| 手) 健康・子ども課子育て支援担当係 | 手) 前田1条11丁目 手稲区民センター1階 | 681-1342 |

【地域子育て支援事業実施状況】

| 事業名 | | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------------|--|--------------------|--------------------|
| サロン 子育て 支援 | 地域子育てサロン運営支援事業助成金支給団体数 (12回以上サロンを開催している団体が対象) | 110団体 | 95団体 |
| 地域 連携 | 子育て支援推進ネットワーク会議 開催回数 | 9回 | 7回 |
| | | 10回 | 9回 |
| 地域支援件数 | | 3,517件 | 3,413件 |
| 子育て の支援 の 家庭 へ | こそだてインフォメーション利用件数 | 25,044件 | 28,041件 |
| | 子育て講座受講者数 | 323回 4,557人 | 312回 4,944人 |
| | 子育て相談件数 | 1,835件 | 1,665件 |
| 子育て 支援者の 育成 | 子育て支援者研修会・交流会参加者数 | 5回 51人 | 5回 60人 |
| | こそだてインフォメーション利用件数 | 個人504人 41団体473人 | 個人502人 37団体393人 |
| | 子育て講座受講者数 | 18回 423人 | 20回 505人 |

③ 公立保育所（各施設については「Ⅵ 施設一覧」（77ページ～）を参照）

(2) 私立特定教育・保育施設

本市における私立特定教育・保育施設とは、子ども・子育て支援新制度へ移行した私立保育所、幼稚園、認定こども園をいう。

① 私立保育所

保護者が就労等のため家庭保育できない場合、日々保護者の下から通わせて児童を保育する施設

② 私立幼稚園

満3歳以上の幼児を保育し、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育をする施設

③ 認定こども園

保育所と幼稚園が一体となり、保育と幼児教育の両方を提供する施設

④ 教育・保育給付認定区分

保育所、幼稚園、認定こども園及び小規模保育等の教育・保育を利用する子どもについては、以下3つの教育・保育給付認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付及び地域型保育給付が行われる。

ア 1号認定子ども（幼稚園、認定こども園）

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの

イ 2号認定子ども（保育所、認定こども園）

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等で家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

ウ 3号認定子ども（保育所、認定こども園、地域型保育事業等）

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等で家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

⑤ 施設型給付費（保育所委託費）の負担及び保育料

施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「支給認定区分による児童一人当たりの内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額である。

保育料（利用者負担額）について、本市では国が定める基準額より大幅に軽減した額としている。その軽減率は約58%（1号を除いた軽減率）となっており、この軽減した費用については市の負担となっている。

なお、多子世帯への負担軽減を目的として、令和6年度から世帯の所得やきょうだいの年齢差、施設の利用有無にかかわらず、第2子以降の保育料を無料としている。

【令和7年度施設型給付費（予算ベース）】

（単位：千円）

| 区 分 | 予算額 | |
|------------------|------------|-----------|
| | 私 立 | 【参考】公立 |
| 公定価格総額 (A) | 65,895,687 | 2,433,336 |
| 国基準徴収額 (B) | 4,929,699 | 246,842 |
| 市基準徴収額 (C) | 2,042,128 | 102,574 |
| 国庫負担額 (D) | 30,074,508 | 0 |
| 道負担額 (E) | 15,445,742 | 0 |
| 市負担額 (F) | 15,445,738 | 2,186,493 |
| 保護者負担軽減市費持出額 (G) | 2,887,570 | 144,268 |

【令和7年度施設型給付費負担区分】

（単位：千円）

| 公 定 価 格(A) | | 65,895,687 | | |
|-----------------------------------|----------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|
| 国基準徴収金(B) 4,929,699 | | | | |
| 市基準徴収金(C) 2,042,128 (保護者負担) | 市費持出(G) 2,887,570 | 市負担金(F) 15,445,738 | 国庫負担金(D) 30,074,508 | 道負担金(E) 15,445,742 |

【利用者負担額表】

| 階層 | 該当する所得割等 | 保育標準時間認定 | 保育短時間認定 |
|----|--|----------|---------|
| A | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯 | 0円 | 0円 |
| B | 市町村民税が非課税の世帯 ※ | 0円 | 0円 |
| C1 | 48,600円未満 | 11,000円 | 10,820円 |
| D1 | 48,600円以上 67,000円未満 | 15,680円 | 15,420円 |
| D2 | 67,000円以上 97,000円未満 | 22,550円 | 22,170円 |
| D3 | 97,000円以上 140,000円未満 | 30,250円 | 29,740円 |
| D4 | 140,000円以上 169,000円未満 | 39,600円 | 38,930円 |
| D5 | 169,000円以上 254,000円未満 | 45,870円 | 45,100円 |
| D6 | 254,000円以上 301,000円未満 | 53,740円 | 52,830円 |
| D7 | 301,000円以上 341,000円未満 | 60,170円 | 59,150円 |
| D8 | 341,000円以上 397,000円未満 | 65,450円 | 64,340円 |
| D9 | 397,000円以上 | 75,900円 | 74,610円 |

【ひとり親家庭等(母子又は父子家庭の世帯、障がい者(児)同居世帯)の世帯に係る負担額】

| | | | |
|-----|------------------------|--------|--------|
| C0 | 48,600円未満 | 4,400円 | 4,400円 |
| D01 | 48,600円以上 67,000円未満 | 4,400円 | 4,400円 |
| D02 | 67,000円以上 77,101円未満 | 4,400円 | 4,400円 |

※ 所得割が非課税で、均等割のみ課税されている世帯はC階層に該当します。

(3) 特定地域型保育事業（家庭的保育事業等）

本市における特定地域型保育事業とは、原則として、19人以下の定員で、3歳未満の児童を保育する子ども・子育て支援新制度へ移行した家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業をいう。

① 家庭的保育事業

保育を必要とする乳幼児を居宅等で保育する事業

※保育従事者の保育士資格割合（家庭的保育者全員、但し保育補助者を除く。）

② 小規模保育事業（A型、B型、C型）

保育を必要とする乳幼児を交通利便性の高い地域の賃貸物件等で保育する事業

なお、B型及びC型は令和5年4月1日現在、本市内には無い施設種別となっている。

※保育従事者の保育士資格割合（A型全員、B型2/3以上、C型1/2以上）

③ 事業所内保育事業

保育を必要とする乳幼児を会社の事業所の保育施設等で従業員の子どもと保育する事業

※保育従事者の保育士資格割合（保育所型全員、小規模型2/3以上）

④ 地域型保育事業の負担及び保育料

【令和7年度地域型保育給付費（当初予算ベース）】

（単位：千円）

| 区 分 | 予算額 |
|------------------|-----------|
| 公定価格総額 (A) | 6,380,114 |
| 国基準徴収額 (B) | 601,802 |
| 市基準徴収額 (C) | 258,861 |
| 国庫負担額 (D) | 3,364,712 |
| 道負担額 (E) | 1,206,800 |
| 市負担額 (F) | 1,206,800 |
| 保護者負担軽減市費持出額 (G) | 342,941 |

【令和7年度地域型保育給付費負担区分】

（単位：千円）

| 公 定 価 格(A) | | 6,380,114 | | |
|-------------------------------------|------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 国基準徴収金(B) 601,802 | | 市負担金 (F) 1,206,800 | 国庫負担金 (D) 3,364,712 | 道負担金 (E) 1,206,800 |
| 市基準徴収金 (C) 258,861 (保護者負担) | 市費持出 (G) 342,941 | | | |

※保育料については「私立特定教育・保育施設」の2・3号を受けた子どもの利用者負担額表（月額）と同じ。

(4) 各施設等の状況

① 各施設等の状況

ア 認定こども園の整備状況

(ア) 整備概要

令和6年度決算額は、1,267,763千円となり、補助金を活用しない自主整備事業を含め、既存幼稚園等から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行、既存保育所等から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行を合わせて31施設の整備を行った。

令和7年度予算は、1,343,607千円となっており、既存幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行5施設及び幼保連携型認定こども園の改築1施設の整備を予定している。

(1) 令和6年度整備実績

| 幼保連携型認定こども園 4施設 | |
|-------------------|---------------------|
| ＜既存保育所からの移行＞ | ＜既存幼稚園からの移行＞ |
| 施設名 | 施設名 |
| 幼保連携型認定こども園もえれ保育園 | 幼保連携型認定こども園なかのしま幼稚園 |
| | 真駒内聖母認定こども園 |
| | 幼保連携型認定こども園西野札幌幼稚園 |

| 保育所型認定こども園・幼稚園型認定こども園 27施設 | | |
|--|---------------------------|---------------|
| ＜既存保育所等からの移行＞ | | ＜既存幼稚園からの移行＞ |
| 施設名 | 施設名 | 施設名 |
| 認定こども園愛和えるむ保育園 | 認定こども園札幌愛隣館りんご | 認定こども園藤幼稚園 |
| 認定こども園ピッコロ子ども倶楽部北 大前保育所 | 中の島興正こども園 | 認定こども園あかしや幼稚園 |
| 新陽こども園 | 札幌北野保育園 | 認定こども園札幌若葉幼稚園 |
| 屯田南こども園 | 認定こども園緑ヶ丘保育園 | 認定こども園札幌第一幼稚園 |
| 明園保育園 | 真駒内保育園 | |
| 認定こども園はらっぱ保育園 | くまの子保育園 | |
| 認定こども園元町保育園 | 発寒ひかり保育園 | |
| 認定こども園愛和新穂保育園 | 認定こども園西野中央保育園 | |
| 認定こども園札幌愛隣館第二 | 認定こども園ことに保育園 | |
| 認定こども園南郷保育園 | 認定こども園スター保育園前田園 | |
| GEADあおぞらこども園厚別 (旧：認定こども園きつぱーく厚別 保育園) | 認定こども園ピッコロ子ども倶楽 部福井保育園 | |
| 認定こども園札幌愛隣館東山 | | |

イ 認可保育所の整備状況

(ア) 整備概要

令和6年度決算額は、206,679千円となり、老朽化した保育所の改築1施設の整備を行った。

令和7年度予算は、379,672千円となっており、既存保育所等の改築3施設の整備を予定している。

(イ) 令和6年度整備実績

| 保育所改築 1施設 |
|--------------|
| ＜施設名＞ |
| 札幌厚成福祉会第二保育所 |

ウ 地域型保育事業の整備状況

(7) 整備概要

令和6年度において、当該事業の実績なし。

令和7年度においても、当該事業の実施計画なし。

② 市内認可保育施設等の入所状況（令和7年4月1日現在）

【各施設入所状況】札幌市の施設の状況（市外からの受入を含み、札幌市民が市外の施設を利用する場合は含まない） 令和7年4月1日現在

| | | 施設・事業所数 | 定員合計 | 定員 | | | 入所児童数 | | |
|---------------------|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | (1号認定) | (2号認定) | (3号認定) | (1号認定) | (2号認定) | (3号認定) |
| 保育所 | 公立 | 17 | 1,800 | 0 | 1,091 | 709 | 0 | 788 | 441 |
| | 公設民営 | 3 | 270 | 0 | 152 | 118 | 0 | 86 | 140 |
| | 公立小計 | 20 | 2,070 | 0 | 1,243 | 827 | 0 | 874 | 581 |
| | 私立 | 134 | 8,847 | 0 | 4,957 | 3,890 | 0 | 4,857 | 3,428 |
| | 合計 | 154 | 10,917 | 0 | 6,200 | 4,717 | 0 | 5,731 | 4,009 |
| 認定こども園 | 公立 | 1 | 115 | 55 | 35 | 25 | 19 | 33 | 21 |
| | 私立 | 267 | 34,843 | 12,709 | 12,885 | 9,249 | 8,975 | 12,711 | 8,671 |
| | 合計 | 268 | 34,958 | 12,764 | 12,920 | 9,274 | 8,994 | 12,744 | 8,692 |
| 幼稚園 | 公立 | 5 | 450 | 450 | 0 | 0 | 242 | 0 | 0 |
| | 施設型給付 | 39 | 5,970 | 5,970 | 0 | 0 | 4,318 | 0 | 0 |
| | 私学助成 | 16 | 3,410 | 3,410 | 0 | 0 | 2,032 | 0 | 0 |
| | 合計 | 60 | 9,830 | 9,830 | 0 | 0 | 6,592 | 0 | 0 |
| 地域型保育事業 (従業員枠除く) | 公設民営 | 1 | 19 | 0 | 0 | 19 | 0 | 0 | 19 |
| | 私立 | 135 | 2,094 | 0 | 0 | 2,094 | 0 | 1 | 1,719 |
| | 合計 | 136 | 2,113 | 0 | 0 | 2,113 | 0 | 1 | 1,738 |
| 合計 | 公立 | 23 | 2,365 | 505 | 1,126 | 734 | 261 | 821 | 462 |
| | 公設民営 | 4 | 289 | 0 | 152 | 137 | 0 | 86 | 159 |
| | 公立小計 | 27 | 2,654 | 505 | 1,278 | 871 | 261 | 907 | 621 |
| | 私立 | 552 | 49,194 | 16,119 | 17,842 | 15,233 | 11,007 | 17,569 | 13,818 |
| | 合計 | 618 | 57,818 | 22,594 | 19,120 | 16,104 | 15,586 | 18,476 | 14,439 |

※幼稚園の私学助成定員は供給計画上の受入定員を計上している。また、幼稚園の入所児童数は市外からの受け入れを含まない。

(5) 施設等への補助・助成等

① 私立認可保育所等に対する各種助成

札幌市の保育所等制度の充実強化とその適正化を図るため、私立認可保育所等に対して運営費や人件費その他の各種助成を行っている。

【私立認可保育所等に対する各種助成額】

(単位：千円)

| 区 分 | | 市 単独 | 開始 年度 | 6年度予算額 A | 7年度予算 額 B | 増 減 (B-A) |
|---------------------------------|---|---------|----------|-------------|-----------------|--------------|
| 保育 体制 助成 ・ 管理 費用 | 時間外保育促進事業費補助 | | S57 | 345,000 | 360,000 | 15,000 |
| | 一時預かり事業費補助 | | H3 | 1,273,000 | 1,389,000 | 116,000 |
| | 障がい児保育事業費補助 | ○ | S50 | 471,260 | 437,100 | ▲34,160 |
| | 医療的ケア児保育事業費補助 | | R3 | 31,740 | 33,900 | 2,160 |
| | 食物アレルギー児保育事業費補助 | ○ | H20 | 75,446 | 75,886 | 440 |
| | 休日保育補助 | ○ | H29 | 4,047 | 3,819 | △228 |
| 人件 費等 助成 | 加配保育士等雇用促進費補助 | ○ | S46 | 2,503,118 | 2,549,008 | 45,890 |
| | 調理員パート雇用費補助 | ○ | S46 | 369,361 | 384,310 | 14,949 |
| | 保育所等特殊健康診断費補助 | ○ | S52 | 26,813 | 31,735 | 4,922 |
| | 産休等代替職員費補助 | ○ | S50 | 19,923 | 15,811 | △4,112 |
| | 保育支援者配置補助 | | R1 | 216,408 | 216,325 | △83 |
| | 保育人材確保に向けた一時金給付 | ○ | R1 | 174,100 | 177,500 | 3,400 |
| | 潜在保育士短時間就労支援補助 | ○ | R1 | 24,745 | 25,428 | 683 |
| | 保育人材就職支度手当補助 | ○ | R6 | 0 | 25,000 | 25,000 |
| 団体・ 法人 への 助成 | 利子補給補助 | ○ | S48 | 30,927 | 28,149 | △2,778 |
| | 保育所等損害賠償責任保険料補助 | ○ | S47 | 11,361 | 11,210 | △151 |
| | 私保連運営費補助 | ○ | S47 | 11,608 | 12,191 | △583 |
| | 私保連等共同研修費補助 | | S47 | 24,512 | 24,588 | 76 |
| | 私立保育所老朽改築費等補助(※) | | H20 | 553,074 | 657,860 | 104,786 |
| | 幼保連携型認定こども園保育所機能部分 整備費補助(幼稚園機能部分の老朽改築 も含む)(※) | — | H27 | 1,707,926 | 1,065,419 | △642,507 |
| 合 計 | | | | 7,130,871 | 7,689,856 | 558,985 |
| 上記のうち、市単独補助分の額 | | | | 3,669,335 | 3,748,196 | 78,861 |
| 上記のうち、整備関係補助(※)を除く額 | | | | 5,203,246 | 5,428,856 | 225,610 |

※1 私立認可保育所等には、私立保育所、公設民営保育所、認定こども園、地域型保育事業所が含まれる。

※2 一時預かり事業補助のみ、※1の施設のほか、事業実施の私立幼稚園も含む。

※3 保育人材確保に向けた一時金給付は、対象保育士個人に対して給付する。

※4 令和6年度より保育定員の増を伴わない改築への補助を再開した。

【各種補助基準表】

| 補助金の種類 | 補助単価 | 基準数値 | 摘要 |
|--------|---------|------|----|
| 加配保育士等 | 雇用費【別表】 | | |

| | | | |
|------------------|---------------------------------------|--------------------|---|
| 雇用促進補助金 | 正職加算 273,670円/月 138,700円/月 | 定員91人以上 定員90人以下 | |
| | 正職加算(2人目) 273,670円/月 273,670円/月 | 定員91人以上 定員90人以下 | |
| 調理員パート 雇用費補助金 | 雇用費 1,065/時 | 勤務時間× 292日 | 勤務時間 ・乳児・幼児専門園 定員120人以上 4時間 定員120人未満 3時間 ・併設園 定員90人以上 5時間 定員90人未満 4時間 |
| 私保連運営費 補助金 | 225円/人 | 利用定員 | 左記のほかに、事務職員人件費として、6,100千円(1人分)を加算する。 |
| 私保連等共同 研修費補助金 | 4,500円/人 | 職員数合計 | |

- ※1 表中、利用定員及び職員数とは、2・3号認定子どもの利用定員、及び2・3号認定子どもの保育に従事する正職員をいう。
- ※2 利用定員及び職員数は、4月1日現在における数とし、4月2日以降に開設した保育所については、開設時における数とする。
- ※3 年度の途中に開設する保育所に対する補助金額は、月割で算定するものとする。
- ※4 4月2日以降において利用定員を変更した場合は、その補助金額はそれぞれの基準数値により月割で算定するものとする。
- ※5 補助金額の算定の際に月割計算をする場合は、小数点以下の端数を切り捨てるものとする。

【別表】

| 入所児童の 年齢区分 | 利用 定員 (人) | 補助 単価 (円) | 基準 日数 (日) |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 0歳～2歳未満 | 30 | 8,150 | 665 |
| 0歳～2歳 | 20 | | 412 |
| | 30 | | 632 |
| 1歳10か月 ～ 5歳 | 60 | | 442 |
| | 90 | | 487 |
| | 120 | | 747 |
| 3歳～5歳 | 150 | | 790 |
| | 20 | | 124 |
| 0歳～5歳 | 45 | | 713 |
| | 60 | | 732 |
| | 90 | | 763 |
| | 120 | | 1,024 |
| | 150 | 1,064 | |
| | 151～ | 1,120 | |

- ※1 表中、利用定員とは、2・3号認定子どもの利用定員をいう。
- ※2 利用定員が左記の中間に該当する場合は、基準定員の直近上位の区分とする。
- ※3 利用定員は、4月1日現在における数とし、4月2日以降に開設した保育所については、開設時における数とする。
- ※4 年度の途中に開設する保育所等に対する補助金額は、月割で算定するものとする。
- ※5 4月2日以降において利用定員を変更した場合は、各月初日の利用定員により、月割で算定するものとする。
- ※6 補助金額の算定の際に月割計算をする場合は、小数点以下の端数を切り捨てるものとする。

② 私学助成（幼稚園、幼保連携型認定こども園）

「札幌市私立学校助成規則」等に基づき、私立学校である幼稚園や幼保連携型認定こども園の健全な発展と私立学校教育の振興を図ること等を目的として、さまざまな助成事業を実施している。

ア 教材教具等整備費補助金

教材教具・備品の購入・修繕、施設設備の小規模工事・修繕に係る費用の一部を補助する事業（市独自事業。昭和31年～）。

近年、予算額は1園あたり100万円とし、総予算の半分を園割により、半分を園児数割により交付している。1園あたりの補助実績（年額）は約50万円～200万円弱。

イ 特別支援教育事業費補助金

満3歳以上の特別な教育的支援を要する幼児（要支援児）の受入人数に応じ、教諭人件費の一部を補助する事業（市独自事業。平成22年～）。

なお、要支援児の判定にあたっては、各幼稚園から「幼児アセスメント委員会」（教育委員会幼児教育センター所管）へ判定依頼を行う。同委員会においては、教育的・心理的・医学的な観点から支援の必要性や内容を検討したうえで、各幼稚園が作成する支援計画への助言、継続的な相談・指導等によるサポートを行っている。

【1園あたりの補助上限額（年額）】

| 要支援児の受入人数 | 摘要 | 補助上限額 |
|-----------|-------|------------|
| 1～4人まで | 教諭1名分 | 1,086,930円 |
| 5～8人まで | 教諭2名分 | 2,173,860円 |
| 9～12人まで | 教諭3名分 | 3,260,790円 |
| 13～16人まで | 教諭4名分 | 4,347,720円 |
| 17人以上 | 教諭5名分 | 5,434,650円 |

【補助実績】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度（予算） |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 要支援児数 | 1,805人 | 1,807人 | 1,798人 | （未算出） |
| 補助対象教諭数 | 536名分 | 538人 | 534人 | 533人 |
| 受入園数 | 125園 | 125園 | 125園 | 125園 |
| 補助額 | 540,218千円 | 550,077千円 | 551,069千円 | 579,535千円 |

※平成29年度に補助内容のレベルアップあり。

ウ 私立幼稚園連合会研修費等補助金

札幌市私立幼稚園連合会（札幌私幼）への補助事業（市独自事業。昭和42年～）。札幌私幼が市内の私立幼稚園教諭等を対象として実施する調査・研究、研修、保健体育等の事業について、実際に要した費用の範囲内で補助する。令和7年度予算額は29,465千円。

③ 私立幼稚園施設等利用給付事業

令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化の開始に伴い新設された保護者向けの給付制度。施設等利用給付認定を受けて、給付の対象となる私立幼稚園を利用した場合に、保護者が施設に対して支払うべき入園料・保育料を札幌市が保護者に代わって給付を行う。保護者の利便性や負担軽減を鑑み、札幌市から施設に給付費を事前に支払い（概算払い）、四半期ごとに精算を行う（施設は保護者から保育料等の徴収はしない）法定代理受領方式を採用している。

| 令和6年度決算 | 令和7年度予算 |
|-----------|-----------|
| 891,318千円 | 920,000千円 |

④ 保育士確保施策

ア 保育士等支援事業

「札幌市保育人材支援センターさぼ笑み」を運営し、就労を希望する保育人材と事業者のマッチングを行うほか、合同面接会・施設説明会を実施するとともに、保育士資格を持ちながら保育現場から離れている潜在保育士の復職支援・研修、新卒保育士等に対する就職支援等を行う。

| 令和6年度予算(A) | 令和7年度予算(B) | 予算差(B-A) |
|------------|------------|----------|
| 45,000千円 | 45,000千円 | 0千円 |

【令和5年度実施内容】

| 項目 | 実施時期 | 内容 |
|--------------|-------------------|---|
| 札幌市保育園ミーティング | 令和6年6月 令和6年11月 | 保育士等の求職者と保育施設の事業者を対象とした施設説明会・面接会を開催。また、施設説明会・面接会に参加する事業者等を対象とした人材確保・定着化研修を実施。 |
| 保育士職場定着セミナー | 令和6年7月 | 復職した潜在保育士及び新卒保育士等を対象として、保育現場への定着・就労継続を支援するためのセミナーを実施。 |
| 保育士職場復帰セミナー | 令和6年11月 | 潜在保育士を対象として、保育現場へのスムーズな復帰を支援するためのセミナーを実施。 |

イ 保育士修学資金等貸付事業

| 平成28年度補正予算【平成28～30年度の3年度分】(単年度) |
|---------------------------------|
| 1,816,000千円 |

下記の4つの貸付事業を実施する。実施主体は札幌市社会福祉協議会となり、平成28年度～平成30年度の3年度分の補助を行った。なお、札幌市社会福祉協議会との協議により、令和元年度以降も、措置済みの当該予算にて事業実施を継続しており、貸付実施期間は令和6年度までとしているところ。

(7) 保育士修学資金貸付

保育士養成施設に通う学生に対し、月5万×12ヶ月×2年、及び入学・卒業時に各20万の最大計160万円を貸付、5年間の市内認可保育所等における就労により返済免除。

(1) 保育補助者雇上費貸付

保育士を目指す保育補助者(現時点で保育士資格無し)を雇う事業者に対し、年額最大295万3千円を3年間貸付。保育士資格取得等により返済免除。

(ウ) 未就学児を持つ保育士に対する保育料一部貸付

潜在保育士が自身の子を保育所等に預けて就労する場合、当該児童の保育料の半額(上限2万7千円/月)を1年間貸付。2年間の市内認可保育所等における勤務で返済免除。

(エ) 就職準備金貸付

潜在保育士に、保育士として復職するための準備に必要な費用として、400,000 円以内（1 回限り）を貸付。2 年間の市内認可保育所等における勤務で返済免除。

ウ 保育人材確保緊急対策事業

保育士確保及び就労継続支援等に向けて各種補助を行うため、令和元年 10 月から下記事業を実施している。また、令和 6 年度から、保育施設が支給する新卒者等に対する就職支度手当について、その一部を補助する「保育人材就職支度手当補助事業」を新設した。

| 事業名 | 令和 6 年度予算(A) | 令和 7 年度予算(B) | 予算差(B-A) |
|-----------------|--------------|--------------|----------|
| 保育支援者配置補助 | 216,408 千円 | 216,325 千円 | △83 千円 |
| 保育人材確保に向けた一時金給付 | 174,100 千円 | 177,500 千円 | 3,400 千円 |
| 潜在保育士短時間就労支援補助 | 24,745 千円 | 25,428 千円 | 683 千円 |
| 保育人材イメージアップ事業 | 7,747 千円 | 7,747 千円 | 0 千円 |
| 保育人材就職支度手当補助事業 | 25,000 千円 | 25,000 千円 | 0 千円 |

(ア) 保育支援者配置補助

保育周辺業務を行う保育支援者を配置する費用の一部を補助し、保育士の負担を軽減する。

(イ) 保育人材確保に向けた一時金給付

採用から一定の期間（3・6・9 年）勤務を続けた保育士等に一時金（一律 10 万円を給付することにより、保育士等の就労継続や離職防止を支援する。

(ウ) 潜在保育士短時間就労支援補助

朝・夕に短時間で働くパートタイム保育士を配置する費用の一部を補助し、短時間であれば働くことのできる潜在保育士の就労を支援する。

(エ) 保育人材就職支度手当補助事業

保育施設が支給する新卒者等に対する就職支度手当について、その一部を補助することにより、新卒者等の保育施設への就職を促す。

(オ) 保育人材イメージアップ

中高生やその保護者、関係者等を対象に保育士のやりがいや職業としての魅力を PR し、保育士職のイメージアップを図り、保育士を目指す人材を確保する。

(6) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

【予算・決算見込み】

| | 令和 6 年度決算見込み | 令和 7 年度予算 |
|------------------------------|--------------|-----------|
| 利用者支援事業 (保育ニーズコーディネート事業費) | 35,461 千円 | 37,092 千円 |

保育コーディネーターが子育て世帯の保育ニーズにきめ細やかに対応して、小規模保育事業や幼稚園等における一時預かりなど多様な保育サービスの情報を提供し、必要なサービスの利用につなげることで、保育所等入所保留児童の解消を図る。平成25年10月から各区役所に一人ずつ配置されており、次のような支援を行っている。

- ・ 保育サービスを希望する方への情報提供及び利用調整に関すること
- ・ 保育所入所保留児童に対するアフターフォロー
- ・ 保育サービスに係る情報収集に関すること
- ・ 地域の保育ニーズの把握に関すること

【保育ニーズコーディネート事業に関する統計】

| | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-----------|---------|
| 保育コーディネーター数 | 10人(各区1名) | |
| 相談実績(のべ件数) | 17,304件 | 17,362件 |

【相談受付時間】

| | |
|------|---------------------------------|
| 勤務時間 | 午前9時から午後4時45分の間で6時間45分(区により異なる) |
| 休憩時間 | 午後0時15分から午後1時まで |

また、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が実施され、様々な教育・保育、子育て支援事業が提供されることから、区役所や区保育・子育て支援センター等において、保育士が子育て相談などにより個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等の利用を支援し、併せて関係機関等とネットワークの構築などを行う利用者支援事業を実施している。

② 子育てサロン事業

【予算・決算見込み】

(千円)

| | 令和6年度決算見込み | 令和7年度予算 |
|-----------|------------|---------|
| 子育てサロン事業費 | 244,427 | 285,000 |

札幌市では、子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場である子育てサロンを開設・運営するための関連事業を実施している。

地域子育て支援拠点事業として常設子育てサロンを実施する団体に補助等を実施しているほか、各地域において実施されている地域子育てサロンの立上げ・運営支援、児童会館を活用した子育てサロンを展開している。

また、区保育・子育て支援センターにおいても常設子育てサロンを実施している。

平成28年8月より、都心部に常設子育てサロン「まちなかキッズサロン(愛称:おどりんこ)」がオープンしている。

【地域子育て支援拠点事業(常設子育てサロン) 実施箇所数等】

| | | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------------------|------|----------|----------|
| ひろば型 (週3日以上、 一日5時間以上) | 箇所数 | 16箇所 | 16箇所 |
| | 利用者数 | 50,108人 | 55,853人 |
| 児童館型 (週3日以上、 一日3時間以上) | 箇所数 | 65か所 | 65か所 |
| | 利用者数 | 131,523人 | 122,595人 |

【地域子育てサロン 実施箇所数等】

| | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|---------|---------|
| 箇所数 | 157箇所 | 146箇所 |
| 利用者数 | 35,955人 | 37,777人 |

【児童会館での子育てサロン 実施箇所数等】

| | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|----------|----------|
| 箇所数 | 103箇所 | 103箇所 |
| 利用者数 | 163,302人 | 148,931人 |

※上表の数値には、常設子育てサロン実施館分も含む。

③ 子育て情報提供強化事業 (千円)

| | 令和6年度決算見込み | 令和7年度予算 |
|-------------|------------|---------|
| 子育て情報提供強化事業 | 7,777 | 7,800 |

平成29年4月より、各部局で実施している各種制度やサービスの情報や、市内各地で開催されている子育てサロンやイベント情報を集約している「さっぽろ子育て情報サイト」、「さっぽろ子育てアプリ」を配信している。

目的別、年齢別などの項目から制度情報を検索したり、ジャンルやエリアから子育て世帯向けのイベント等を検索できる機能を備えている。「さっぽろ子育てアプリ」では、予防接種の履歴管理や日々の子どもの成長を記録できる「子育て日記帳」のほか、妊娠中は胎児の成長に応じた情報を毎日配信し、出産後は子どもの月齢に応じた育児情報をタイムリーに配信する「さっぽろ子育てきずなメール」などの機能を備えている。

また、必要な支援制度等の情報に関する問合せに対し、時間的・地理的な制約を受けずに簡便かつ迅速に回答するため「さっぽろ子育て情報サイト」にAIチャットボットを導入している。

④ 時間外（延長）保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所では、昭和57年10月から実施している。

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行され、保育短時間認定児童の利用時間（コアタイム）の創設や地域型保育事業等に対する時間外（延長）保育制度が統一された。

| 区 分 | 内 容 |
|---------------------------|---|
| 実施か所数 (令和7年4月 1日現在) | <1時間延長> ・保育所（公立17、指定管理者3、私立120） ・認定こども園（公立1、私立248） ・地域型保育事業所（指定管理者1、私立114） <2時間延長> ・保育所（私立14） ・認定こども園（私立8） ・地域型保育事業所（私立14） |
| 対 象 児 童 等 | 時間外保育を利用する必要があり、あらかじめ実施施設・事業所に対して利用申込みをした入所中の児童 |

【保育標準利用料】

・開所時間（11 時間）を超えて時間外保育を利用した場合の児童の 1 人当たりの標準利用料

ア 1 時間以内利用 200 円

イ 1 時間超え利用 300 円

ウ 21 時以降の利用 1 時間100 円

・開所時間（11 時間）内に保育短時間認定児童が時間外保育を利用した場合の児童 1 人当たりの標準利用料

ア 30 分以内利用（開所時間と短時間保育時間の差が30分の場合） 50 円

イ 1 時間以内利用（アの場合を除く） 100 円

ウ 1 時間超え利用

(ア) 開所時間と短時間保育時間の差が 1 時間30 分の場合 150 円

(イ) 開所時間と短時間保育時間の差が 2 時間の場合 200 円

エ 2 時間超え利用

(ア) 開所時間と短時間保育時間の差が 2 時間30 分の場合 250 円

(イ) 開所時間と短時間保育時間の差が 3 時間の場合 300 円

⑤ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童を預かることで、安心して子育てできる環境を整備するとともに、児童福祉の向上及び待機児童の解消に繋げることを目的に実施している。

| 実施か所数（令和7年4月1日現在） | | | | |
|-------------------|-------|-----------|-----------|------------|
| | 幼稚園型 | 一般型保育所タイプ | 一般型幼稚園タイプ | 2歳児受入れ促進事業 |
| 保育所 | — | 74か所 | — | — |
| 認定こども園 | 266か所 | — | 191か所 | — |
| 幼稚園 | 44か所 | — | 16か所 | 2か所 |

ア 幼稚園型

| 区分 | 内容 | | | | |
|---------------|--|---------------|---------------|--------------|----|
| 対象児童 | ・実施施設に在園する満3歳以上の児童 ・実施施設に在園していないが、実施施設が事業の実施対象として必要と判断した就学前児童 | | | | |
| 標準利用料 (日額) | 基本分 ※1 | 長期休業分 ※2 | 休日分 ※3 | 長時間 ※4 | 備考 |
| | 8時間まで 400円 | 4時間まで 400円 | 8時間まで 800円 | 1時間毎 100円 | |

※1 平日（祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日）

※2 園則等で一定期間を通じた休園日として定められた期間（休日分を除く）

※3 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始

※4 基本分、長期休業分、休日分で定める時間を超える時間

イ 一般型（保育所タイプ及び幼稚園タイプ）

| 区分 | 内 容 | | | |
|--------------------|------------------|-------------------------|--------|--------------------------------------|
| 対象児童 | 非定型的保育 | 短時間・継続的労働、職業訓練、就労等 | | |
| | 緊急保育 | 傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等 | | |
| | 私的理由による保育 | 育児等に伴う心理的・身体的負担の解消等 | | |
| 標準利用料 (日額) ※ | 非定型的保育及び 緊急保育 | 3歳未満児 | 2,000円 | 保護者の希望により、給食を実施する場合は、給食代として300円上限に加算 |
| | | 3歳以上児 | 1,200円 | |
| | 私的理由による保育 | 3歳未満児 | 2,700円 | |
| | | 3歳以上児 | 1,600円 | |

※保育所が行う一時預かり事業には、生活保護世帯等及び市民税非課税世帯を対象とした減免制度がある

ウ 2歳児受入れ促進事業

| 区分 | 内 容 | | | | |
|---------------|-----------------|-----------------|------------------|--------|---------------------------------------|
| 対象児童 | 実施施設に在園していない2歳児 | | | | |
| 標準利用料 (日額) | 基本分 | 8時間超え 10時間未満 | 10時間超え 11時間未満 | 11時間以上 | 備考 |
| | 8時間まで 1,850円 | 230円 | 460円 | 690円 | 保護者の希望により、給食を実施する場合は、給食代として別途利用料に加算する |

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【予算・決算】

(千円)

| | 令和6年度決算見込み | 令和7年度予算 |
|--------------|------------|---------|
| 子育て援助活動支援事業費 | 72,097 | 79,000 |

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援する事業。札幌市では日常的な預かりの「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と緊急時や病児・病後児預かりの「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」の2事業を実施している。

ア さっぽろ子育てサポートセンター事業

(ア) 会員資格

依頼会員は、札幌市在住又は札幌市内に勤務先がある0歳から小学校6年生までの子どもを育てている者。提供会員は、札幌市在住で心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有する18歳以上の者。

(イ) サービスの内容

保育所・幼稚園等の送り迎えや保育所・幼稚園等の終了後の預かりなど。

(ウ) 利用時間

午前6時～午後10時

(エ) 利用料金

月～金曜日の午前7時～午後7時は30分あたり350円、それ以外の時間は30分あ

たり400円

【問合せ先（社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会）】

| 名 称 | 住 所 | 電話番号 | 問い合わせ受付日時 |
|-----------------|---|----------|--------------------------------|
| さっぽろ子育てサポートセンター | 中) 大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター4階 社福)札幌市社会福祉協議会内 | 623-2415 | 月～金曜、第2・4土曜 午前8時45分～午後5時15分 |

【さっぽろ子育てサポートセンター事業実施状況】

| 項 目 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 提供会員数 | 371人 | 390人 | 399人 |
| 依頼会員数 | 7,816人 | 8,095人 | 8,107人 |
| 両方会員数 | 43人 | 47人 | 37人 |
| 活動件数 | 4,426件 | 4,776件 | 4,614件 |

イ 札幌市こども緊急サポートネットワーク事業

(ア) 会員資格

依頼会員は、札幌市在住又は札幌市内に勤務先がある0歳から小学校6年生までの子どもを育てている者。提供会員は、札幌市在住で心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有する18歳以上の者。

(イ) サービスの内容

子どもの急な発病で保育所に預けられないなどの病児・病後児の預かり、急な残業などの緊急時の預かり、急な出張などによる宿泊の預かり。

(ウ) 利用時間

〈預かり〉午前7時30分～午後11時

※ ただし、病児の預かりは月～土曜日の午前7時30分～午後6時

〈宿泊〉保育園・学童終了後～登園・登校時まで

(エ) 利用料金

〈預かり〉

午前7時30分～午後6時：30分あたり500円

午後6時～午後11時：30分あたり600円

※ 利用は1時間から

〈宿泊〉

3歳以上は10,000円、3歳未満は12,000円

【問合せ先（特定非営利活動法人北海道子育て支援ワーカーズ）】

| 名 称 | 住 所 | 電話番号 | 問い合わせ受付日時 |
|--------------------|-------------------------------|----------|--------------------|
| 札幌市こども緊急サポートネットワーク | 西) 二十四軒1条4丁目 二十四軒ターミナルビル2階 | 621-6626 | 月～金曜 午前10時～午後5時 |

【札幌市こども緊急サポートネットワーク事業実施状況】

| 項目 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|--------|--------|---------|
| 提供会員数 | 329人 | 303人 | 296人 |
| 依頼会員数 | 8,995人 | 9,676人 | 10,060人 |
| 両方会員数 | 5人 | 5人 | 4人 |
| 活動件数 | 475件 | 1,039件 | 1,101件 |

ウ 病児・病後児預かり利用料補助制度

平成25年3月から病児・病後児の預かりの利用料の一部を申請により補助している。

〈補助対象児童〉

生後5か月～小学校6年生まで

〈補助対象時間〉

月～金曜日：午前7時30分～午後6時、土曜日：午前7時30分～午後1時

※ 日曜日・祝日・年末年始は休み ※ 7日以内を限度

〈補助額〉

一日の利用時間が3時間を超えた場合、当該部分について30分あたり350円を補助

⑦ 病児・病後児保育事業

病気で集団保育が困難な児童を、仕事の都合などによって家庭で保育できない保護者に代わって一時的に保育する事業を実施している。

| | |
|-------------|--|
| 実施施設 | 天使こどもデイサービスセンター 東)北12条東3丁目 【TEL711-0101】 (平成11年12月から実施) |
| | 北海道こどもデイサービスセンター 豊)中の島1条8丁目 【TEL831-3300】 (平成13年7月から実施) |
| | 手稲溪仁会こどもデイサービスセンター 手)前田1条12丁目 【TEL681-3266】 (平成14年7月から実施) |
| | 楡の会こどもデイサービスセンター 厚)厚別町下野幌49 【TEL899-3336】 (平成18年4月から実施) |
| | 勤医協菊水こどもデイサービスセンター 白)菊水4条1丁目 【TEL823-9272】 (平成19年11月から実施) |
| | 東雁来すこやかこどもデイサービスセンター 東)東雁来10条1丁目 【TEL790-2030】 (平成28年4月から実施) |
| | 真駒内駐屯地こどもデイサービスセンター 南)真駒内17番地 【TEL581-1501】 (令和4年4月から実施) |
| 対象児童 | 次のいずれにも該当する児童 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内在住の生後5か月～小学校6年生まで ・ 病気のため集団保育が困難で、かつ、かかりつけ医療機関の医師が当該事業の利用について差し支えないと認めていること。 ・ 保護者が仕事の都合、傷病、事故、出産又は冠婚葬祭などやむを得ない理由によって家庭で保育できないこと。 |
| 定員 | 各4名/日 |
| 利用日 | 月～土曜日(ただし、国民の祝日、年末年始は除く。) |
| 利用時間 | 午前8時～午後6時 |
| 利用料 (日額) | 生活保護・市民税非課税世帯 0円 それ以外の世帯 3,000円 } +給食代300円 |

| | |
|-------|----------|
| 運 営 費 | 委託料及び利用料 |
|-------|----------|

⑧ 実費徴収に係る補足給付事業

ア 生活保護世帯等の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する。

イ 低所得者世帯等の子どもが、私学助成幼稚園にて特定子ども・子育て支援を受けた場合において、副食材料費の一部を補助する。

| | 令和6年度（予算） | 令和6年度（決算） | 令和7年度（予算） |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 対象人数 | 1,269人 | 1,335人 | 1,287人 |
| 補助額 | 23,000千円 | 26,116千円 | 25,000千円 |

⑨ 認可外保育施設等利用給付事業

令和元年10月から開始した、幼児教育・保育無償化に伴い新設された保護者向けの給付制度である。施設等利用給付認定を受けて、給付の対象となる認可外保育施設等を利用した場合、保護者が一度施設へ支払った利用料を、後日札幌市から還付する方法で給付を行っている。

ア 給付対象児童

3～5歳児クラス…保育の必要性（家庭において必要な保育を受けることが困難である理由）があるもの。

0～2歳児クラス…保育の必要性があり、かつ、市民税非課税世帯に属しているもの。

イ 対象人数及び支給額

| | 令和6年度（決算） | 令和7年度（予算） |
|------|-----------|-----------|
| 対象人数 | 9,731人 | 9,286人 |
| 支給額 | 595,784千円 | 588,115千円 |

3 療育指導業務

(1)先天性障がい児早期療育事業（こやぎの広場）（H7年度～）

本事業は、ダウン症などの先天性障がいのある乳幼児への超早期療育を目的として実施しており、週に1度、児童福祉総合センターにおいて保育士・心理療法士が子どもの心身の発達を支援するとともに、育児全般に必要な情報提供等を行っている。

① 登録状況（令和6年度）（単位：人）

| 年間登録数 | 延べ出席数 | 年齢構成 | |
|-------|-------|------|----|
| | | 0歳 | 1歳 |
| 27 | 260 | 0歳 | 15 |
| | | 1歳 | 10 |
| | | 2歳 | 2 |

② 主たる疾患

ダウン症候群(21トリソミー)：23人
 その他：3人
 精査中：1人

(2)発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぼ・こども広場）（H9年度～）

本事業は、児童福祉総合センターのほか、区保健センターや児童会館等の地域を会場として、保育士・心理療法士が小集団での遊びを通して子どもの発達を促し、保護者の悩みや相談に応じることを目的として実施している。また、子どもの適切な進路をともに考えるとともに、保護者に対し必要な情報の提供も行っている。

各区保健センターから乳幼児健診後に紹介され、来所につながっている。

① 保健センターなどにおける療育支援事業（月1回 11会場 35グループ）（単位：人）

| 区 | 中央 | 北 | 東 | 白石 | 厚別 | 豊平 | 清田 | 南 | 西 | 手稲 | 計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|----|-------|
| 紹介状受理数 | 64 | 41 | 58 | 58 | 18 | 70 | 28 | 16 | 47 | 14 | 414 |
| 実登録数 | 88 | 59 | 79 | 77 | 27 | 98 | 34 | 32 | 63 | 17 | 574 |
| 年間延べ出席数 | 223 | 165 | 171 | 233 | 60 | 241 | 108 | 85 | 177 | 41 | 1,504 |

② 児童会館などにおける療育支援事業（週1回 15会場 17グループ）（単位：人）

| 会場 | 所内さっぼ (児童福祉総合センター) | 外さっぼ (児童会館・区民センター等) | 計 |
|---------|-----------------------|------------------------|-------|
| 実登録数 | 37 | 229 | 266 |
| 年間延べ出席数 | 378 | 2,565 | 2,943 |

③ さっぼ・こども広場での発達検査所見（単位：人）

| | |
|--------------|-----|
| 自閉症スペクトラム障がい | 32 |
| 知的障がい | 9 |
| 注意欠陥多動性障がい | 12 |
| 言語遅滞 | 7 |
| その他 | 43 |
| 計 | 103 |

※発達検査所見について～

- ・発達検査は保護者の希望により、医師の診断前に実施。よって、所見は疑いや傾向を含む。
- ・複数の所見の場合は、主となる傾向で分類。
- ・その他には、境界線級知能等が含まれる。

④ ペアレント・プログラム参加者内訳（申込受付時点での子どもの年齢）

| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| ① | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| ② | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| ③ | 0 | 2 | 4 | 1 | 0 | 0 | 7 |
| ④ | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| ⑤ | 0 | 5 | 2 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| ⑥ | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| ⑦ | 0 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 計 | 0 | 23 | 13 | 1 | 0 | 0 | 37 |

4 その他の事業

(1) 休日保育事業

日曜・祝日に勤務する就労形態の保護者の増加もあり、多様な保育サービスの充実が求められ、平成14年10月から事業を開始した。現在は、公立3、私立8の合計11施設にて実施。

| | | |
|------------------------|---|-------|
| 実施施設 | 札幌市北区保育・子育て支援センター（北 区：保育所） | 定員20名 |
| | 札幌市豊平区保育・子育て支援センター（豊平区：保育所） | 定員20名 |
| | 札幌市西区保育・子育て支援センター（西 区：保育所） | 定員20名 |
| | 元町にこにこ保育園（東 区：保育所） | 定員15名 |
| | 青葉興正こども園（厚別区：認定こども園） | 定員6名 |
| | 北一条すずらん認定こども園（中央区：認定こども園） | 定員15名 |
| | ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園（豊平区：小規模A） | 定員3名 |
| | にこまるえん東白石（白石区：小規模A） | 定員6名 |
| | にこまるえん南郷（白石区：小規模A） | 定員6名 |
| | にこまるえん白石（白石区：保育所） | 定員13名 |
| おーるまいてい中央保育室（中央区：小規模A） | 定員6名 | |
| 対象児童 | 2号認定または3号認定を受けて既に認可保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用しており、保護者の勤務等の理由により日曜・祝日に常態的に保育を必要とする児童（生後5か月から就学前まで。ただし、小規模事業所A型の施設は2歳児まで。） | |
| 利用時間 | 午前8時～午後7時（12月29日～翌年1月3日は休園） ※ 青葉興正こども園は、午前9時～午後5時 ※ 保育短時間認定の児童の場合は、各園が定める利用時間（8時間） | |

(2) 夜間保育事業

夜間の保育を必要とする児童のため、昭和58年4月から実施している。現在は、指定管理者制度による3施設（札幌市しせいかん保育園、札幌市二十四軒南保育園及び札幌市大通保育園）で実施しており、開所時間は8時から24時までとなっている（札幌市しせいかん保育園のみ8時から22時まで）。

(3) 障がい児保育事業

保育を必要とする心身に障がいを有する児童のうち、集団生活が可能かつ通所可能な児童に対し、当該児童の福祉の増進を図るため、その障がいの種類及び程度に応じ、指導計画に基づく保育を実施し、成長発達を促進するなど、障がい児保育を実施している。また、障がい児の集団保育が適切に行われるよう巡回指導を実施し、保育者（必要に応じて保護者）に対して指導・助言を行っている。

| 区分 | 内容 |
|------|-----------------------------------|
| 対象児童 | 保育を必要とする集団生活が可能でかつ日々通所できると認められる児童 |
| 受託体制 | 障がい児保育について知識経験等を有する保育士の配置 |

【対象児童数】

※各年度未現在

| 年度 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年 | |
|----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|------|
| | 重度 | 中・軽度 | 重度 | 中・軽度 | 重度 | 中・軽度 | 重度 | 中・軽度 | 重度 | 中・軽度 |
| 計 | 427 | | 445 | | 503 | | 546 | | 617 | |
| | 45 | 382 | 56 | 389 | 63 | 440 | 72 | 474 | 76 | 541 |

※障がい種別については、ASD・ADHDが最も多く、次いで精神（発達）遅滞が多くなっている。

【巡回指導実績】

| 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 巡回回数 | 223回 | 222回 | 340回 | 441回 | 451回 |
| 月平均 | 18.5回 | 18.5回 | 28.3回 | 36.7回 | 37.5回 |
| 対象保育所 | 192か所 | 214か所 | 223か所 | 219か所 | 233か所 |

(4) 認可外保育施設への指導

児童福祉法の規定による設置認可を受けていない保育施設に対して、立入調査を行い、設備・運営・保育内容について指導を行うとともに、本市主催の研修会等を実施している。

【認可外保育施設立入調査実績】

(単位：回)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ベビーホテル | 29 | 30 | 26 | 22 | 21 | 16 |
| 一般認可外 | 35 | 39 | 28 | 32 | 28 | 29 |
| 合計 | 64 | 69 | 54 | 54 | 49 | 45 |

【事業所内保育施設立入調査実績】

(単位：回)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 企業主導型 | 145 | 149 | 156 | 157 | 157 | 153 |
| 一般事業所内 | 20 | 21 | 18 | 17 | 16 | 17 |
| 病院内 | 46 | 43 | 38 | 36 | 36 | 30 |
| 店舗等 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 214 | 213 | 213 | 210 | 209 | 200 |

※令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため聞き取り調査数を含む

(5) 絵本基金「子ども未来文庫」事業

企業や市民等から絵本の寄贈を受ける絵本基金「子ども未来文庫」事業を実施。寄贈を受けた絵本は、札幌市所管の子育て支援施設、札幌市立保育所などにおいて活用する。令和6年度の寄贈は、個人で5件・197冊。企業、団体で12件・767冊。

(6) さっぽろ親子絵本ふれあい事業

【予算・決算】

(千円)

| | 令和6年度決算 | 令和7年度予算 |
|---------------|---------|---------|
| さっぽろ親子絵本ふれあい費 | 3,158 | 8,500 |

乳幼児が絵本にふれることの大切さを子育て家庭に伝えるとともに、絵本を通じて親と子が心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、平成21年10月1日から実施している。乳幼児4か月児健診会場にて絵本1冊の配布と、家庭での絵本の読み聞かせに関する情報発信等を行っている。令和6年度配布実績は、9,541冊。

(7) 父親による子育て推進費

【予算・決算】

(千円)

| | 令和6年度決算見込み | 令和7年度予算 |
|-------------|------------|---------|
| 父親による子育て推進費 | 1,426 | 2,400 |

父親の積極的な子育てを推進するため、父親の子育て参画に関する意識改革や子育てに

取組む意欲を向上させるために父子同室講座を行う。

(8) さっぽろ子育てガイド

就学前までの子育て世帯のために、札幌市の取組を中心として、相談窓口やお出かけスポット、保育施設一覧など、札幌市の子育てに関する情報を取りまとめたガイドを作成し、各関係施設等に配布している。

(9) さっぽろ市民子育て支援宣言

札幌の子どもたちが健やかに成長することを願い、多くの市民に「自発的に」子育て中の親子を支援する意識の向上を図ることを目的に、平成19年度から実施している。令和6年度までの累計宣言人数は、個人で76,305人。団体で30,067人。企業で58,703人。

(10) 札幌市子育て支援推進ネットワーク協議会

札幌市子育て支援推進ネットワーク協議会を開催し、関係団体同士の情報交換や事業の協力などが円滑に行われるよう連携を深めている。

(11) こども誰でも通園制度

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づき全国で実施することを見据え、令和6年度より私立認可保育施設等15か所で試行的に事業を実施。令和7年度からは実施施設を増やして(20か所程度)事業を実施している。対象児童は、保育所等に通っていない生後6か月から満2歳までの子どもで、保護者の就労状況に関わらず時間単位(月10時間上限)で保育施設等に通園が可能。

IV 事業及び施策の概要 ～児童相談所～

IV-1 相談業務

1 相談業務

(1)相談種別と内容

児童相談所では、18歳未満の児童に関するさまざまな問題について、家庭や学校をはじめ、地域住民からの連絡、保健福祉部や警察、家庭裁判所からの通告・送致を受け、相談援助活動を行っている。

相談種別については、養育困難な児童に関する養護相談、虚弱児等に関する保健相談、発達障がい・知的障がい等に関する障がい相談、盗み・家出等に関する非行相談、不登校等の育成相談の5つに大きく分類しており、さらに以下のように細分化している。

| 種 別 | 内 容 | |
|--------|--|--|
| 養護相談 | 父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を停止・喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談 | |
| 保健相談 | 未熟児、虚弱児、内部機能障がい、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談 | |
| 障がい相談 | 肢体不自由相談 | 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談 |
| | 視聴覚障がい相談 | 盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談 |
| | 言語発達障がい等相談 | 構音障がい（※1）、きつ音（※2）、失語等音声や言語の機能障がいのある児童、言語発達遅滞等を有する児童等に関する相談 （言葉の遅れの原因が知的障がい、発達障がい、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに分類する。） |
| | 重症心身障がい相談 | 重症心身障がい児に関する相談 |
| | 知的障がい相談 | 知的障がい児に関する相談 |
| | 発達障がい相談 | 発達障がいを有するまたはその疑いのある児童に関する相談 |
| 非行相談 | ぐ犯行為（※3）等相談 | 虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法（以下、「法」という。）第25条による通告のない児童に関する相談 |
| | 触法行為等相談 | 触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談 （受け付けた時には通告がなくとも、調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についても該当する。） |
| 育成相談 | 性格行動相談 | 児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、かん黙（※4）、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等、性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談 |
| | 不登校相談 | 学校、幼稚園及び保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。） |
| | 適性相談 | 進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談 |
| | 育児・しつけ相談 | 家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談 |
| その他の相談 | 上記のいずれにも該当しない相談 | |

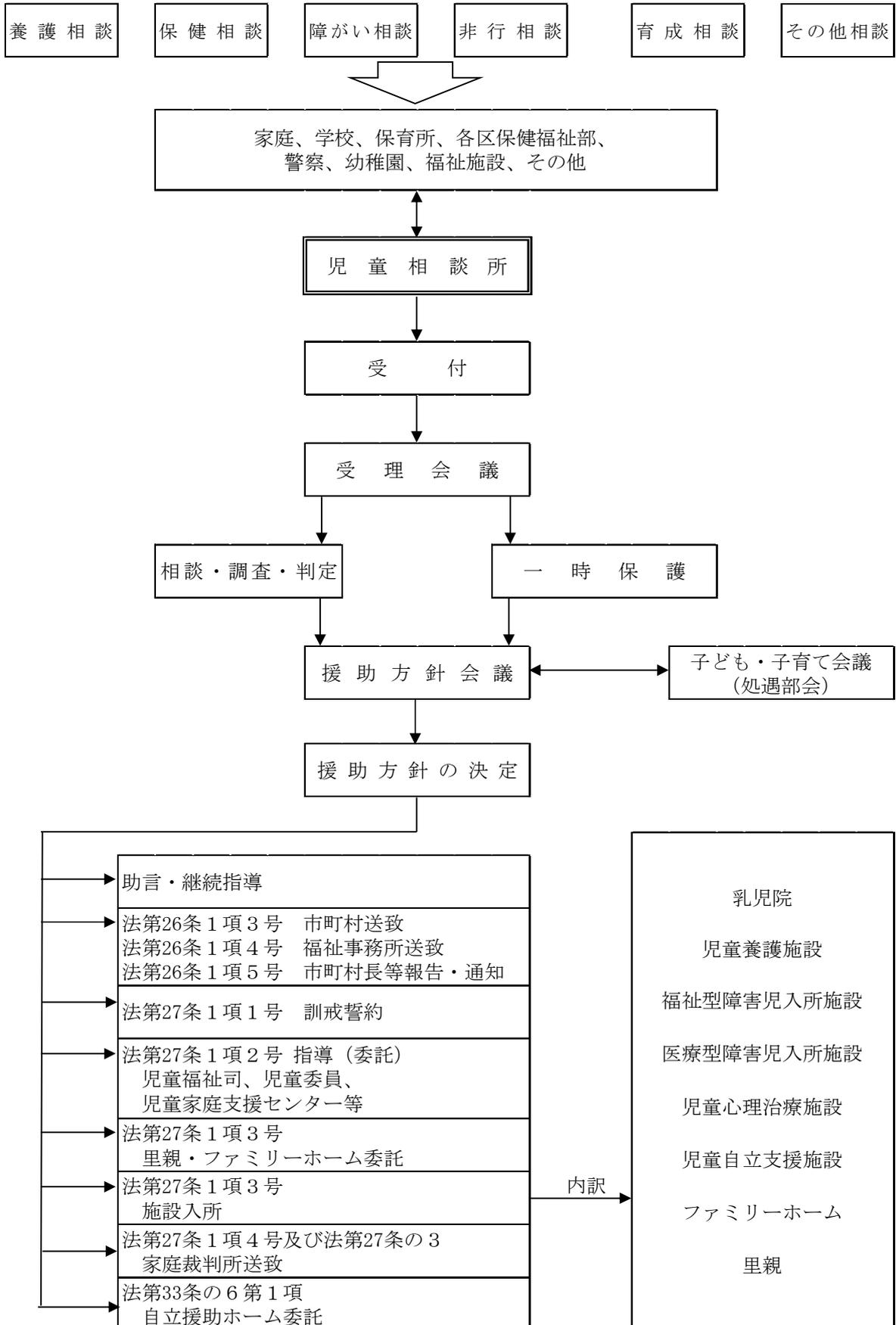
※1 口蓋（がい）裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な問題により正しい発音ができない障がい

※2 短音、音節、若しくは単語を頻回に繰り返したり、長く伸ばすことを特徴とする話し方、又は話のリズミカルな流れを遮る頻回の口ごもりや休止を特徴とする話し方

※3 度重なる家出や深夜徘徊、暴走族や暴力団関係者など不道徳な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱など、将来刑罰法令に触れる行為を行うおそれがある問題行動のこと。

※4 言語機能を用いる十分な能力があるにもかかわらず、言語を用いない状態。例えば、家では話せるのに、学校では全く話さないなど。

(2)相談の流れと関係機関



(3) 受理件数及び措置件数

【年度別受理件数】

(単位：件)

| 種別 年度 | 養護相談 | | 保健 相談 | 障がい相談 | | | | | | 非行相談 | | 小 計 |
|----------|----------------|----------------|----------|-----------------|------------------|--------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
| | 児童 虐待 相談 | その 他の 相談 | | 肢体 不自由 相談 | 視聴 覚障がい 相談 | 言語 発達障がい 等相談 | 重症 心身障がい 相談 | 知的 障がい 相談 | 発達 障がい 相談 | ぐ 犯行為 等相談 | 触 法行為 等相談 | |
| 2年度 | 2,562 | 2,476 | 1 | 245 | 1 | 10 | 36 | 1,179 | 375 | 116 | 36 | 7,03 |
| 3年度 | 2,402 | 2,178 | 0 | 225 | 0 | 7 | 34 | 1,786 | 494 | 91 | 54 | 7,27 |
| 4年度 | 2,286 | 2,046 | 1 | 287 | 0 | 2 | 31 | 1,815 | 486 | 86 | 48 | 7,08 |
| 5年度 | 2,627 | 1,780 | 0 | 268 | 0 | 0 | 34 | 2,028 | 377 | 62 | 43 | 7,21 |
| 6年度 | 2,470 | 2,006 | 1 | 257 | 0 | 3 | 36 | 1,923 | 485 | 86 | 69 | 7,33 |

| 種別 年度 | 育成相談 | | | | その 他の 相談 | 小 計 | 合 計 |
|----------|----------------|---------------|--------------|----------------------|----------------|--------|--------|
| | 性格 行動 相談 | 不登 校 相談 | 適 性 相談 | 育児 ・し つけ 相談 | | | |
| 2年度 | 378 | 36 | 0 | 18 | 987 | 1,419 | 8,456 |
| 3年度 | 357 | 41 | 1 | 14 | 988 | 1,401 | 8,672 |
| 4年度 | 324 | 47 | 1 | 11 | 1115 | 1,498 | 8,586 |
| 5年度 | 274 | 22 | 0 | 11 | 1,033 | 1,340 | 8,559 |
| 6年度 | 268 | 24 | 0 | 9 | 966 | 301 | 8,603 |

【年度別措置件数】

(単位：件)

| 種別 年度 | 面接指導 | | | 児童 福祉 司 指導 | 児童 委員 指導 | 児童 家庭 支援 セン ター 指 導 ・ 指 導 委 託 | 市 町 村 指 導 委 託 | 市 町 村 送 致 | 保健 福祉 部 送 致 又 は 通 知 (知的 障 が い 者 福 祉 司 ・ 社 会 福 祉 主 事 指 導 を 含 む。) | 訓 戒 ・ 誓 約 | 児童福祉施設 | | | 小 計 |
|----------|------------------|------------------|---------------------------------|---------------------|----------------|---|---------------------------------|-----------------------|---|-----------------------|--------|--------|-----|--------|
| | 助 言 指 導 | 継 続 指 導 | 他 機 関 あ つ せ ん | | | | | | | | 入 所 | 通 所 | 計 | |
| 2年度 | 4,930 | 1,226 | 5 | 233 | 0 | 29 | 1 | 3 | 68 | 5 | 119 | 3 | 122 | 6,62 |
| 3年度 | 5,317 | 1,166 | 6 | 211 | 0 | 37 | 1 | 0 | 83 | 6 | 159 | 0 | 159 | 6,98 |
| 4年度 | 5,161 | 1,132 | 9 | 213 | 0 | 40 | 2 | 0 | 84 | 1 | 95 | 0 | 95 | 6,73 |
| 5年度 | 5,637 | 886 | 7 | 153 | 1 | 13 | 0 | 0 | 110 | 1 | 107 | 0 | 107 | 7,02 |
| 6年度 | 5,729 | 1,002 | 15 | 130 | 0 | 17 | 2 | 0 | 112 | 1 | 162 | 1 | 163 | 7,17 |

| 種別 年度 | 指定 医療 機 関 委 託 | 里 親 委 託 | 法 第 2 7 条 第 1 項 第 4 号 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致 | 障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約 | そ の 他 | 小 計 | 合 計 |
|----------|------------------------------|------------------|---|--|-------------|--------|--------|
| 2年度 | 0 | 58 | 4 | 272 | 1,500 | 1,834 | 8,456 |
| 3年度 | 0 | 68 | 5 | 231 | 1,382 | 1,686 | 8,672 |
| 4年度 | 0 | 62 | 2 | 285 | 1,500 | 1,849 | 8,586 |
| 5年度 | 0 | 72 | 3 | 205 | 1,257 | 1,537 | 8,559 |
| 6年度 | 0 | 71 | 0 | 194 | 1,167 | 1,432 | 8,603 |

(4) 児童虐待

児童虐待は、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳未満の者）の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為であり、児童の人権侵害に当たるものである。児童虐待の防止等に関する法律第2条により、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育の怠慢・拒否等）及び心理的虐待の4つに分類・定義されている。

児童相談所における令和6年度の児童虐待認定件数は2,470件で、前年度（2,627件）に比べて157件（6.0%）の減となった。面前DVなどの心理的虐待が、他の身体的虐待、性的虐待及びネグレクトを大きく上回っている。

① 認定状況

ア 相談の内容別

心理的虐待の割合が最も高く、全体の5割以上を占めている。

（単位：件）

| | 身体的虐待 | 性的虐待 | ネグレクト | 心理的虐待 | 合計 | 増減率 |
|-----|-------------|-----------|-------------|---------------|--------------|-------|
| 3年度 | 505 (21.0%) | 25 (1.0%) | 543 (22.6%) | 1,329 (55.3%) | 2,402 (100%) | -6.2% |
| 4年度 | 520 (23.3%) | 24 (1.1%) | 444 (19.9%) | 1,241 (55.7%) | 2,229 (100%) | -7.2% |
| 5年度 | 663 (25.2%) | 39 (1.5%) | 576 (21.9%) | 1,349 (51.4%) | 2,627 (100%) | 17.8% |
| 6年度 | 645 (26.1%) | 40 (1.6%) | 498 (20.2%) | 1,287 (52.1%) | 2,470 (100%) | -6.0% |

※端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。

イ 主な虐待者

令和6年度は、父によるものが49.4%、母によるものが47.5%だった。

（単位：件）

| | 父 | | 母 | | その他 | 合計 |
|-----|---------------|------------|---------------|-----------|-----------|--------------|
| | 実父 | 実父以外の父親 | 実母 | 実母以外の母親 | | |
| 3年度 | 1,042 (43.4%) | 215 (9.0%) | 1,072 (44.6%) | 14 (0.6%) | 59 (2.5%) | 2,402 (100%) |
| 4年度 | 1,037 (46.5%) | 200 (9.0%) | 924 (41.5%) | 8 (0.4%) | 60 (2.7%) | 2,229 (100%) |
| 5年度 | 1,060 (40.4%) | 228 (8.7%) | 1,266 (48.2%) | 17 (0.6%) | 56 (2.1%) | 2,627 (100%) |
| 6年度 | 1,068 (43.2%) | 153 (6.2%) | 1,154 (46.7%) | 19 (0.8%) | 76 (3.1%) | 2,470 (100%) |

ウ 処遇種別

処遇別では、在宅指導が9割を超えている。在宅指導には助言指導、継続指導、児童福祉司指導等が含まれる。

（単位：件）

| | 在宅指導 | 施設入所 | 里親委託 | 合計 | 一時保護入所者数（うち委託分） |
|-----|-------|------|------|-------|-----------------|
| 4年度 | 2,166 | 37 | 26 | 2,229 | 360 (188) |
| 5年度 | 2,504 | 85 | 38 | 2,627 | 388 (209) |
| 6年度 | 2,303 | 67 | 27 | 2,397 | 386 (218) |

エ 主な虐待者と虐待種別

主たる虐待者別に令和6年度の虐待種別をみると、実父による虐待では心理的虐待が

最も多く、実母による虐待では、心理的虐待とネグレクトが多い。

| | 父 | | 母 | | その他 | 合計 |
|-------|-----|---------|-----|---------|-----|-------|
| | 実父 | 実父以外の父親 | 実母 | 実母以外の母親 | | |
| 身体的虐待 | 244 | 50 | 307 | 11 | 33 | 645 |
| 性的虐待 | 21 | 9 | 5 | 0 | 5 | 40 |
| 心理的虐待 | 738 | 84 | 437 | 3 | 25 | 1,287 |
| ネグレクト | 65 | 10 | 405 | 5 | 13 | 498 |

② 児童虐待の通告受付状況

ア 通告受付件数

令和6年度の虐待通告件数は1,870件であり、前年度から増加した。

| | 通告件数 | 増減率 |
|-----|-------|--------|
| 4年度 | 1,574 | -14.7% |
| 5年度 | 1,800 | +14.4% |
| 6年度 | 1,870 | +3.9% |

※通告件数は世帯単位で計上

イ 通告経路

令和6年度は、警察からの通告が938件と最も多く、近隣住民からは461件と2番目に多い。この2つの経路で、全体の8割近くを占めている。

| | 家族 | | | 親族 | 児童本人 | 近隣知人 | 福祉事務所等 | 保健センター | 保育所等 | 医療機関 | 学校等 | 警察 | その他 | 合計 |
|-----|----|----|-----|----|------|------|--------|--------|------|------|-----|-----|-----|-------|
| | 父 | 母 | その他 | | | | | | | | | | | |
| 4年度 | 8 | 11 | 6 | 14 | 17 | 412 | 14 | 24 | 47 | 10 | 68 | 902 | 41 | 1,574 |
| 5年度 | 19 | 16 | 4 | 33 | 18 | 431 | 8 | 34 | 54 | 24 | 159 | 972 | 28 | 1,000 |
| 6年度 | 21 | 16 | 6 | 30 | 22 | 461 | 77 | 4 | 48 | 24 | 177 | 938 | 46 | 1,870 |

※通告件数は世帯単位で計上

③ 児童虐待の相談・対応体制の強化

ア 児童及び虐待した親に対するカウンセリング等を実施している。

また、平成18年度以降、「ペアレントトレーニング」、「ビデオ子育て支援法」等の手法を順次導入し、ケア強化を図っている（（5）家族支援事業参照）。

イ 調査機能を緊急対応担当課、支援機能を相談判定一課・二課・三課に分離して、業務を行っている。

児童虐待通告に係る初期対応等は、緊急対応担当部長・課長、調査担当課長（北海道警察派遣）以下、調査担当係長7名、児童福祉司等14名、児童虐待対応支援員（会計年度任用職員）2名、休日夜間児童虐待対応支援員（会計年度任用職員）8名体制で行っている。

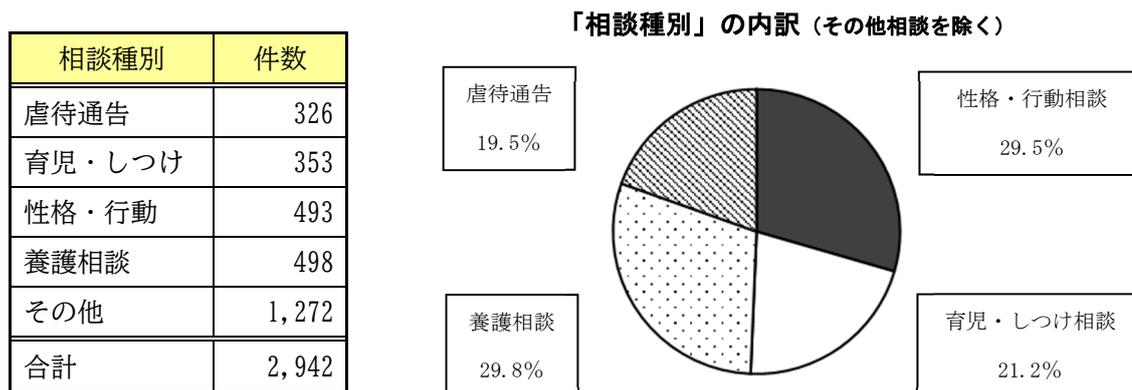
ウ 通告から原則として48時間以内に児童の安全を確認するため、イの体制に加え、平成20年度から市内2か所、令和2年度からは1か所の児童家庭支援センターに夜間・休日の初期調査を委託し、夜間・休日の職員の勤務体制強化も含め、調査機能を維持している。

また、平成23年度から児童相談所内に電話による「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を開設し、夜間・休日に専門の電話相談員が常駐して、365日24時間体制で運用している。

【子ども安心ホットラインの相談状況（相談種別内訳）】

令和5年度中に電話相談員が対応した相談件数は、2,942件。うち、「その他相談」を除いた件数は1,670件である。

（単位：件）



【子ども安心ホットラインの相談状況（曜日別内訳）】

1週間のうち、電話相談員が最も多く応じた曜日は土曜日で、次いで日曜日であった。

| 曜日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 219 | 222 | 204 | 195 | 223 | 314 | 293 |

※その他を除いた相談種別の内訳

【子ども安心ホットラインの相談状況（時間帯別内訳）】

日中時間帯以外（16時～4時）で1,197件対応しており、児童相談所の閉庁時間にも多くの相談が入っている。

| 時間帯 | 0時～4時 | 4時～8時 | 8時～12時 | 12時～16時 | 16時～20時 | 20時～0時 |
|-----|-------|-------|--------|---------|---------|--------|
| 件数 | 94 | 89 | 197 | 187 | 560 | 543 |

※その他を除いた相談種別の内訳

④ 児童虐待関係予防・防止機関等との連携強化

ア 札幌市要保護児童対策地域協議会の設置

平成20年3月、従来の札幌市児童虐待予防・防止連絡会議を再編成し、札幌市要保護児童対策地域協議会を設置した（令和7年4月現在、50機関・団体で構成）。

また、地域における関係機関の連携及び情報共有を図るため、おおむね年3回、各区で係長レベルの実務者会議を開催している（平成23年度に「児童虐待対応サポートチーム」を改組し、児童相談所から各区健康・子ども課主催に変更）。

イ 各区要保護児童対策地域協議会との連携

平成21年度に各区に要保護児童対策地域協議会を設置し、実務者会議、個別ケース検討会議を通じて関係機関との連携を図っている。

ウ 札幌市オレンジリボン地域協力員の設置

民生委員・児童委員や主任児童委員などの各種委員、児童関係施設職員や一般市民を対象に児童虐待に関する研修を行い、受講者を「札幌市オレンジリボン地域協力員」として登録し、児童虐待の発見・通報、情報提供や見守り等の活動を展開している。

登録者（研修受講者）数は、令和7年3月末現在で21,608名。フォローアップ研修も実施し、協力員の意識啓発に努めている。

エ 各区「家庭児童相談室」の設置

平成22年度から、各区の保健福祉部健康・子ども課に担当職員を配置して連携を図っており、平成23年度からは係長職を加え子どもの福祉に関する身近な相談窓口として「家庭児童相談室」を設置している。

平成28年度、各区に担当職員1名を、令和2年度から4年度にかけて各区に家庭児童相談員1名と児童人口の多い6区（中央、北、東、白石、豊平及び西）に担当職員2名を増員し、各区4～6名体制としている。

⑤ 児童虐待防止、早期発見・早期対応に向けた啓発活動の強化

- ア 地下鉄広告の実施や市内公共施設へのポスター掲出
- イ 札幌市とボランティアによる街頭啓発、オレンジリボン入りティッシュの配布を実施
- ウ 講演会の実施
- エ 街頭大型ビジョンを活用した相談機関の案内
- オ 市職員のオレンジリボン着用推進
- カ 相談機関案内チラシ配布及びパネル・ポスター展示
- キ 警察と児童相談所による児童虐待対応合同研修の実施
- ク 各区における児童虐待防止推進月間に啓発活動の実施
- ケ 医療機関向けの説明会を実施
- コ 民間企業と連携した児童虐待を防止する取組の実施

(5) 家族支援事業

本事業は子どもの問題行動への対応に保護者が困っている場合や、保護者が子どもを虐待した場合等に、それぞれの子どものに合わせた関わり方を学ぶプログラムや、子どもとの関係性を改善するためのプログラムを提供することで、子どもの問題行動の改善や虐待予防を図ることを目的としている。

令和6年度は、24世帯35名に対して家族支援プログラムを実施し、世帯数は前年度の2倍以上に増加している。これは、令和2年度に事業見直しを行い、実施者養成研修や実践報告等の開催を継続し、家族支援プログラムを拡充し、実施体制が整ったことから、改めて対象世帯への周知をはかったことで実施回数も大幅に増加したものの。

【家族支援プログラム実施数】

| | 世帯数 | 実人数 | 実施回数 |
|-------|------|-----|------|
| 令和3年度 | 7世帯 | 9人 | 16回 |
| 令和4年度 | 10世帯 | 14人 | 18回 |
| 令和5年度 | 9世帯 | 12人 | 20回 |
| 令和6年度 | 24世帯 | 35人 | 58回 |

(6)メンタルフレンド事業

平成3年4月に厚生省が定めた「ひきこもり・不登校児童福祉対策モデル事業」のひとつである「ふれあい心の友訪問援助事業」として、平成9年7月から実施しているものであり、さまざまな社会的不適応を示し、家庭にひきこもりがちな児童等を対象に、児童相談所が行う訪問指導の一環として行っている。児童との遊びやふれあいの中で、その児童の自主性や社会性などの伸長を援助することをねらいとしている。

児童の兄又は姉の世代に相当するボランティア学生を「メンタルフレンド」としておおむね週1回派遣することとし、引き続き登録者の確保を進めていく。

【令和6年度実施状況】

| | |
|--------------|--------|
| メンタルフレンド登録者数 | 24名 |
| 派遣対象児童数 | 7名 |
| 派遣回数 | 延べ195回 |

(7)里親・里子の状況

① 里親制度の意義

児童憲章には、「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。」と定められているが、児童福祉法では、社会が家庭に替わる養育環境を与える「社会的養護」の担い手として、児童福祉施設と並び里親制度を用意している。

里親制度は、家庭での養育に欠ける児童を、登録を受けた里親が自宅で養育し、児童の健全な育成を図るものであり、養育里親・養子縁組里親・専門里親・親族里親の4種類がある。

わが国における近年の社会的養護体制の方向性は「より家庭的な環境での養育」であるが、里親制度は、この方向性に最も即した処遇形態であり、特に人間形成の基盤が確立する乳幼児期に有効といわれている。

② 里親・里子の現状と推移

(各年度末現在)

| 区分 | 年度 | | | | |
|----------------|---------|-------|---------|---------|---------|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 登録里親数(単位:組) | 301 | 330 | 411 | 452 | 479 |
| 養育里親(専門里親を除く。) | 224 | 249 | 320 | 352 | 375 |
| 養育里親(専門里親) | 29 | 27 | 28 | 32 | 31 |
| 養子縁組里親 | 37 | 42 | 50 | 55 | 56 |
| 親族里親 | 11 | 12 | 13 | 13 | 17 |
| 委託里親数(単位:組) | 130(※1) | 135 | 140(※1) | 151(※1) | 147(※1) |
| 札幌児相からの委託 | 124 | 130 | 135 | 146 | 139 |
| 他児相からの委託 | 8 | 5 | 8 | 7 | 11 |
| ファミリーホーム市内事業所数 | 12 | 14 | 15 | 16 | 17 |

| | | | | | |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 里親委託児童数 | 173 | 186 | 194 | 206 | 207 |
| 市内里親への委託 | 160 | 169 | 175 | 187 | 188 |
| 市外里親への委託 | 13 | 17 | 19 | 19 | 19 |
| ファミリーホーム委託児童数 | 59 | 64 | 70 | 78 | 89 |
| 市内事業所への委託 | 56 | 60 | 66 | 71 | 82 |
| 市外事業所への委託 | 3 | 4 | 4 | 7 | 7 |

※1 札幌児相と他児相から同じ里親に委託しているため合計数は一致しない。

③ 里親制度の拡充

児童福祉法では、里親制度の広報啓発等による里親の新規開拓から、子どもと里親とのマッチング、里親に対する訪問支援等による自立支援まで、一貫した里親支援を児童相談所の業務として位置付けている。

札幌市においても、里親制度等普及促進やリクルート・研修・トレーニングなど包括的な里親支援を行うフォスタリング事業や里親支援センターの設置、里親経験者による里親訪問等支援事業（里親家庭訪問支援、里親サロンなど）等を実施するとともに、市内全ての乳児院及び児童養護施設に「里親支援専門相談員」を配置し、施設機能を生かした里親支援を行っている。こうした里親支援策を通じ、さらなる制度拡充や委託の推進・安定化を図っている。

また、札幌市の登録里親で組織する「特定非営利活動法人札幌市里親会」の活動を支援し、里親同士の自助活動に協力している。この里親会では、札幌市の里親支援事業の一部を受託するほか、研修事業・優良里親の表彰等事業など、里親による自助活動・自主的活動の促進に努めている。

なお、一定以上の養育経験を持つ里親等を養育者として、自宅で5～6人の子どもを養育する「小規模住居型児童養育事業（通称ファミリーホーム）」を平成22年度から開始している。里親同様、家庭養護の一形態ながら、里親と施設の中間的な性格を持つ制度であり、令和6年度末で市内に17事業所が設置され、89人の児童が入所している。

(8) 児童家庭支援センター（児童福祉法第44条の2）

児童家庭支援センターは、地域における、子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる児童相談所機能を補完する施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談、緊急時の訪問相談や児童相談所と連携した一時保護の実施等を行っている。

より身近な地域の中で、子育て中の地域住民が気軽に相談できる重要な窓口となっており、問題が深刻化する前に対応できることから虐待などの防止にもつながっている。

令和7年4月現在、市内には興正こども家庭支援センター（北区）、羊ヶ丘児童家庭支援センター（豊平区）、札幌南こども家庭支援センター（南区）、札幌乳児院児童家庭支援センター（白石区）、はくよう児童家庭支援センター（西区）、なんそうえん子ども家庭支援センター（中央区）の6か所がある。

また、夜間及び休日等における児童虐待通告への初期調査について、令和7年度は興正こども家庭支援センターに業務委託している。

【令和6年度相談援助状況】

| 種別 | 養護相談 | | | 保健相談 | 心身障害相談 | 非行相談 | | | 育成相談 | | | | | 関係者の対人相談 | DV相談 | その他の相談 | 合計 |
|-----------------------------------|------|-------|-------|------|--------|--------|--------|----|-------|-------|------|-------|-------|----------|------|--------|--------|
| | 虐待相談 | 養護相談 | 小計 | | | 相ぐり行為等 | 相触法行為等 | 小計 | 性格行談動 | 不登校相談 | 適性相談 | 養育相談 | 小計 | | | | |
| 興正こども家庭支援センター（平成12年4月設置） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話相談 | 237 | 925 | 1,162 | 2 | 11 | 0 | 0 | 0 | 163 | 63 | 3 | 639 | 868 | 1 | 0 | 12 | 2,056 |
| 来所相談 | 81 | 215 | 296 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 66 | 39 | 4 | 163 | 272 | 0 | 0 | 6 | 576 |
| 訪問相談 | 32 | 45 | 77 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 48 | 24 | 0 | 66 | 138 | 0 | 0 | 0 | 216 |
| 心理療法等 | 0 | 31 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 39 | 43 | 0 | 0 | 0 | 74 |
| メール相談 | 24 | 52 | 76 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 127 | 41 | 0 | 73 | 241 | 0 | 0 | 1 | 320 |
| 手紙相談 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小計 | 374 | 1,268 | 1,642 | 2 | 15 | 0 | 1 | 1 | 408 | 167 | 7 | 980 | 1,562 | 1 | 0 | 19 | 3,242 |
| 羊ヶ丘児童家庭支援センター（平成17年4月設置） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話相談 | 11 | 672 | 683 | 15 | 9 | 1 | 0 | 1 | 35 | 31 | 7 | 17 | 90 | 12 | 1 | 397 | 1,208 |
| 来所相談 | 2 | 135 | 137 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 14 | 0 | 6 | 22 | 2 | 0 | 0 | 162 |
| 訪問相談 | 0 | 3 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 4 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 心理療法等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| メール相談 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 24 | 24 | 0 | 0 | 5 | 29 |
| 手紙相談 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 小計 | 13 | 812 | 825 | 16 | 10 | 1 | 0 | 1 | 38 | 46 | 7 | 50 | 141 | 14 | 1 | 402 | 1,410 |
| 札幌南こども家庭支援センター（平成22年4月設置） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話相談 | 3 | 589 | 592 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 5 | 0 | 49 | 60 | 0 | 0 | 73 | 725 |
| 来所相談 | 0 | 208 | 208 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 20 | 24 | 0 | 0 | 1 | 233 |
| 訪問相談 | 2 | 5 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 11 | 15 | 0 | 0 | 20 | 42 |
| 心理療法等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| メール相談 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 11 | 12 |
| 手紙相談 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小計 | 5 | 802 | 807 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 | 5 | 0 | 80 | 100 | 0 | 0 | 105 | 1,012 |
| 札幌乳児院児童家庭支援センター（平成23年1月設置） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話相談 | 25 | 879 | 904 | 11 | 0 | 1 | 0 | 1 | 14 | 5 | 6 | 130 | 155 | 0 | 0 | 3 | 1,074 |
| 来所相談 | 6 | 57 | 63 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 6 | 0 | 21 | 31 | 0 | 0 | 0 | 94 |
| 訪問相談 | 15 | 156 | 171 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 | 24 | 29 | 0 | 0 | 0 | 201 |
| 心理療法等 | 0 | 3 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 8 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| メール相談 | 0 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 手紙相談 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 5 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 小計 | 47 | 1,106 | 1,153 | 13 | 0 | 1 | 0 | 1 | 19 | 11 | 10 | 183 | 223 | 0 | 0 | 3 | 1,393 |
| はくよう児童家庭支援センター（令和3年4月設置） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話相談 | 62 | 796 | 858 | 0 | 126 | 0 | 0 | 0 | 9 | 94 | 0 | 47 | 150 | 0 | 2 | 98 | 1,234 |
| 来所相談 | 1 | 4 | 5 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 4 | 16 | 0 | 2 | 22 | 0 | 0 | 1 | 30 |
| 訪問相談 | 0 | 42 | 42 | 0 | 55 | 0 | 0 | 0 | 4 | 26 | 0 | 32 | 62 | 0 | 0 | 9 | 168 |
| 心理療法等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| メール相談 | 0 | 19 | 19 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 6 | 0 | 0 | 36 | 69 |
| 手紙相談 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小計 | 63 | 862 | 925 | 0 | 191 | 0 | 0 | 0 | 17 | 139 | 0 | 84 | 240 | 0 | 2 | 144 | 1,502 |
| なんそうえん児童家庭支援センター（令和5年4月設置） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話相談 | 23 | 529 | 552 | 13 | 24 | 2 | 0 | 2 | 79 | 20 | 0 | 8 | 107 | 0 | 0 | 147 | 845 |
| 来所相談 | 0 | 124 | 124 | 12 | 1 | 0 | 0 | 0 | 193 | 1 | 0 | 3 | 197 | 0 | 0 | 27 | 361 |
| 訪問相談 | 6 | 24 | 30 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 16 | 10 | 0 | 0 | 26 | 0 | 0 | 16 | 76 |
| 心理療法等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 200 | 0 | 0 | 0 | 200 | 0 | 0 | 0 | 200 |
| メール相談 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 3 | 5 |
| 手紙相談 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小計 | 29 | 677 | 706 | 27 | 26 | 3 | 0 | 3 | 490 | 31 | 0 | 11 | 532 | 0 | 0 | 193 | 1,487 |
| 合計 | 531 | 5,527 | 6,058 | 58 | 242 | 5 | 1 | 6 | 987 | 399 | 24 | 1,388 | 2,798 | 15 | 3 | 866 | 10,046 |

2 判定業務

(1) 診断及び検査の状況（判定数及び相談種別の判定状況）

令和6年度の判定件数は3,053件(表1)で、令和5年度より66件増加している。養護相談が715件で令和5年度より121件増加、非行相談が30件で令和5年度より1件減少している。また、障がい相談が令和5年度より45件減少している。全相談件数8,603件に対する判定率は35.5%となっている。

表1 相談種別判定件数の推移 (単位：件)

| 相談種別 | 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 養護相談 | | 741 | 623 | 576 | 594 | 715 |
| 保健相談 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 障がい相談 | | 1,361 | 2,084 | 2,102 | 2,205 | 2,160 |
| | 肢体不自由 | 7 | 5 | 1 | 6 | 5 |
| | 視覚障がい | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 言語発達障がい等 | 8 | 7 | 2 | 0 | 3 |
| | 重症心身障がい | 18 | 23 | 14 | 14 | 19 |
| | 知的障がい | 1,004 | 1,600 | 1,642 | 1,850 | 1,717 |
| | 発達障がい | 324 | 449 | 443 | 335 | 416 |
| 非行相談 | | 71 | 62 | 35 | 31 | 30 |
| | ぐ犯行為等 | 61 | 43 | 25 | 20 | 20 |
| | 触法行為等 | 10 | 19 | 10 | 11 | 10 |
| 健全育成相談 | | 213 | 201 | 181 | 156 | 144 |
| | 性格行動 | 196 | 183 | 161 | 147 | 133 |
| | 不登校 | 13 | 14 | 17 | 8 | 8 |
| | 適性 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | しつけ | 4 | 3 | 3 | 1 | 3 |
| その他の相談 | | 2 | 2 | 3 | 1 | 4 |
| 合計 | | 2,388 | 2,972 | 2,897 | 2,987 | 3,053 |

表2 諸証明用途別交付状況 (単位：件)

| 用途 | 年度 | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | |
|---------------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 新 | 再 | 計 | 新 | 再 | 計 |
| 療育手帳 | | 720 | 992 | 1,712 | 802 | 818 | 1,620 |
| 特別児童扶養手当 ：認定診断書 | | 1 | 0 | 1 | 6 | 1 | 7 |
| 特別児童扶養手当 ：参考用検査結果 | | 180 | 104 | 284 | 112 | 73 | 185 |
| 障害児福祉手当 ：認定診断書 | | 54 | 15 | 69 | 42 | 21 | 63 |
| 障害児福祉手当 ：参考用検査結果 | | 14 | 9 | 23 | 9 | 11 | 20 |
| 障がい児保育 | | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| 幼稚園判定書 | | 2 | 3 | 5 | 1 | 2 | 3 |
| 同胞の保育所入所 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 税控除 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高等養護学校受験 | | 4 | 0 | 4 | 1 | 3 | 4 |
| 就職 | | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 1歳6か月児精密検診 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3歳児精密検診 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5歳児精密検診 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他（その他の精密検診、通園証明、支援費等含む） | | 139 | 36 | 175 | 267 | 81 | 348 |
| 合計 | | 1,115 | 1,160 | 2,275 | 1,243 | 1,010 | 2,253 |

表3 心理学的検査（推移） (単位：件)

| 年度 | 内容 | 知能検査 ※1 | 発達検査 ※2 | 人格検査 ※3 | その他 ※4 | 合計 |
|-------|----|------------|------------|------------|-----------|-------|
| 令和2年度 | | 1,409 | 353 | 333 | 1,073 | 3,168 |
| 令和3年度 | | 2,018 | 417 | 255 | 1,034 | 3,724 |
| 令和4年度 | | 2,021 | 441 | 252 | 912 | 3,626 |
| 令和5年度 | | 2,106 | 451 | 306 | 308 | 3,171 |
| 令和6年度 | | 2,158 | 450 | 429 | 864 | 3,901 |

※1 田中ビネー式、鈴木ビネー式、WISC-Vなど

※2 遠城寺式など

※3 PFスタディ、Y-G、ロールシャッハなど

※4 面接、行動観察、プレイなど

(2)通所指導・心理療法の状況

令和6年度の通所指導数（2回以上）は851件で、指導回数別では5回以内の者が359件で約42%を占めている。これらのケースについては診断・指導方針を示したうえで幼稚園・保育所や学校などの機関と連携を取りながら、経過観察を続けていくものが多い。6回以上の指導を行ったケースは492件で、そのうち10回以上の長期にわたるものは290件である。これらのケースは長期の心理治療・療育指導を必要とするもので、主に被虐待児・非行児・性格行動相談の児童などが対象となっている。

表1 通所指導回数内訳（推移）

（単位：件）

| 年度 | 回数 | 2 | 3～5 | 6～9 | 10以上 | 合計 |
|-------|----|-----|-----|-----|------|-----|
| 令和2年度 | | 162 | 229 | 188 | 170 | 749 |
| 令和3年度 | | 165 | 176 | 142 | 194 | 677 |
| 令和4年度 | | 178 | 163 | 140 | 175 | 656 |
| 令和5年度 | | 149 | 168 | 156 | 232 | 705 |
| 令和6年度 | | 133 | 226 | 202 | 290 | 851 |

表2 長期個別通所指導小・中学生等の状況（6回以上）

（単位：人）

| 区分 | 種別 | 心身障がい | 養護 | 非行 | 不登校 | 性格行動 | その他 | 合計 |
|-------|----|-------|-----|----|-----|------|-----|-----|
| 小学生 | 男 | 0 | 86 | 2 | 0 | 22 | 2 | 112 |
| | 女 | 0 | 70 | 0 | 0 | 8 | 4 | 82 |
| | 計 | 0 | 156 | 2 | 0 | 30 | 6 | 194 |
| 中学生以上 | 男 | 0 | 73 | 7 | 0 | 39 | 1 | 120 |
| | 女 | 0 | 74 | 4 | 0 | 14 | 1 | 93 |
| | 計 | 0 | 147 | 11 | 0 | 53 | 2 | 213 |
| 合計 | 男 | 0 | 159 | 9 | 0 | 61 | 3 | 232 |
| | 女 | 0 | 144 | 4 | 0 | 22 | 5 | 175 |
| | 計 | 0 | 303 | 13 | 0 | 83 | 8 | 407 |

3 一時保護業務

児童相談所では、児童の心身の健全な成長・育成にとって望ましくない環境から児童を保護するため、一時保護業務を行っている。一時保護児童の相談種別は養護、ぐ犯、触法、不登校、性格行動、知的障がい、その他の諸事情に分類され、また、児童の処遇の種類は児童福祉施設入所、里親委託、他の児童相談所等関係機関への移送、家庭引取、その他（就職、施設復帰、その他）に分類される。

一時保護は緊急保護、アセスメント、短期入所指導の必要がある場合に行われる。緊急保護は遺棄や家出、虐待や放任等、保護者の欠如や養育・監護能力の脆弱により健全な育成が阻害される危険があり緊急の保護を必要とする場合、アセスメントは適切かつ具体的な援助方針を定めるために一時保護による十分な行動観察や生活指導等を行う必要がある場合、短期入所指導は短期間の心理療法やカウンセリング、生活指導等が有効である場合で諸条件により他の方法による援助が困難又は不相当であると判断される場合にそれぞれ行われる。

一時保護は一時保護所にて行う場合（所内一時保護）のほか、児童養護施設や里親等に一時保護を委託する場合（委託一時保護）もある。

【一時保護の概況】

令和3年11月に仮設の一時保護所を開設して定員を70名に拡充しており、一時保護所在所児童が定員を超過した日数は3日と5日を下回った。

所内一時保護児童の延日数が19,543日（前年比778日増）に増加したほか、所内一時保護児童の1人平均在所日数は38.2日（前年比3.2日減）と40日を下回った。また、委託一時保護児童の延日数は26,393日（前年比2,234日増）に増加したほか、委託一時保護児童の1人平均委託日数は35.0日（前年比3.8日減）と依然として長期化しており、令和4年度までと比べて一時保護を解除するまでに要する期間が長期化する傾向が見られている。

【所内一時保護児童数の推移（年度中に退所した児童）】

| 年度 | 区分 | 延人員（人） | 延日数（日） | 1日平均在所児童数（人） | 1人平均在所日数（日） | 在所児童が定員を超えた日数（日） |
|-------|----|--------|--------|--------------|-------------|------------------|
| 令和2年度 | | 459 | 17,982 | 49.3 | 39.2 | 117 |
| 令和3年度 | | 494 | 17,286 | 47.4 | 35.0 | 12 |
| 令和4年度 | | 443 | 17,277 | 47.3 | 39.0 | 0 |
| 令和5年度 | | 453 | 18,765 | 51.4 | 41.4 | 18 |
| 令和6年度 | | 512 | 19,543 | 53.5 | 38.2 | 3 |

【委託一時保護児童数の推移（年度中に解除した児童）】

| 年度 | 区分 | 延人員（人） | 延日数（日） | 1日平均委託児童数（人） | 1人平均委託日数（日） |
|-------|----|--------|--------|--------------|-------------|
| 令和2年度 | | 541 | 11,787 | 32.3 | 21.8 |
| 令和3年度 | | 514 | 13,054 | 35.8 | 25.4 |
| 令和4年度 | | 611 | 17,810 | 48.8 | 29.1 |
| 令和5年度 | | 622 | 24,159 | 66.2 | 38.8 |
| 令和6年度 | | 755 | 26,393 | 72.3 | 35.0 |

4 家庭児童相談室

平成 22 年度から各区の健康・子ども課に家庭児童相談員（会計年度任用職員）を配置し、平成 23 年度からは係長職を加えた 2 名体制で「家庭児童相談室」を設置している。

平成 28 年度、各区に担当職員 1 名を、令和 2 年度から 4 年度にかけて各区に家庭児童相談員 1 名と児童人口の多い 6 区（中央、北、東、白石、豊平及び西）に担当職員 2 名を増員し、各区 4～6 名体制としている。

家庭児童相談室は、児童相談所とともに児童虐待通報・通告の受理及び初期調査を行うほか、子どもの福祉に関する身近な相談窓口として養育相談等の電話・来所相談を受け、必要に応じて家庭訪問、学校訪問等を実施し、関係機関と連携をとりながら支援活動を行っている。

また、要保護児童等を複数の関係機関等で協議・支援する場である区要保護児童対策地域協議会の事務局として、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を運営している。

国が各市町村に設置を求めている「子ども家庭総合支援拠点」については、支援拠点の中核的機能を果たしている家庭児童相談室に、国が示す職員配置基準を満たす人員数を配置したことから、令和 4 年度より各区保健センターに子ども家庭総合支援拠点としての機能を位置付けた。

令和 4 年度に児童福祉法及び母子保健法が改正され、これまで、各区保健センターは「子ども家庭総合支援拠点」とともに、「子育て世代包括支援センター」（妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する拠点）に位置付けてきたが、令和 6 年 4 月から、それぞれの設立の意義や機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援を担う「こども家庭センター」の設置に努めることとなった。札幌市においても、令和 6 年 4 月から、これまで「子ども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」として位置付けてきた各区保健センターを「こども家庭センター」として位置付けている。

※表 1、表 2 について、前年度以前からの継続支援ケース数は含まない。

IV-4 家庭児童相談室

表1 内容別相談

(単位：件)

| 種別 | 養護相談 | | 保健相談 | 障がい相談 | | | | | | 非行相談 | |
|-------|--------|--------|------|---------|----------|------------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| | 児童虐待相談 | その他の相談 | | 肢体不自由相談 | 視聴覚障がい相談 | 言語発達障がい等相談 | 重症心身障がい相談 | 知的障がい相談 | 発達障がい相談 | ぐ犯行為等相談 | 触法行為等相談 |
| 令和5年度 | 461 | 3,923 | 15 | 1 | 0 | 30 | 0 | 6 | 46 | 9 | 4 |
| 令和6年度 | 461 | 3,536 | 8 | 1 | 1 | 11 | 1 | 3 | 66 | 9 | 0 |

| 種別 | 育成相談 | | | | その他の相談 | 合計 | (うち、いじめ相談) | (うち、児童売春等) |
|-------|---------|-------|------|----------|--------|-------|------------|------------|
| | 性格行動等相談 | 不登校相談 | 適性相談 | 育児・しつけ相談 | | | | |
| 令和5年度 | 220 | 232 | 15 | 51 | 71 | 5,084 | 0 | 0 |
| 令和6年度 | 225 | 202 | 10 | 38 | 43 | 4,615 | 0 | 0 |

表2 年齢別相談

(単位：件)

| 年齢 | 0歳～6歳 | 7歳～12歳 | 13歳～15歳 | 16歳～17歳 | 18歳～ | 合計 |
|-------|-------|--------|---------|---------|------|-------|
| 令和5年度 | 2,873 | 1,544 | 492 | 169 | 6 | 5,084 |
| 令和6年度 | 2,442 | 1,507 | 478 | 182 | 6 | 4,615 |

表3 要保護児童対策地域協議会実務者会議取扱件数（延べ数）

| 区 | 令和6年度 | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 児童相談所 | | | | 家庭児童相談室 | | | |
| | 新規 | | 継続 | | 新規 | | 継続 | |
| | 世帯 | 人数 | 世帯 | 人数 | 世帯 | 人数 | 世帯 | 人数 |
| 中央区 | 55 | 66 | 103 | 137 | 105 | 167 | 641 | 943 |
| 北区 | 45 | 75 | 164 | 267 | 180 | 272 | 587 | 1,087 |
| 東区 | 62 | 95 | 177 | 244 | 139 | 202 | 510 | 934 |
| 白石区 | 51 | 63 | 125 | 144 | 168 | 207 | 619 | 1,110 |
| 厚別区 | 15 | 24 | 47 | 68 | 48 | 65 | 311 | 495 |
| 豊平区 | 31 | 42 | 87 | 109 | 103 | 167 | 630 | 1,086 |
| 清田区 | 13 | 16 | 43 | 63 | 29 | 56 | 157 | 261 |
| 南区 | 28 | 45 | 75 | 114 | 120 | 135 | 293 | 548 |
| 西区 | 47 | 59 | 162 | 228 | 86 | 124 | 357 | 727 |
| 手稲区 | 25 | 40 | 52 | 71 | 78 | 115 | 194 | 295 |
| 合計 | 372 | 525 | 1,035 | 1,445 | 1,056 | 1,510 | 4,299 | 7,486 |

表4 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議開催回数（延べ数）

| 区 | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 開催回数 | 検討事例数 | 開催回数 | 検討事例数 | 開催回数 | 検討事例数 |
| 中央区 | 60 | 78 | 101 | 141 | 64 | 97 |
| 北区 | 80 | 136 | 90 | 137 | 97 | 163 |
| 東区 | 70 | 129 | 69 | 136 | 54 | 102 |
| 白石区 | 90 | 124 | 76 | 133 | 80 | 137 |
| 厚別区 | 25 | 39 | 32 | 46 | 44 | 58 |
| 豊平区 | 114 | 178 | 80 | 129 | 68 | 104 |
| 清田区 | 32 | 52 | 32 | 72 | 18 | 34 |
| 南区 | 34 | 66 | 29 | 50 | 48 | 79 |
| 西区 | 67 | 119 | 87 | 151 | 69 | 128 |
| 手稲区 | 25 | 43 | 25 | 42 | 44 | 68 |
| 合計 | 597 | 964 | 621 | 1,037 | 586 | 970 |

5 児童福祉対策事業（各施設については「VI 施設一覧（77 ページ～）」を参照）

(1)乳児院

乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

令和7年4月現在、市内に1施設、定員40名、措置23名。

また、子育て短期支援事業として、児童の保護者が、社会的理由（疾病、出産、看護、事故、災害、転勤、出張等）、身体的理由及び精神的理由（育児疲れ、育児不安）により家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童を一時的に預かり、養育の支援を行っている。

(2)児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上保護を要する児童を入所させて養護し、併せて自立を支援することを目的とする施設。原則として、18歳に達するまで在所することができる（児童の自立のため特に必要がある場合には20歳に達するまで）。

令和7年4月現在、市内に5施設、定員合計185名、措置169名。

また、乳児院と同様に子育て短期支援事業を行っている。

(3)地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア

現に児童養護施設（本体施設）を運営している法人の支援の下、地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立を促進することを目的とする施設。

令和7年4月現在、地域小規模児童養護施設は市内に16施設、定員合計96名、措置94名。分園型小規模グループケアは3か所（定員及び措置人数は本体施設に含む）。

(4)児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的としている。

令和7年4月現在、市内に1施設、定員28名（入所：23名、通所：5名）、措置7名。

(5)ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

家庭で養育できない事情にある18歳未満の要保護児童を少人数（定員5名又は6名）で家庭的な環境の下で養育し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援していく。

令和7年4月現在、市内に17か所、定員合計101名、措置87名。

(6) 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

義務教育を修了し、児童養護施設等を退所した15歳以上の児童等（定員5～20人）に暮らしの場を与え、その中で相談を受けたり生活指導を行ったり、あるいは就業の援助等を行い、社会的自立を促進することを目的としている。

令和7年4月現在、市内に22か所、定員合計145名、措置71名。（Ⅲ型を除く）

【札幌市内児童養護施設等の定員と児童措置数】（単位：人）

| 施設種別 | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 定員 | 児童措置数 | 定員 | 児童措置数 | 定員 | 児童措置数 |
| 児童養護施設 | 215 | 188 | 210 | 170 | 185 | 169 |
| 乳児院 | 40 | 18 | 40 | 20 | 40 | 23 |
| 地域小規模児童養護施設 | 90 | 68 | 90 | 83 | 96 | 94 |
| 児童心理治療施設 | 23 | 6 | 23 | 4 | 23 | 7 |
| ファミリーホーム | 95 | 64 | 101 | 61 | 101 | 87 |
| 自立援助ホーム | 64 | 33 | 93 | 31 | 145 | 71 |
| 合計 | 527 | 377 | 557 | 369 | 590 | 451 |

【札幌市外児童養護施設等の児童措置数】（単位：人）

| 施設種別 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------|-------|-------|-------|
| | 児童措置数 | 児童措置数 | 児童措置数 |
| 児童養護施設 | 117 | 145 | 132 |
| 地域小規模児童養護施設 | 13 | 21 | 20 |
| 児童心理治療施設 | 2 | 3 | 2 |
| ファミリーホーム | 3 | 9 | 7 |
| 自立援助ホーム | 14 | 7 | 4 |
| 児童自立支援施設 | 2 | 2 | 5 |
| 合計 | 151 | 187 | 170 |

※各年度、4月1日時点

※児童措置数は、札幌市児童相談所が措置した人数

- | | | |
|-------------|---|----------|
| (7)母子生活支援施設 | } | 19 ページ参照 |
| (8)助産施設 | | |
| (9)児童厚生施設 | | 3 ページ参照 |

1 子どもの権利救済機関の制度

(1) 制度の趣旨

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「条例」という。）」に規定する子どもの権利救済委員制度として、いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的として平成21年4月に開設設置された公的第三者機関である。子どもやその保護者等からの相談に応じるほか、救済の申立てや救済委員の自己の発意に基づき、調査、調整、是正措置の勧告や制度改善に向けた意見の公表を行う権限を有している。

これらの権限に法的拘束力はないが、専門的見地に立ち、下記の基本姿勢に基づいて、行政からの独立性が尊重された立場で子どもを支援し、何が子どもにとって最善の利益であるかを関係者が共有し相互に理解できるよう、必要に応じて関係機関等に働きかけを行いながら、権利の侵害を受けた子どもの救済を図っていく。

【子どもの権利救済機関の基本姿勢】

- ・「子どもの最善の利益」を判断の基準にします。
- ・子どもの話をよく聴いて、子どもの気持ちに寄り添います。
- ・子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう支援します。

(2) 運営体制

【組織】

| | |
|--------------|---|
| 救済委員 (2名) | 人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた見識を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する（7年4月現在、大学教授及び弁護士） |
| 調査員 (3名) | 児童福祉、臨床心理、人権、教育等に専門的知識を有する者 |
| 相談員 (7名) | 相談又は指導等の経験を有し、子どもの権利保障の推進に熱意を有する者 |
| 事務局 (4名) | 事務局長（子ども育成部長兼務）、事務局次長（子どもの権利推進課長兼務）、係長及び担当職員 |

【相談・救済の対象】

札幌市内に住む子どもの悩み、又は市内の学校や施設などで起きた子どもの悩みについて相談を受けている（原則18歳未満。ただし、高校生等の場合は18歳又は19歳も可）。

申立ては、原因となった事実があった日から3年を経過していないものが対象となる。

【開設時間】

（月）～（金）10：00～20：00、（土）10：00～16：00（日曜日・祝日・年末年始は休み）

【受付方法】

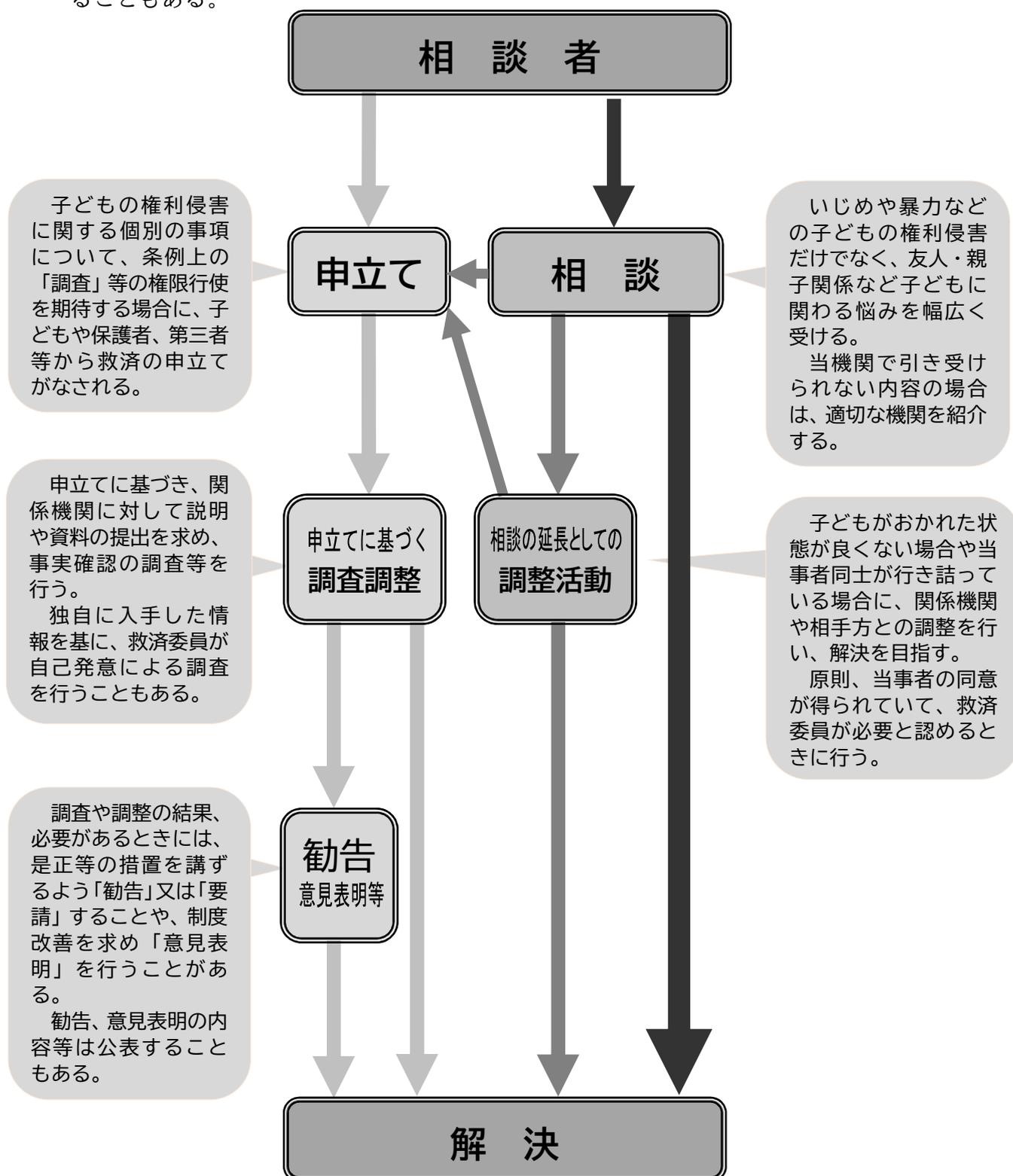
- ・電話（子ども専用の通話料無料電話：0120-66-3783 大人用：011-211-3783）
- ・メール（assist@city.sapporo.jp） ・面談（下記の設置場所にて実施）
- ・無料通信アプリ「LINE」（子ども専用）

【設置場所】

札幌市子ども未来局子どもの権利救済事務局（電話：211-2946 Fax：211-2948）
 中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階

(3) 相談・救済の流れ

子どもアシストセンターは、子どものさまざまな悩みの相談を受けるところから対応を始める。相談だけでは解決に至らない場合は、救済の申し立てを受け付け、必要に応じて関係機関への調査や調整を行う。また、市の機関などに対し、勧告や意見表明をすることもある。



※ 図中の矢印は通常想定される流れを示したものであり、事案の状況や特性によってさまざまな流れが考えられる。

2 相談・救済の申し立て

(1) 相談活動（令和6年度実績）

【相談件数】

| 年 度 | 実件数 | 延べ件数 |
|-------|--------|--------|
| 令和6年度 | 1,085件 | 3,234件 |
| 令和5年度 | 1,144件 | 3,238件 |

【相談方法（※）】

| 区 分 | 電 話 | Eメール | 面 談 | その他（※） | LINE | 合計 |
|------|-------|------|-----|--------|-------|--------|
| 実件数 | 360件 | 78件 | 2件 | 0件 | 645件 | 1085件 |
| 延べ件数 | 1013件 | 224件 | 70件 | 0件 | 1927件 | 3,234件 |

※実件数は初回相談の際の相談方法を計上している。

※相談方法は、随時電話から面談、メールから電話等へ移行することがある。※「その他」：手紙など

【相談者内訳（実件数）】

| 子ども本人 | 母親 | 父親 | 親族 | 学校 | その他（※） | 合計 |
|-------|------|-----|-----|----|--------|--------|
| 785件 | 214件 | 34件 | 22件 | 6件 | 24件 | 1,085件 |

※「その他」：近隣住民、同級生の保護者など

【相談者子ども本人の内訳（実件数）】

| 小学生 | 中学生 | 高校生 | 不明 | その他（※） | 合計 |
|------|------|------|-----|--------|------|
| 312件 | 277件 | 109件 | 80件 | 7件 | 785件 |

※「その他」：その他学生、無職少年、成人など

【相談対象者内訳（実件数）】

| 未就学 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 不明 | その他（※） | 合計 |
|-----|------|------|------|-----|--------|--------|
| 27件 | 440件 | 352件 | 160件 | 91件 | 15件 | 1,085件 |

※「その他」：その他学生、有職少年、無職少年、成人など

【相談内容内訳（延べ件数）】

| 家庭生活 | 学校生活 | 性格行動 | 身体的問題 | 対人関係 | その他 | 合計 |
|------|--------|------|-------|------|------|--------|
| 639件 | 1,516件 | 367件 | 108件 | 105件 | 499件 | 3,234件 |

※「その他」：施設生活、不良行為など

(2) 調整活動

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間にも公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることも多くある。このため、申し立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。

「調整活動」は、主に調査員が担当して行っており、関係機関への「事実確認」や児童相談所への「虐待通告」、問題解決のための「協力要請」や「話し合い」などさまざまな内容、程度を含んでいる。令和6年度は、28件の案件について実施した。

(3) 救済の申し立て

救済の申し立て対象は、子どもの権利侵害の個別救済としている。解決のために必要なときは調査や調整を行うが、相手を諷めたり白黒つけたりするためではなく、何が子どもにとって最善

であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的としている。

令和6年度は、救済の申し立てを2件受理したが、条例に規定する「救済委員の自己発意の調査」、「勧告」、「意見表明」、「是正等の要請」は行っていない。

3 広報・啓発

| | 項 目 | 対 象 | 令和6年度実績 |
|------------------|-----------------|------------------------------------|----------------------|
| 配 布 物 | 子ども用相談カード | 全小学生、全中学生、全高校生等 | 約194,300枚 /回(年2回) |
| | 施設貼付用ステッカー | 小中学生、高校生、大人 | — |
| | 大人用相談カード | 主に大人 (令和6年度は市内コンビニエンスストア店舗に配架)) | 16,800枚 |
| | 広報誌「あしすと通信」 | 全小中学生の保護者、高校、公共施設等 | 約158,350枚/回 (年2回) |
| | PRチラシ | 主に大人(出前講座・イベント時に配布) | 1,000枚— |
| 出 前 講 座 | あしすと出前講座 | 民間共同学童保育、青少年関係団体等 | 3回実施 |
| | あしすと子ども出前講座 | 児童会館を利用する子ども | 17回実施 |
| | あしすと出前授業 | 小学校、中学校、高校 | 0回実施 |
| そ の 他 | 大人向けポスター | 主に大人(地下鉄掲示板に貼付) | — |
| | SNS広告の配信(LINE等) | 中学生、高校生 | 年2回配信 |

※このほか、ホームページへのコラム掲載、サッポロスマイル市政PRコーナーへの映像CMの放映などにより広報・啓発を行っている。

4 関係機関との連携

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、個別の特性に配慮しながら問題の解決や改善を図っていくため、他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議(当センターを含む官民22機関が参加)」を開催している。

令和6年度は、子どものインターネット・SNSトラブルをテーマに、出席者に市民文化局区政課職員による講義を聴いていただいた上で、SNSトラブルの相談に関する意見交換を行った。また、令和6年3月には、顔の見える関係性づくりを更に一步進めるとともに、各機関の特性や実務的な考えを共有して具体的な協働につなげるため、初めての試みとして事例検討を行った。品川救済委員がファシリテーターを務め、家庭で居場所がない少年の対応など、二つの事例について、各機関がそれぞれどのように対応するか実践的な意見が交わされた。

VI 施設一覧 (令和7年7月1日現在)

1 認可保育所

| 施設・事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 認可年月日 |
|--------------------|----------|--------------|----------|-----|----------|
| 札幌市中央区保育・子育て支援センター | 064-0807 | 中央区南7条西13丁目 | 511-1155 | 120 | R5.4.1 |
| 駒島保育所 | 060-0031 | 中央区北1条東8丁目 | 251-9398 | 90 | S30.4.1 |
| 円山北町保育園 | 064-0825 | 中央区北5条西27丁目 | 611-4991 | 60 | S45.7.1 |
| 山鼻華園保育園 | 064-0918 | 中央区南18条西11丁目 | 563-6624 | 110 | S51.2.1 |
| 幌南華園保育園 | 064-0923 | 中央区南23条西10丁目 | 551-7511 | 90 | S53.11.1 |
| さより保育園 | 064-0804 | 中央区南4条西15丁目 | 561-9696 | 60 | S59.3.1 |
| 札幌市大通保育園 | 060-0041 | 中央区大通東4丁目 | 222-6112 | 60 | S62.1.1 |
| 札幌市しせいかん保育園 | 060-0063 | 中央区南3条西7丁目 | 204-9560 | 120 | H16.4.1 |
| つくしの子共同保育所 | 060-0004 | 中央区北4条西14丁目 | 281-2945 | 60 | H17.4.1 |
| 吉田学園くりの木保育園 | 060-0011 | 中央区北11条西17丁目 | 676-8332 | 120 | H22.4.1 |
| こうさい保育園 | 064-0912 | 中央区南12条西16丁目 | 520-8008 | 90 | H24.4.1 |
| アートチャイルドケア札幌桑園 | 060-0005 | 中央区北5条西12丁目 | 231-0125 | 60 | H26.4.1 |
| アスク桑園保育園 | 060-0008 | 中央区北8条西18丁目 | 640-5828 | 60 | H26.4.1 |
| ちやいれつく北7条西保育園 | 060-0007 | 中央区北7条西22丁目 | 215-9188 | 60 | H27.4.1 |
| 札幌時計台雲母保育園 | 060-0001 | 中央区北1条西2丁目 | 218-3868 | 60 | H27.4.1 |
| 札幌ハイツ保育園苗穂保育ルーム | 060-0033 | 中央区北3条東13丁目 | 219-0808 | 60 | H28.4.1 |
| こどもプラザ青い鳥 | 060-0009 | 中央区北9条西23丁目 | 642-3878 | 40 | H28.4.1 |
| ニチキッズ大通西18丁目保育園 | 060-0042 | 中央区大通西18丁目 | 633-7121 | 40 | H28.4.1 |
| ピッコロ子ども倶楽部円山園 | 064-0820 | 中央区大通西26丁目 | 590-0848 | 40 | H28.7.1 |
| アートチャイルドケア札幌山鼻 | 064-0919 | 中央区南19条西12丁目 | 206-1230 | 60 | H29.4.1 |
| 太陽の子札幌中央保育園 | 060-0004 | 中央区北4条西16丁目 | 590-0697 | 60 | H29.4.1 |
| 札幌円山公園雲母保育園 | 064-0824 | 中央区北4条西23丁目 | 633-7002 | 60 | H30.4.1 |
| 札幌こども保育園 | 060-0042 | 中央区大通西9丁目 | 272-8891 | 40 | H30.4.1 |
| ニチキッズ南まるやま保育園 | 064-0809 | 中央区南9条西23丁目 | 530-5310 | 50 | H31.4.1 |
| NOVAインターナショナルスクール | 060-0053 | 中央区南3条東2丁目 | 804-4655 | 110 | H31.4.1 |
| 伏見保育園 | 064-0942 | 中央区伏見1丁目 | 215-1632 | 90 | R3.4.1 |
| 山鼻ひまわり保育園 | 064-0919 | 中央区南19条西7丁目 | 522-9618 | 50 | R3.4.1 |
| 光塩大通り保育園 | 060-0042 | 中央区大通西14丁目 | 590-5225 | 60 | R4.4.1 |
| 木育こどもの家宮の森保育園 | 064-0951 | 中央区宮の森1条15丁目 | 688-6612 | 40 | R4.4.1 |
| にこまるえん円山 | 064-0821 | 中央区北1条西23丁目 | 676-9911 | 40 | R5.4.1 |
| 札幌くじら保育園 | 064-0927 | 中央区南27条西11丁目 | 596-6363 | 60 | R6.4.1 |
| 札幌市新川保育園 | 001-0921 | 北区新川1条5丁目 | 761-7962 | 120 | S40.12.1 |
| 札幌市新琴似保育園 | 001-0908 | 北区新琴似8条3丁目 | 761-4853 | 90 | S40.12.1 |
| 札幌市北区保育・子育て支援センター | 001-0025 | 北区北25条西3丁目 | 757-5380 | 120 | H24.4.1 |
| あいの里協働保育園 | 002-8091 | 北区南あいの里5丁目 | 770-5300 | 60 | H24.4.1 |
| ドリームキッズ保育園 | 002-8041 | 北区東茨戸1条1丁目 | 788-3065 | 60 | H25.4.1 |
| アートチャイルドケア札幌百合が原 | 002-8081 | 北区百合が原1丁目 | 748-1230 | 80 | H25.4.1 |
| 新琴似南保育園 | 001-0902 | 北区新琴似2条6丁目 | 768-5050 | 90 | H26.4.1 |
| 幌北ゆりかご保育園 | 001-0018 | 北区北18条西7丁目 | 746-3301 | 90 | S48.10.1 |
| 札幌はこぶね保育園 | 060-0807 | 北区北7条西6丁目 | 737-3535 | 60 | S59.2.1 |
| はぐくみ保育園 | 001-0026 | 北区北26条西3丁目 | 756-6742 | 70 | H15.4.1 |
| 子どもの園保育園 | 060-0811 | 北区北11条西5丁目 | 706-4588 | 60 | H17.4.1 |
| アートチャイルドケア新琴似 | 001-0908 | 北区新琴似8条1丁目 | 708-0789 | 60 | H22.9.30 |
| つばさ保育園 | 002-8029 | 北区篠路9条1丁目 | 771-5511 | 40 | H24.8.1 |
| アスク新琴似保育園 | 001-0907 | 北区新琴似7条2丁目 | 769-8680 | 60 | H27.4.1 |
| アートチャイルドケア北大前 | 001-0012 | 北区北12条西4丁目 | 728-3555 | 20 | H27.4.1 |
| スクルドエンジェル保育園新琴似園 | 001-0912 | 北区新琴似12条12丁目 | 839-1887 | 30 | H28.4.1 |
| ニチキッズさっぽろ保育園 | 060-0809 | 北区北9条西3丁目 | 700-0111 | 50 | H30.4.1 |
| あいの里第2協働保育園 | 002-8071 | 北区あいの里1条6丁目 | 792-1152 | 60 | R2.4.1 |
| 新川ひまわり保育園 | 001-0028 | 北区北28条西14丁目 | 738-2222 | 60 | R2.6.1 |

| 施設・事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 認可年月日 |
|----------------------|----------|------------------|----------|-----|-----------|
| アイグラン保育園北陽 | 001-0030 | 北区北3 0条西4丁目 | 769-9917 | 60 | R3.4.1 |
| S. T. ナーサリーSCHOOL新川西 | 001-0932 | 北区新川西2条7丁目 | 299-8170 | 60 | R3.4.1 |
| アイグラン保育園拓北 | 002-8067 | 北区拓北7条5丁目 | 594-8741 | 60 | R4.4.1 |
| 元気っ子保育園・屯田南 | 002-0853 | 北区屯田3条5丁目 | 792-1677 | 90 | R4.4.1 |
| 札幌市東区保育・子育て支援センター | 060-0909 | 東区北9条東7丁目 | 711-7801 | 120 | S28.6.1 |
| 札幌市みかほ保育園 | 065-0019 | 東区北1 9条東5丁目 | 711-8913 | 110 | S31.12.1 |
| 札幌苗保育園 | 007-0807 | 東区東苗穂7条3丁目 | 783-7711 | 70 | H22.4.1 |
| 元町にっこ保育園 | 065-0023 | 東区北2 3条東1 6丁目 | 782-2551 | 90 | H23.4.1 |
| 札幌苗北保育園 | 007-0030 | 東区東雁来1 0条4丁目 | 791-8822 | 90 | H25.12.1 |
| ちゃいれっく北8条東保育園 | 065-0008 | 東区北8条東1 9丁目 | 769-9933 | 60 | H26.12.1 |
| 苗穂保育園 | 065-0007 | 東区北7条東1 8丁目 | 711-4973 | 80 | S23.12.23 |
| 札幌第2福ちゃん保育園 | 065-0018 | 東区北1 8条東1 6丁目 | 781-5578 | 90 | S53.2.17 |
| 札幌厚成福祉会第二保育所 | 007-0805 | 東区東苗穂5条3丁目 | 781-6428 | 90 | S43.11.1 |
| モエレはとポッポ保育園 | 007-0812 | 東区東苗穂1 2条1丁目 | 790-2531 | 90 | S50.12.1 |
| 光星はとポッポ保育園 | 065-0015 | 東区北1 5条東7丁目 | 742-4876 | 90 | S56.11.1 |
| 栄町あおぞら保育園 | 007-0843 | 東区北4 3条東1 6丁目 | 789-6230 | 60 | H15.4.1 |
| 勤医協ぼぶら保育園 | 007-0869 | 東区伏古9条2丁目 | 782-9429 | 90 | H15.4.1 |
| アートチャイルドケア札幌元町 | 065-0026 | 東区北2 6条東1 2丁目 | 722-0123 | 90 | H27.4.1 |
| 札幌麻生雲母保育園 | 007-0843 | 東区北4 3条東1丁目 | 733-0123 | 60 | H29.4.1 |
| 栄南保育園 | 007-0834 | 東区北3 4条東2 3丁目 | 792-6696 | 40 | R2.4.1 |
| NOVA バイリンガル札幌東雁来保育園 | 007-0030 | 東区東雁来1 0条1丁目 | 769-0471 | 60 | R6.4.1 |
| 札幌市青葉保育園 | 003-0805 | 白石区菊水5条2丁目 | 811-2933 | 100 | S24.3.1 |
| 札幌市白石区保育・子育て支援センター | 003-0022 | 白石区南郷通1丁目 | 861-1910 | 120 | H22.4.1 |
| 札幌市東札幌保育園 | 003-0003 | 白石区東札幌3条3丁目 | 811-1552 | 90 | S38.11.1 |
| 札幌市東白石保育園 | 003-0023 | 白石区南郷通8丁目 | 861-7062 | 90 | S40.9.1 |
| 札幌市菊水乳児保育園 | 003-0805 | 白石区菊水5条1丁目 | 821-0013 | 30 | S45.9.1 |
| 東札幌かすたねっと保育園 | 003-0004 | 白石区東札幌4条4丁目 | 837-1525 | 70 | H26.4.1 |
| 菊水元町保育園 | 003-0825 | 白石区菊水元町5条2丁目 | 873-9888 | 120 | S47.2.1 |
| 東白石雪ん子保育園 | 003-0026 | 白石区本通1 4丁目 | 864-8871 | 80 | S52.11.1 |
| こぶし保育園 | 003-0852 | 白石区川北2条1丁目 | 875-7167 | 60 | H16.4.1 |
| 北郷こぶし保育園 | 003-0832 | 白石区北郷2条1 0丁目 | 876-0474 | 90 | H27.4.1 |
| アスク白石保育園 | 003-0027 | 白石区本通8丁目 | 868-1150 | 60 | H27.4.1 |
| ポピンズナーサリースクール札幌白石 | 003-0022 | 白石区南郷通1 4丁目 | 374-4143 | 60 | H27.4.1 |
| 大藤子ども園 | 003-0023 | 白石区南郷通1 8丁目 | 864-3737 | 60 | H27.4.1 |
| ピッコロ子ども倶楽部東札幌園 | 003-0001 | 白石区東札幌1条2丁目 | 812-7000 | 40 | H27.4.1 |
| 太陽の子札幌白石保育園 | 003-0027 | 白石区本通4丁目 | 374-5847 | 60 | H28.4.1 |
| 米里保育園 | 003-0874 | 白石区米里4条1丁目 | 871-8337 | 20 | H28.4.1 |
| ニチキッズしろいし保育園 | 003-0003 | 白石区東札幌3条5丁目 | 820-7551 | 50 | H29.10.1 |
| 南郷通たかだ保育園 | 003-0023 | 白石区南郷通1 8丁目 | 376-5911 | 40 | H30.4.1 |
| にこまるえん白石 | 003-0002 | 白石区東札幌2条5丁目 | 850-9686 | 40 | R2.4.1 |
| 札幌市厚別区保育・子育て支援センター | 004-0051 | 厚別区厚別中央1条6丁目 | 887-8165 | 60 | H31.4.1 |
| まごころ保育園 | 004-0039 | 厚別区厚別町上野幌8 2 2番地 | 891-7511 | 60 | H24.4.1 |
| ひばりが丘保育園 | 004-0052 | 厚別区厚別中央2条4丁目 | 891-1811 | 130 | S45.8.1 |
| もみじ台北保育園 | 004-0014 | 厚別区もみじ台北4丁目 | 897-0461 | 90 | S48.11.1 |
| 厚別共栄保育園 | 004-0022 | 厚別区厚別南1丁目 | 891-9470 | 120 | S50.2.1 |
| もみじ台南保育園 | 004-0012 | 厚別区もみじ台南6丁目 | 897-7311 | 50 | S51.4.1 |
| 札幌協働保育園 | 004-0013 | 厚別区もみじ台西6丁目 | 897-5033 | 100 | S53.12.1 |
| 厚別こま草保育園 | 004-0053 | 厚別区厚別中央3条4丁目 | 891-5541 | 120 | S57.3.1 |
| 新さっぽろとまと保育園 | 004-0002 | 厚別区厚別東2条3丁目 | 897-8693 | 60 | H16.4.1 |
| 札幌市豊平区保育・子育て支援センター | 062-0051 | 豊平区月寒東1条4丁目 | 851-3945 | 120 | H18.4.1 |
| 札幌市美園保育園 | 062-0005 | 豊平区美園5条7丁目 | 831-6890 | 120 | S30.5.1 |
| 札幌第1福ちゃん保育園 | 062-0901 | 豊平区豊平1条1 3丁目 | 811-7403 | 90 | S53.2.17 |

| 施設・事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 認可年月日 |
|--------------------|----------|--------------|----------|-----|----------|
| 西岡保育園 | 062-0022 | 豊平区月寒西2条10丁目 | 851-6358 | 100 | S42.12.1 |
| 子どもの家保育園 | 062-0934 | 豊平区平岸4条9丁目 | 841-0232 | 60 | S50.9.1 |
| 吉田学園やしの木保育園 | 062-0931 | 豊平区平岸1条15丁目 | 813-8400 | 120 | H25.4.1 |
| ピッコロ子ども倶楽部月寒園 | 062-0055 | 豊平区月寒東5条10丁目 | 856-8110 | 40 | H27.4.1 |
| ピッコロ子ども倶楽部福住園 | 062-0051 | 豊平区月寒東1条15丁目 | 376-5222 | 40 | H28.4.1 |
| 乳幼児保育クラブぞうさん | 062-0936 | 豊平区平岸6条13丁目 | 833-1225 | 60 | H28.4.1 |
| スクルドエンジェル保育園月寒園 | 062-0025 | 豊平区月寒西5条10丁目 | 376-5790 | 40 | H29.4.1 |
| 月寒じゅんのめ保育園 | 062-0053 | 豊平区月寒東3条11丁目 | 858-3330 | 60 | H31.4.1 |
| きゃんばす平岸保育園 | 062-0936 | 豊平区平岸6条14丁目 | 376-1263 | 80 | R2.4.1 |
| さわやか保育園 | 004-0876 | 清田区平岡6条2丁目 | 883-3422 | 60 | S59.3.1 |
| ラブクローバーの保育園 札幌清田 | 004-0847 | 清田区清田7条2丁目 | 887-5566 | 40 | H31.4.1 |
| 認可保育園Lindo | 004-0847 | 清田区清田7条4丁目 | 887-8407 | 40 | R3.4.1 |
| ラブクローバーの保育園札幌北野 | 004-0861 | 清田区北野1条1丁目 | 888-3301 | 40 | R3.4.1 |
| 大地の杜保育園 | 005-0801 | 南区川沿1条1丁目 | 572-0251 | 60 | S57.4.1 |
| 遊・Wing | 005-0018 | 南区真駒内曙町3丁目 | 585-2830 | 60 | H15.4.1 |
| 藤ヶ丘保育園 | 061-2284 | 南区藤野4条5丁目 | 593-3567 | 60 | H16.4.1 |
| ルンビニー保育園 | 005-0809 | 南区川沿9条2丁目 | 572-8877 | 60 | H17.4.1 |
| こどもみらい保育園常盤園 | 005-0852 | 南区常盤2条2丁目 | 211-6941 | 60 | H31.4.1 |
| ちびっこの杜保育園 | 005-0004 | 南区澄川4条2丁目 | 374-5015 | 32 | R3.4.1 |
| 木育こどもの家南の沢保育園 | 005-0825 | 南区南沢5条3丁目 | 596-7665 | 40 | R3.4.1 |
| 札幌市西区保育・子育て支援センター | 063-0803 | 西区二十四軒3条5丁目 | 621-1496 | 120 | H18.4.1 |
| 札幌市山の手保育園 | 063-0004 | 西区山の手4条8丁目 | 611-4477 | 150 | S41.10.1 |
| 西発寒保育園 | 063-0829 | 西区発寒9条11丁目 | 661-8464 | 90 | S46.1.1 |
| 発寒たんぼぼ保育園 | 063-0831 | 西区発寒11条5丁目 | 661-1594 | 120 | H4.4.1 |
| 八軒星の子保育園 | 063-0844 | 西区八軒4条西5丁目 | 641-0232 | 70 | S53.12.1 |
| 札幌市二十四軒南保育園 | 063-0801 | 西区二十四軒1条4丁目 | 631-8616 | 90 | S58.4.1 |
| こぐま保育園 | 063-0804 | 西区二十四軒4条6丁目 | 621-0517 | 60 | H15.4.1 |
| 吉田学園さくら保育園 | 063-0847 | 西区八軒7条西2丁目 | 622-3331 | 120 | H18.7.1 |
| 発寒おぞら保育園 | 063-0834 | 西区発寒14条2丁目 | 676-5177 | 90 | H23.4.1 |
| アートチャイルドケア琴似 | 063-0814 | 西区琴似4条1丁目 | 613-0123 | 50 | H24.4.1 |
| アートチャイルドケア札幌八軒 | 063-0866 | 西区八軒6条東3丁目 | 707-0126 | 60 | H26.4.1 |
| 発寒そらいろ保育園 | 063-0828 | 西区発寒8条11丁目 | 676-7650 | 90 | H27.4.1 |
| アートチャイルドケア札幌二十四軒 | 063-0801 | 西区二十四軒1条4丁目 | 614-0123 | 60 | H27.4.1 |
| 西野ふれ愛保育園 | 063-0031 | 西区西野1条2丁目 | 666-7117 | 60 | H27.4.1 |
| 札幌宮の沢雲母保育園 | 063-0051 | 西区宮の沢1条4丁目 | 668-6350 | 60 | H28.4.1 |
| 発寒もりのわ保育園 | 063-0825 | 西区発寒5条8丁目 | 668-8808 | 30 | H28.4.1 |
| 琴似にじのいろ保育園 | 063-0813 | 西区琴似3条4丁目 | 633-2600 | 40 | H29.8.1 |
| ピッコロ子ども倶楽部発寒南駅前園 | 063-0061 | 西区西町北6丁目 | 676-7228 | 50 | H30.4.1 |
| 山の手にじのいろ保育園 | 063-0002 | 西区山の手2条7丁目 | 633-5700 | 40 | H30.10.1 |
| 平和にじのいろ保育園 | 063-0023 | 西区平和3条6丁目 | 668-7100 | 60 | R2.4.1 |
| ラブクローバーの保育園札幌西野 | 063-0038 | 西区西野8条5丁目 | 665-5959 | 40 | R4.4.1 |
| 札幌市手稲区保育・子育て支援センター | 006-0023 | 手稲区手稲本町3条2丁目 | 681-3160 | 120 | H18.4.1 |
| 新発寒たんぼぼ保育園 | 006-0806 | 手稲区新発寒6条4丁目 | 686-0560 | 90 | H4.4.1 |
| 宮の沢さくら保育園 | 006-0004 | 手稲区西宮の沢4条1丁目 | 663-8118 | 80 | S55.2.1 |
| さより第2保育園 | 006-0011 | 手稲区富丘1条5丁目 | 691-8801 | 80 | H16.4.1 |
| つくし保育園 | 006-0012 | 手稲区富丘2条4丁目 | 695-8661 | 80 | H22.4.1 |
| 札幌北陽保育園 | 006-0860 | 手稲区手稲山口511-1 | 215-8711 | 80 | H23.4.1 |
| あすかぜ保育園 | 006-0861 | 手稲区明日風3丁目 | 676-4340 | 60 | H26.4.1 |
| 手稲桃の花保育園 | 006-0022 | 手稲区手稲本町2条4丁目 | 213-8741 | 35 | H30.4.1 |
| 富丘バオバブ保育園 | 006-0012 | 手稲区富丘2条2丁目 | 686-8082 | 40 | R5.4.1 |
| 手稲中央さら〜れ保育園 | 006-0013 | 手稲区富丘3条5丁目 | 213-8212 | 40 | R5.4.1 |
| ラブクローバーのほいくえん新発寒 | 006-0812 | 手稲区前田2条2丁目 | 215-5300 | 60 | R6.4.1 |

2 幼稚園（施設型給付）

| 施設・事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 認可年月日 |
|-----------------|----------|--------------|----------|-----|---------|
| 札幌市立中央幼稚園 | 060-0002 | 中央区北2条西11丁目 | 251-6700 | 90 | H27.4.1 |
| こひつじ幼稚園 | 064-0916 | 中央区南16条西12丁目 | 561-5040 | 95 | H27.4.1 |
| めばえ幼稚園 | 064-0912 | 中央区南12条西12丁目 | 561-0485 | 80 | H29.4.1 |
| 札幌円山幼稚園 | 064-0822 | 中央区北2条西23丁目 | 631-5208 | 180 | H29.4.1 |
| 札幌大谷第二幼稚園 | 064-0820 | 中央区大通西21丁目 | 621-6764 | 120 | H30.4.1 |
| ひかり幼稚園 | 064-0921 | 中央区南21条西14丁目 | 563-1425 | 75 | H30.4.1 |
| 札幌いづみ幼稚園 | 064-0917 | 中央区南17条西9丁目 | 511-1974 | 105 | H30.4.1 |
| 宮の森幼稚園 | 064-0958 | 中央区宮の森904番地7 | 621-2651 | 120 | R3.4.1 |
| 札幌市立白楊幼稚園 | 001-0024 | 北区北24条西7丁目 | 736-0764 | 90 | H27.4.1 |
| 新琴似育英幼稚園 | 001-0907 | 北区新琴似7条13丁目 | 761-2588 | 210 | H30.4.1 |
| 札幌三育幼稚園 | 001-0035 | 北区北35条西2丁目 | 716-9632 | 25 | H31.4.1 |
| 天使幼稚園 | 065-0011 | 東区北11条東2丁目 | 742-3110 | 90 | H28.4.1 |
| あゆみ幼稚園 | 007-0867 | 東区伏古7条5丁目 | 782-6661 | 210 | H28.4.1 |
| あゆみ第二幼稚園 | 007-0869 | 東区伏古9条3丁目 | 783-6006 | 240 | H28.4.1 |
| 札幌大谷大学附属幼稚園 | 065-0016 | 東区北16条東8丁目 | 711-5888 | 180 | H30.4.1 |
| 札幌幼稚園 | 065-0024 | 東区北24条東18丁目 | 781-6331 | 270 | H30.4.1 |
| 北栄幼稚園 | 065-0031 | 東区北31条東9丁目 | 731-4968 | 180 | R6.4.1 |
| 札幌市立きくすいもとまち幼稚園 | 003-0826 | 白石区菊水元町6条1丁目 | 873-2285 | 90 | H27.4.1 |
| しろいし幼稚園 | 003-0028 | 白石区平和通1丁目 | 861-4426 | 135 | H28.4.1 |
| 札幌白樺幼稚園 | 003-0023 | 白石区南郷通18丁目 | 864-2623 | 390 | H30.4.1 |
| 本郷幼稚園 | 003-0024 | 白石区本郷通6丁目 | 861-6211 | 420 | H30.4.1 |
| 札幌みづほ幼稚園 | 004-0011 | 厚別区もみじ台東2丁目 | 897-0025 | 60 | H27.4.1 |
| 厚別幼稚園 | 004-0053 | 厚別区厚別中央3条3丁目 | 891-2290 | 90 | H31.4.1 |
| 札幌市立かっこう幼稚園 | 062-0053 | 豊平区月寒東3条7丁目 | 852-1230 | 90 | H27.4.1 |
| 美晴幼稚園 | 062-0022 | 豊平区月寒西2条7丁目 | 851-5058 | 75 | H27.4.1 |
| 西岡ふたば幼稚園 | 062-0034 | 豊平区西岡4条10丁目 | 854-4660 | 120 | H31.4.1 |
| ふくずみ幼稚園 | 062-0042 | 豊平区福住2条6丁目 | 854-3951 | 120 | R2.4.1 |
| つきさむ幼稚園 | 062-0052 | 豊平区月寒東2条11丁目 | 855-4161 | 150 | R2.4.1 |
| 幌南学園幼稚園 | 062-0021 | 豊平区月寒西1条3丁目 | 851-6373 | 150 | R5.4.1 |
| 札幌みすまい幼稚園 | 061-2262 | 南区簾舞2条4丁目 | 596-3966 | 75 | H28.4.1 |
| 札幌梅香幼稚園 | 061-2282 | 南区藤野2条7丁目 | 592-2455 | 35 | H28.4.1 |
| 森の幼稚園 | 005-0849 | 南区石山1132-1 | 591-8254 | 75 | H29.4.1 |
| 真駒内幼稚園 | 005-0018 | 南区真駒内曙町3丁目 | 581-0084 | 135 | H30.4.1 |
| 藤ヶ丘幼稚園 | 061-2284 | 南区藤野4条5丁目 | 591-0234 | 60 | H30.4.1 |
| 札幌わかき幼稚園 | 005-0034 | 南区南34条西10丁目 | 582-2111 | 90 | H31.4.1 |
| もなみ幼稚園 | 005-0809 | 南区川沿9条2丁目 | 572-1855 | 120 | H31.4.1 |
| 第2もなみ幼稚園 | 005-0802 | 南区川沿2条3丁目 | 571-1161 | 75 | H31.4.1 |
| 札幌市立はまなす幼稚園 | 063-0826 | 西区発寒6条12丁目 | 666-9477 | 90 | H27.4.1 |
| あづま幼稚園 | 063-0836 | 西区発寒16条4丁目 | 661-7090 | 300 | H29.4.1 |
| 琴似中央幼稚園 | 063-0849 | 西区八軒9条西2丁目 | 621-5878 | 80 | R4.4.1 |
| 平和幼稚園 | 063-0023 | 西区平和3条8丁目 | 662-5251 | 400 | R6.4.1 |
| インターナショナル山の手幼稚園 | 063-0002 | 西区山の手2条3丁目 | 641-2191 | 150 | R7.4.1 |
| 宮ノ丘幼稚園 | 063-0059 | 西区宮の沢490-11 | 661-5335 | 180 | R7.4.1 |

3 幼保連携型認定こども園

| 施設・事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 認可年月日 |
|--------------------|----------|-------------|----------|-----|----------|
| 認定こども園大谷オアシス保育園 | 064-0820 | 中央区大通西21丁目 | 621-9888 | 69 | H31.4.1 |
| 認定こども園カトリック聖園こどもの家 | 060-0031 | 中央区北1条東6丁目 | 221-3493 | 150 | H26.10.1 |
| 認定こども園札幌ルーテル幼稚園 | 064-0809 | 中央区南9条西21丁目 | 561-6031 | 125 | R4.4.1 |

VI 施設一覧

| 施設・事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 認可年月日 |
|--------------------------|----------|--------------|----------|-----|---------|
| 認定こども園桑園幼稚園 | 060-0007 | 中央区北7条西13丁目 | 231-2966 | 90 | R5.4.1 |
| 認定こども園幌西そらいろ保育園 | 064-0809 | 中央区南9条西20丁目 | 563-2233 | 105 | R3.4.1 |
| 認定こども園札幌大谷幼稚園 | 064-0807 | 中央区南7条西7丁目 | 511-3838 | 180 | H29.4.1 |
| 認定こども園宮の森メープル保育園 | 064-0954 | 中央区宮の森4条10丁目 | 792-6003 | 75 | R3.4.1 |
| 認定こども園屯田すずらん | 002-0856 | 北区屯田6条4丁目 | 775-8080 | 102 | R4.4.1 |
| しんことに清香こども園 | 001-0911 | 北区新琴似11条5丁目 | 761-0308 | 105 | H30.4.1 |
| 屯田おおふじ子ども園 | 002-0858 | 北区屯田8条7丁目 | 775-2511 | 170 | R4.4.1 |
| 新川西さくらこ認定こども園 | 001-0931 | 北区新川西1条4丁目 | 763-3905 | 79 | H31.4.1 |
| こども園ソレイユ | 002-8063 | 北区拓北3条2丁目 | 776-3939 | 135 | H27.4.1 |
| 創成札幌こども園 | 001-0015 | 北区北15条西1丁目 | 736-5245 | 105 | R2.4.1 |
| 認定こども園太陽こころ幼稚園 | 002-0859 | 北区屯田9条3丁目 | 776-7774 | 195 | H24.8.1 |
| 認定こども園こうほく | 001-0912 | 北区新琴似12条10丁目 | 761-4134 | 370 | H26.5.1 |
| 認定こども園ひまわり | 002-8066 | 北区拓北6条2丁目 | 771-7216 | 205 | H26.4.1 |
| 認定こども園はなぞの | 001-0921 | 北区新川1条2丁目 | 790-7530 | 280 | H30.4.1 |
| 認定こども園あいの里 | 002-8074 | 北区あいの里4条6丁目 | 778-7272 | 300 | H28.4.1 |
| 認定こども園麻生明星幼稚園 | 001-0045 | 北区麻生町4丁目 | 716-3880 | 100 | R4.4.1 |
| 認定こども園茨戸メリー幼稚園 | 002-8043 | 北区東茨戸37-3 | 774-2767 | 120 | R5.4.1 |
| あいの里大藤幼稚園 | 002-8073 | 北区あいの里3条3丁目 | 778-2911 | 300 | H29.4.1 |
| 認定こども園メルシー学院 | 002-0855 | 北区屯田5条9丁目 | 792-8680 | 105 | H31.4.1 |
| 認定こども園太平あずさ保育園 | 002-8004 | 北区太平4条3丁目 | 776-5000 | 120 | H31.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園CinqPerles幼稚園 | 002-8027 | 北区篠路7条6丁目 | 771-4044 | 230 | R3.4.1 |
| 認定こども園こころ篠路保育園 | 002-8026 | 北区篠路6条4丁目 | 594-8033 | 69 | R5.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園さっぽろ夢 | 007-0836 | 東区北36条東17丁目 | 783-9614 | 135 | H28.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園しらゆき夢 | 007-0846 | 東区北46条東14丁目 | 731-9614 | 105 | H28.4.1 |
| 認定こども園札幌愛珠 | 007-0838 | 東区北38条東9丁目 | 721-2253 | 140 | H25.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園さつなえのもり | 007-0808 | 東区東苗穂8条3丁目 | 791-3703 | 310 | H26.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園おかだまのもり | 007-0837 | 東区北37条東27丁目 | 783-2233 | 310 | H28.4.1 |
| 認定こども園聖ミカエル幼稚園 | 065-0019 | 東区北19条東3丁目 | 731-8705 | 105 | R4.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園せいめいのもり | 065-0010 | 東区北10条東14丁目 | 721-6750 | 300 | H28.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園ふしこ幼稚園 | 065-0041 | 東区本町1条5丁目 | 781-1691 | 290 | H30.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園もえれのもり | 007-0811 | 東区東苗穂11条2丁目 | 790-1080 | 105 | H30.4.1 |
| 認定こども園栄光幼稚園 | 007-0844 | 東区北44条東2丁目 | 731-4681 | 225 | R2.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園もえれ保育園 | 007-0031 | 東区東雁来11条3丁目 | 790-3715 | 88 | R7.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園東苗穂スパークル園 | 007-0812 | 東区東苗穂2条4丁目 | 776-6276 | 95 | R2.4.1 |
| 友愛北白石認定こども園 | 003-0872 | 白石区米里2条4丁目 | 875-0180 | 100 | H30.4.1 |
| 飛翔認定こども園 | 003-0001 | 白石区東札幌1条4丁目 | 820-8880 | 100 | H30.4.1 |
| 認定こども園菊水すずらん | 003-0801 | 白石区菊水1条3丁目 | 811-5714 | 132 | R4.4.1 |
| 北郷ピノキオ認定こども園 | 003-0832 | 白石区北郷2条6丁目 | 871-7014 | 139 | H29.4.1 |
| 双葉こども園 | 003-0021 | 白石区栄通15丁目 | 851-7463 | 105 | H31.4.1 |
| 認定こども園北都 | 003-0834 | 白石区北郷4条11丁目 | 874-9382 | 105 | H28.4.1 |
| 認定こども園北郷すずらん | 003-0837 | 白石区北郷7条3丁目 | 879-1717 | 100 | H31.4.1 |
| 東橋いちい認定こども園 | 003-0808 | 白石区菊水8条2丁目 | 837-7211 | 135 | H24.4.1 |
| 認定こども園幌東 | 003-0025 | 白石区本郷通3丁目 | 864-6246 | 180 | H26.4.1 |
| 菊水いちい認定こども園 | 003-0821 | 白石区菊水元町1条1丁目 | 873-8001 | 210 | H26.4.1 |
| 認定こども園北郷あゆみ幼稚園 | 003-0833 | 白石区北郷3条3丁目 | 876-6200 | 170 | H29.4.1 |
| 北都幼稚園 | 003-0869 | 白石区川下749番地55 | 875-6661 | 404 | H29.4.1 |
| 認定こども園ビッコリーノ学院 | 003-0831 | 白石区北郷1条6丁目 | 376-1181 | 105 | H31.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園南郷札幌幼稚園 | 003-0021 | 白石区栄通9丁目 | 851-7022 | 200 | R5.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園北郷札幌幼稚園 | 003-0834 | 白石区北郷4条5丁目 | 873-3551 | 240 | R3.4.1 |
| 認定こども園厚別さくら木保育園 | 004-0003 | 厚別区厚別東3条1丁目 | 898-6200 | 105 | H28.4.1 |
| 認定こども園いちい幼稚園・保育園 | 004-0013 | 厚別区もみじ台西5丁目 | 897-1311 | 180 | H22.6.1 |
| 認定こども園新さっぽろ幼稚園・保育園 | 004-0032 | 厚別区上野幌1条2丁目 | 894-6160 | 330 | H25.4.1 |

| 施設・事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 認可年月日 |
|-------------------------|----------|---------------|----------|-----|----------|
| 認定こども園おおやち | 004-0041 | 厚別区大谷地東3丁目 | 891-0111 | 125 | H26.4.1 |
| 認定こども園北光幼稚園 | 004-0021 | 厚別区青葉町7丁目 | 891-3190 | 90 | R5.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園ひばりが丘明星幼稚園 | 004-0052 | 厚別区厚別中央2条4丁目 | 891-2617 | 130 | H29.4.1 |
| 認定こども園桜台いちい幼稚園・保育園 | 004-0068 | 厚別区厚別西611-520 | 895-3331 | 230 | H28.4.1 |
| 認定こども園第2あつべつ幼稚園 | 004-0063 | 厚別区厚別西3条4丁目 | 892-2086 | 100 | R3.4.1 |
| さっぽろこども園 | 062-0906 | 豊平区豊平6条3丁目 | 811-4991 | 145 | H30.4.1 |
| 東月寒にれこども園 | 062-0053 | 豊平区月寒東3条16丁目 | 853-6644 | 135 | H31.4.1 |
| にれ第2こども園 | 062-0055 | 豊平区月寒東5条16丁目 | 851-3525 | 135 | H31.4.1 |
| こども園・ひかりのこ さっぽろ | 062-0054 | 豊平区月寒東4条9丁目 | 851-1855 | 111 | H28.4.1 |
| 認定こども園まなび | 062-0033 | 豊平区西岡3条5丁目 | 853-1231 | 165 | H23.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園なかのしま幼稚園 | 062-0922 | 豊平区中の島2条2丁目 | 821-7414 | 235 | R7.4.1 |
| 認定こども園しのめ | 062-0051 | 豊平区月寒東1条2丁目 | 851-4536 | 60 | R3.7.1 |
| 認定こども園札幌ゆたか幼稚園 | 062-0904 | 豊平区豊平4条3丁目 | 822-8686 | 165 | R4.4.1 |
| 認定こども園ひらぎし幼稚園 | 062-0933 | 豊平区平岸3条12丁目 | 811-0946 | 230 | R2.4.1 |
| 認定こども園月寒そらいろ保育園 | 062-0024 | 豊平区月寒西4条6丁目 | 595-8312 | 120 | R3.4.1 |
| こりっつ認定こども園 | 062-0031 | 豊平区西岡1条7丁目 | 374-5282 | 105 | R3.6.1 |
| 札幌市立認定こども園にじいろ | 004-0832 | 清田区真栄2条1丁目 | 883-3345 | 115 | H21.4.1 |
| 花山認定こども園 | 004-0805 | 清田区里塚緑ヶ丘3丁目 | 886-0415 | 125 | H30.4.1 |
| アルプス認定こども園 | 004-0874 | 清田区平岡4条3丁目 | 886-8011 | 115 | H28.4.1 |
| 認定こども園からまつ保育園 | 004-0802 | 清田区里塚2条2丁目 | 889-3000 | 79 | H30.4.1 |
| 認定こども園北野しらかば幼稚園・保育園 | 004-0865 | 清田区北野5条2丁目 | 881-8686 | 402 | H26.12.1 |
| 認定こども園ひかり | 004-0846 | 清田区清田6条3丁目 | 882-3536 | 185 | R4.4.1 |
| 認定こども園つみき | 004-0801 | 清田区里塚1条1丁目 | 884-5756 | 185 | R3.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園きよた幼稚園 | 004-0841 | 清田区清田1条2丁目 | 881-2453 | 199 | R7.7.1 |
| 札幌国際大学付属認定こども園 | 004-0844 | 清田区清田4条2丁目 | 881-3611 | 150 | R3.4.1 |
| 認定こども園藻岩そらいろ保育園 | 005-0030 | 南区南30条西8丁目 | 582-1581 | 99 | R6.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園澄川ひろのぶ保育園 | 005-0002 | 南区澄川2条1丁目 | 831-6006 | 135 | H30.4.1 |
| 認定こども園そらいろ | 005-0006 | 南区澄川6条11丁目 | 588-1152 | 185 | H24.4.1 |
| 真駒内聖母認定こども園 | 005-0012 | 南区真駒内上町4丁目 | 581-0745 | 82 | R6.8.1 |
| 認定こども園まこまない明星幼稚園 | 005-0015 | 南区真駒内泉町2丁目 | 583-0336 | 75 | R4.4.1 |
| 光塩学園短期大学附属認定こども園 | 005-0012 | 南区真駒内上町3丁目 | 581-6533 | 190 | H30.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園ときわみなみのこどもえん | 005-0861 | 南区真駒内380番18 | 591-0123 | 168 | R3.4.1 |
| 認定こども園宮の沢すずらん | 063-0051 | 西区宮の沢1条2丁目 | 662-8181 | 102 | R5.4.1 |
| 発寒にこりんこども園 | 063-0825 | 西区発寒5条3丁目 | 661-2927 | 275 | H26.4.1 |
| 認定こども園琴似教会幼稚園 | 063-0842 | 西区八軒2条西1丁目 | 631-4898 | 120 | R4.4.1 |
| 認定こども園西野そらいろ保育園 | 063-0034 | 西区西野4条7丁目 | 667-3345 | 105 | R3.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園西野札幌幼稚園 | 063-0033 | 西区西野3条2丁目 | 661-2094 | 250 | R7.4.1 |
| 認定こども園平和あすみ保育園 | 063-0022 | 西区平和2条4丁目 | 676-9727 | 99 | R6.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園幸明幼稚園 | 063-0847 | 西区八軒6条西7丁目 | 621-1960 | 105 | R3.10.1 |
| 認定こども園西町さつき保育園 | 063-0062 | 西区西町南19丁目 | 662-9930 | 105 | R3.4.1 |
| 認定こども園にしの | 063-0039 | 西区西野9条5丁目 | 668-8881 | 105 | R5.4.1 |
| まえだ認定こども園 | 006-0815 | 手稲区前田5条7丁目 | 681-5310 | 105 | H30.4.1 |
| 星置ピノキオ認定こども園 | 006-0851 | 手稲区星置1条1丁目 | 686-8377 | 100 | H29.4.1 |
| ていねあすなろ認定こども園 | 006-0835 | 手稲区曙5条3丁目 | 691-2346 | 82 | H30.4.1 |
| 認定こども園まつばの杜 | 006-0805 | 手稲区新発寒5条9丁目 | 695-7421 | 210 | H31.4.1 |
| 手稲やまなみ子ども園 | 006-0032 | 手稲区稲穂2条5丁目 | 695-8073 | 140 | R4.4.1 |
| 認定こども園ほしおきガーデン星の子幼稚園 | 006-0853 | 手稲区星置3条8丁目 | 683-1675 | 255 | H31.4.1 |
| 幼保連携型認定こども園山王幼稚園 | 006-0839 | 手稲区曙9条1丁目 | 683-2877 | 210 | H31.4.1 |
| 認定こども園まえだ幼稚園 | 006-0829 | 手稲区手稲前田555-3 | 682-1181 | 321 | R5.4.1 |
| 認定こども園おおぞら幼稚園 | 006-0818 | 手稲区前田8条10丁目 | 682-0220 | 467 | R4.4.1 |
| しんはっさむライラックこども園 | 006-0801 | 手稲区新発寒1条1丁目 | 215-5269 | 105 | R5.4.1 |

4 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

| 施設・事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 認可年月日 |
|------------------------|----------|--------------|----------|-----|---------|
| 札幌認定こども園 | 060-0051 | 中央区南1条東7丁目 | 251-1555 | 66 | H29.4.1 |
| 救世軍桑園保育所 | 060-0005 | 中央区北5条西14丁目 | 221-6630 | 79 | R6.4.1 |
| 認定こども園愛育保育園 | 064-0807 | 中央区南7条西18丁目 | 551-3247 | 89 | R6.4.1 |
| 旭ヶ丘保育園 | 064-0913 | 中央区南13条西23丁目 | 551-8588 | 155 | R5.4.1 |
| 山鼻保育園 | 064-0912 | 中央区南12条西8丁目 | 511-4612 | 96 | R6.4.1 |
| たかさごスクール大通公園 | 060-0041 | 中央区大通東2丁目 | 215-0944 | 105 | R5.4.1 |
| 認定こども園啓明ともいき保育園 | 064-0914 | 中央区南14条西18丁目 | 561-5151 | 99 | R6.4.1 |
| 認定こども園マミーポッケ | 060-0052 | 中央区南2条東1丁目 | 207-8888 | 84 | H26.6.1 |
| 認定こども園さゆり幼稚園 | 064-0824 | 中央区北4条西23丁目 | 631-6973 | 65 | R5.4.1 |
| 認定こども園つぼみ幼稚園 | 064-0807 | 中央区南7条西25丁目 | 561-7534 | 95 | H29.4.1 |
| 幼稚園型認定こども園大通幼稚園 | 060-0042 | 中央区大通西16丁目 | 621-3371 | 230 | R4.4.1 |
| 認定こども園北一条すすらん保育園 | 060-0031 | 中央区北1条東10丁目 | 213-1448 | 70 | R5.4.1 |
| 宮の森ライラックこども園 | 064-0953 | 中央区宮の森3条3丁目 | 699-5899 | 66 | R6.4.1 |
| 麻生保育園 | 001-0039 | 北区北39条西3丁目 | 716-9252 | 135 | R5.4.1 |
| 屯田保育園 | 002-0855 | 北区屯田5条6丁目 | 772-1151 | 100 | R6.4.1 |
| 認定こども園篠路中央保育園 | 002-8022 | 北区篠路2条9丁目 | 771-2117 | 110 | R5.4.1 |
| 認定こども園愛和えるむ保育園 | 060-0808 | 北区北8条西3丁目 | 736-5243 | 99 | R7.4.1 |
| 篠路高洋保育園 | 002-8023 | 北区篠路3条6丁目 | 772-0050 | 105 | R4.4.1 |
| 三和新琴似保育園 | 001-0906 | 北区新琴似6条12丁目 | 761-5252 | 115 | R4.4.1 |
| 太平保育園 | 002-8011 | 北区太平11条1丁目 | 772-1450 | 135 | R5.4.1 |
| あかつき篠路保育園 | 002-8021 | 北区篠路1条6丁目 | 772-3003 | 135 | R4.4.1 |
| 札幌北保育園 | 001-0032 | 北区北32条西9丁目 | 758-5455 | 135 | R4.4.1 |
| 札幌こぼと保育園 | 001-0911 | 北区新琴似11条15丁目 | 762-9561 | 105 | R4.4.1 |
| 幌北中央保育園 | 001-0020 | 北区北20条西3丁目 | 716-1841 | 115 | H31.4.1 |
| 新川北保育園 | 001-0924 | 北区新川4条11丁目 | 763-3585 | 105 | R5.4.1 |
| あいの里保育園 | 002-8072 | 北区あいの里2条2丁目 | 778-1088 | 105 | R5.4.1 |
| 風の子保育園 | 002-8081 | 北区百合が原4丁目 | 774-0484 | 65 | R5.4.1 |
| 新琴似中央保育園 | 001-0905 | 北区新琴似5条3丁目 | 788-8688 | 85 | R4.4.1 |
| 屯田桃の花こども園 | 002-0859 | 北区屯田9条3丁目 | 776-0087 | 100 | R2.4.1 |
| 認定こども園あいの里せせらぎ保育園 | 002-8073 | 北区あいの里3条7丁目 | 299-3783 | 99 | R4.4.1 |
| 札幌未来保育園 | 002-0859 | 北区屯田9条10丁目 | 774-3612 | 105 | R3.4.1 |
| エンジェル保育園 | 001-0036 | 北区北36条西2丁目 | 790-8187 | 90 | R3.4.1 |
| きずな麻生保育園 | 001-0910 | 北区新琴似10条1丁目 | 709-7311 | 46 | R5.4.1 |
| 認定こども園しずく保育園 | 001-0024 | 北区北24条西15丁目 | 737-8000 | 70 | H31.4.1 |
| 認定こども園英伸幼稚学院 | 001-0912 | 北区新琴似12条16丁目 | 764-2423 | 82 | H27.4.1 |
| 認定こども園百合が原幼稚園 | 002-8081 | 北区百合が原11丁目 | 772-2334 | 460 | R6.4.1 |
| 認定こども園札幌北幼稚園 | 001-0033 | 北区北33条西11丁目 | 726-3412 | 300 | R2.4.1 |
| そうせい幼稚園 | 001-0924 | 北区新川4条13丁目 | 763-0720 | 150 | R6.4.1 |
| 認定こども園新琴似幼稚園 | 001-0908 | 北区新琴似8条3丁目 | 761-9298 | 260 | H28.4.1 |
| こすもす認定こども園 | 001-0924 | 北区新川4条17丁目 | 214-1313 | 46 | R5.4.1 |
| 認定こども園つよし幼稚園 | 002-0853 | 北区屯田3条3丁目 | 771-4123 | 120 | H29.4.1 |
| 認定こども園藤幼稚園 | 001-0016 | 北区北16条西3丁目 | 747-0301 | 75 | R7.4.1 |
| 白楊みどり保育園 | 001-0025 | 北区北25条西6丁目 | 768-8418 | 75 | R5.4.1 |
| もみの木にいな認定こども園 | 001-0910 | 北区新琴似10条3丁目 | 374-6956 | 49 | R5.4.1 |
| 認定こども園おーるまいてい屯田園 | 002-0856 | 北区屯田6条10丁目 | 788-6635 | 44 | R6.4.1 |
| 認定こども園新川西コグマ保育園 | 001-0933 | 北区新川西3条5丁目 | 764-2000 | 70 | R4.4.1 |
| 認定こども園ピッコロ子ども倶楽部北大前保育所 | 001-0015 | 北区北15条西5丁目 | 790-7957 | 99 | R7.4.1 |
| きずな北保育園 | 001-0028 | 北区北28条西5丁目 | 709-1015 | 46 | R4.4.1 |
| 新陽こども園 | 001-0026 | 北区北26条西15丁目 | 788-6400 | 43 | R7.4.1 |
| 保育所型札幌北はぐはぐ認定こども園 | 001-0029 | 北区北29条西10丁目 | 768-8003 | 44 | R6.4.1 |

| 施設・事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 認可年月日 |
|----------------------|----------|--------------|----------|-----|----------|
| 屯田南こども園 | 002-0851 | 北区屯田1条1丁目 | 790-7735 | 43 | R7.4.1 |
| 開成いちい認定こども園 | 065-0021 | 東区北21条東23丁目 | 788-3961 | 100 | R2.4.1 |
| 麻生むつみこども園 | 007-0838 | 東区北38条東1丁目 | 788-3303 | 95 | R4.4.1 |
| 北栄保育園 | 007-0835 | 東区北35条東5丁目 | 731-5304 | 125 | R5.4.1 |
| 認定こども園元町杉の子保育園 | 065-0014 | 東区北14条東16丁目 | 781-4477 | 100 | R4.4.1 |
| 認定こども園東苗穂保育園 | 065-0042 | 東区本町2条6丁目 | 781-8389 | 105 | R3.4.1 |
| 明園保育園 | 065-0023 | 東区北23条東14丁目 | 751-9354 | 88 | R7.4.1 |
| 日の丸保育園 | 007-0840 | 東区北40条東9丁目 | 751-0409 | 105 | R4.4.1 |
| 認定こども園はらっぱ保育園 | 065-0027 | 東区北27条東6丁目 | 751-8593 | 121 | R7.4.1 |
| 保育所型認定こども園丘珠ひばり保育園 | 007-0880 | 東区丘珠町593番地49 | 781-6680 | 109 | R5.4.1 |
| 認定こども園こころのさと保育園 | 065-0019 | 東区北19条東6丁目 | 711-1667 | 55 | R6.4.1 |
| 認定こども園元町保育園 | 065-0027 | 東区北27条東19丁目 | 781-6332 | 66 | R7.4.1 |
| 北栄みどり保育園 | 065-0032 | 東区北32条東13丁目 | 752-2221 | 175 | R5.4.1 |
| 丘珠マスカット保育園 | 007-0836 | 東区北36条東29丁目 | 783-0723 | 85 | R2.4.1 |
| 元町みどり保育園 | 065-0027 | 東区北27条東22丁目 | 783-0011 | 175 | R5.4.1 |
| 認定こども園栄保育園 | 007-0847 | 東区北47条東7丁目 | 751-7333 | 125 | R5.4.1 |
| 札幌フラワー保育園 | 065-0018 | 東区北18条東6丁目 | 741-5492 | 145 | R5.4.1 |
| 伏古かしわ保育園 | 007-0864 | 東区伏古4条4丁目 | 782-9130 | 105 | H31.4.1 |
| 北栄マスカット保育園 | 065-0030 | 東区北30条東9丁目 | 731-0120 | 95 | R2.4.1 |
| 栄町マスカット保育園 | 007-0837 | 東区北37条東14丁目 | 748-7875 | 75 | R2.4.1 |
| 認定こども園本町保育園 | 065-0041 | 東区本町1条6丁目 | 785-8834 | 70 | R3.4.1 |
| 認定こども園愛和新穂保育園 | 065-0009 | 東区北9条東11丁目 | 722-8996 | 121 | R7.4.1 |
| 認定こども園中沼保育園 | 007-0890 | 東区中沼町72-7 | 790-4545 | 50 | R3.4.1 |
| 認定こども園かりき保育園 | 007-0033 | 東区東雁来13条2丁目 | 791-1115 | 99 | R6.4.1 |
| 開成みどり保育園 | 007-0867 | 東区伏古7条2丁目 | 780-2251 | 105 | R5.4.1 |
| 光星友愛認定こども園 | 065-0012 | 東区北12条東9丁目 | 712-8883 | 100 | H30.4.1 |
| 認定こども園かすたねと | 007-0842 | 東区北42条東15丁目 | 733-5303 | 66 | H19.11.1 |
| 認定こども園おひさまさっぽろ東保育園 | 007-0841 | 東区北41条東6丁目 | 768-7831 | 72 | R5.4.1 |
| まことさつなえこども園 | 007-0815 | 東区東苗穂15条1丁目 | 299-9367 | 44 | R6.4.1 |
| まことさっぽろこども園 | 065-0042 | 東区本町2条2丁目 | 788-3616 | 55 | R6.4.1 |
| 認定こども園札幌あかしや幼稚園 | 007-0844 | 東区北44条東12丁目 | 731-5037 | 175 | R7.4.1 |
| 認定こども園菊水元町第二保育園 | 003-0829 | 白石区菊水元町9条2丁目 | 598-7771 | 105 | R4.4.1 |
| 認定こども園札幌愛隣館第二 | 003-0029 | 白石区平和通8丁目 | 864-0762 | 139 | R7.4.1 |
| 柏葉保育園 | 003-0023 | 白石区南郷通15丁目 | 864-1260 | 125 | R5.4.1 |
| 保育所型認定こども園白石中央保育園 | 003-0013 | 白石区中央3条5丁目 | 861-5178 | 155 | R4.4.1 |
| 北の星東札幌保育園 | 003-0002 | 白石区東札幌2条6丁目 | 823-9204 | 125 | R5.4.1 |
| 北白石こども園 | 003-0832 | 白石区北郷2条3丁目 | 874-8222 | 125 | R5.4.1 |
| 認定こども園大谷地たかだ保育園 | 003-0021 | 白石区栄通19丁目 | 853-1801 | 175 | R6.4.1 |
| 認定こども園南郷保育園 | 003-0021 | 白石区栄通6丁目 | 851-5878 | 132 | R7.4.1 |
| こども園まこと | 003-0808 | 白石区菊水8条3丁目 | 841-0942 | 125 | R5.4.1 |
| 北の星白石保育園 | 003-0026 | 白石区本通1丁目 | 862-6383 | 125 | R5.4.1 |
| 保育所型認定こども園東川下ポッポ保育園 | 003-0863 | 白石区川下3条5丁目 | 871-3629 | 135 | R3.4.1 |
| 保育所型認定こども園救世軍菊水上町保育園 | 003-0813 | 白石区菊水上町3条2丁目 | 821-2879 | 95 | R5.4.1 |
| 認定こども園白石うさこ保育園 | 003-0029 | 白石区平和通17丁目 | 863-0462 | 105 | R5.4.1 |
| 青葉興正こども園 | 004-0021 | 厚別区青葉町2丁目 | 891-5202 | 154 | R6.4.1 |
| 厚別西認定こども園 | 004-0064 | 厚別区厚別西4条4丁目 | 802-3115 | 100 | R4.4.1 |
| 認定こども園札幌わんぱく館 | 004-0055 | 厚別区厚別中央5条6丁目 | 896-1893 | 70 | R4.4.1 |
| 厚別もえぎこども園 | 004-0005 | 厚別区厚別東5条7丁目 | 876-8788 | 69 | R5.4.1 |
| 認定こども園虹の森カトリック幼稚園 | 004-0003 | 厚別区厚別東3条4丁目 | 897-3722 | 80 | R5.4.1 |
| 認定こども園もみじ幼稚園 | 004-0014 | 厚別区もみじ台北5丁目 | 897-2709 | 180 | H28.4.1 |
| 認定こども園札幌あおば幼稚園 | 004-0073 | 厚別区厚別北3条5丁目 | 893-6121 | 65 | H29.4.1 |
| ひばりが丘あすなろ認定こども園 | 004-0022 | 厚別区厚別南1丁目 | 375-9835 | 36 | R4.4.1 |

| 施設・事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 認可年月日 |
|-----------------------|----------|--------------|----------|-----|---------|
| 認定こども園きつぱーく厚別保育園 | 004-0064 | 厚別区厚別西4条2丁目 | 807-0708 | 44 | R7.4.1 |
| 認定こども園札幌愛隣館 | 062-0904 | 豊平区豊平4条3丁目 | 821-5905 | 149 | R6.4.1 |
| 認定こども園みのり保育園 | 062-0052 | 豊平区月寒東2条1丁目 | 851-0982 | 115 | R4.4.1 |
| 認定こども園中の島保育園 | 062-0922 | 豊平区中の島2条9丁目 | 841-1646 | 125 | R4.4.1 |
| 認定こども園札幌愛隣館東山 | 062-0934 | 豊平区平岸4条1丁目 | 822-4208 | 160 | R7.4.1 |
| 東月寒認定こども園 | 062-0051 | 豊平区月寒東1条1丁目 | 851-7249 | 135 | R4.4.1 |
| 認定こども園札幌愛隣館りんご | 062-0934 | 豊平区平岸4条1丁目 | 811-7372 | 132 | R7.4.1 |
| 認定こども園羊丘藤保育園 | 062-0041 | 豊平区福住1条3丁目 | 851-1238 | 110 | R5.4.1 |
| 西岡高台こども園 | 062-0034 | 豊平区西岡4条1丁目 | 583-1001 | 142 | R5.4.1 |
| 中の島興正こども園 | 062-0922 | 豊平区中の島2条1丁目 | 831-1600 | 66 | R7.4.1 |
| 福住保育園 | 062-0042 | 豊平区福住2条9丁目 | 852-6611 | 105 | R5.4.1 |
| 平岸興正こども園 | 062-0931 | 豊平区平岸1条1丁目 | 824-2100 | 135 | R5.4.1 |
| 認定こども園中の島スマイル | 062-0931 | 豊平区平岸1条2丁目 | 832-2288 | 105 | R2.4.1 |
| 平岸友愛認定こども園 | 062-0932 | 豊平区平岸2条6丁目 | 374-5670 | 80 | H30.4.1 |
| 認定こども園月寒西わんぱく保育園 | 062-0021 | 豊平区月寒西1条1丁目 | 858-1890 | 66 | R5.4.1 |
| 認定こども園札幌若葉幼稚園 | 062-0052 | 豊平区月寒東2条1丁目 | 851-8888 | 195 | R7.4.1 |
| 認定こども園とよひら保育園 | 062-0903 | 豊平区豊平3条1丁目 | 826-6618 | 105 | R4.4.1 |
| 認定こども園札幌第一幼稚園 | 062-0911 | 豊平区旭町7丁目 | 811-4181 | 235 | R7.4.1 |
| 認定こども園札幌白ゆり幼稚園 | 062-0935 | 豊平区平岸5条9丁目 | 811-0544 | 250 | R6.4.1 |
| 認定こども園清田保育園 | 004-0871 | 清田区平岡1条2丁目 | 881-0329 | 175 | R5.4.1 |
| 札幌北野保育園 | 004-0867 | 清田区北野7条4丁目 | 882-2850 | 96 | R7.4.1 |
| 認定こども園札幌南清田保育園 | 004-0845 | 清田区清田5条2丁目 | 882-0505 | 66 | R6.4.1 |
| 認定こども園札幌あさひ保育園 | 004-0813 | 清田区美しが丘3条2丁目 | 881-0606 | 110 | R6.4.1 |
| 認定こども園札幌真栄東保育園 | 004-0835 | 清田区真栄5条5丁目 | 884-0909 | 55 | R6.4.1 |
| 認定こども園札幌杉の子保育園 | 004-0864 | 清田区北野4条3丁目 | 887-3111 | 105 | R5.4.1 |
| 認定こども園札幌きたの幼稚園 | 004-0866 | 清田区北野6条5丁目 | 881-0202 | 210 | R4.4.1 |
| 認定こども園緑ヶ丘保育園 | 004-0805 | 清田区里塚緑ヶ丘6丁目 | 398-3466 | 66 | R7.4.1 |
| 認定こども園定山溪保育園 | 061-2302 | 南区定山溪温泉東3丁目 | 598-3448 | 35 | R4.4.1 |
| 真駒内保育園 | 005-0016 | 南区真駒内南町1丁目 | 581-0005 | 139 | R7.4.1 |
| 認定こども園澄川保育園 | 005-0005 | 南区澄川5条5丁目 | 821-0471 | 125 | R4.4.1 |
| 認定こども園札幌石山保育園 | 005-0841 | 南区石山1条4丁目 | 591-6934 | 135 | H31.4.1 |
| もいわ中央こども園 | 005-0806 | 南区川沿6条3丁目 | 571-1905 | 160 | H31.4.1 |
| 認定こども園まこまないみどりまち保育園 | 005-0013 | 南区真駒内緑町3丁目 | 582-1521 | 165 | R6.4.1 |
| くまの子保育園 | 005-0822 | 南区南沢2条3丁目 | 578-5133 | 66 | R7.4.1 |
| 琴似あやめ保育園 | 063-0812 | 西区琴似2条2丁目 | 631-8560 | 105 | R5.4.1 |
| 発寒ひかり保育園 | 063-0825 | 西区発寒5条6丁目 | 661-1445 | 143 | R7.4.1 |
| 八軒太陽の子保育園 | 063-0863 | 西区八軒3条東4丁目 | 621-9024 | 135 | R4.4.1 |
| 手稲東保育園 | 063-0062 | 西区西町南1丁目 | 662-4204 | 155 | R5.4.1 |
| 発寒保育園 | 063-0823 | 西区発寒3条1丁目 | 661-3997 | 105 | R5.4.1 |
| 認定こども園西野保育園 | 063-0037 | 西区西野7条2丁目 | 663-3333 | 150 | H31.4.1 |
| 二十四軒保育園 | 063-0803 | 西区二十四軒3条7丁目 | 643-9030 | 85 | R5.4.1 |
| 認定こども園西野中央保育園 | 063-0034 | 西区西野4条3丁目 | 661-5397 | 132 | R7.4.1 |
| 西野あおい保育園 | 063-0037 | 西区西野7条8丁目 | 667-5454 | 105 | R4.4.1 |
| 宮の沢桃の花こども園 | 063-0053 | 西区宮の沢3条3丁目 | 662-0087 | 100 | R5.4.1 |
| 認定こども園発寒わんぱく保育園 | 063-0826 | 西区発寒6条1丁目 | 590-1890 | 130 | R4.4.1 |
| たかさごスクール宮の沢 | 063-0052 | 西区宮の沢2条5丁目 | 688-5218 | 105 | R5.4.1 |
| 認定こども園かがやき | 063-0847 | 西区八軒7条西1丁目 | 618-2288 | 95 | H27.4.1 |
| 認定こども園ことに保育園 | 063-0804 | 西区二十四軒4条3丁目 | 640-3715 | 99 | R7.4.1 |
| 認定こども園森のタータン保育園宮の沢 | 063-0051 | 西区宮の沢1条1丁目 | 666-2077 | 85 | R5.4.1 |
| 札幌西友愛認定こども園 | 063-0801 | 西区二十四軒1条7丁目 | 676-6762 | 70 | H30.4.1 |
| 認定こども園山の手あすみ保育園 | 063-0002 | 西区山の手2条4丁目 | 688-7933 | 99 | R6.4.1 |
| 認定こども園ピッコロ子ども倶楽部福井保育園 | 063-0012 | 西区福井4丁目 | 624-7020 | 99 | R7.4.1 |

| 施設・事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 認可年月日 |
|---------------------|----------|----------------|----------|-----|---------|
| あかつき山口保育園 | 006-0841 | 手稲区曙1 1条1丁目 | 682-2472 | 175 | R4.4.1 |
| 手稲曙保育園 | 006-0832 | 手稲区曙2条1丁目 | 683-0363 | 155 | R5.4.1 |
| 前田中央保育園 | 006-0818 | 手稲区前田8条1 2丁目 | 681-0010 | 105 | R4.4.1 |
| 稲穂中央保育園 | 006-0034 | 手稲区稲穂4条7丁目 | 522-8300 | 51 | R4.4.1 |
| 認定こども園いなほガーデン星の子幼稚園 | 006-0032 | 手稲区稲穂2条5丁目 | 683-1611 | 150 | R4.4.1 |
| 認定こども園手稲札幌アカデミー | 006-0823 | 手稲区前田1 3条1 0丁目 | 685-7328 | 95 | H31.4.1 |
| 認定こども園スター保育園前田園 | 006-0816 | 手稲区前田6条1 1丁目 | 300-3311 | 66 | R7.4.1 |
| 認定こども園新発寒みつばち保育園 | 006-0804 | 手稲区新発寒4条1丁目 | 688-8192 | 43 | R6.4.1 |
| 認定こども園手稲みつばち保育園 | 006-0814 | 手稲区前田4条1 3丁目 | 688-9137 | 44 | R6.4.1 |

5 小規模保育事業A型

| 施設・事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 認可年月日 |
|----------------------|----------|----------------|----------|----|---------|
| たからの杜円山保育園 | 064-0825 | 中央区北5条西2 7丁目 | 688-5635 | 12 | H27.4.1 |
| さら〜れ保育園円山園 | 064-0806 | 中央区南6条西2 3丁目 | 206-4354 | 12 | H27.4.1 |
| 保育室ばすてる | 064-0953 | 中央区宮の森3条8丁目 | 213-7229 | 10 | H27.4.1 |
| こどもプラザ青い鳥円山園 | 064-0822 | 中央区北2条西2 4丁目 | 213-7630 | 19 | H27.4.1 |
| びっころきっず円山公園 | 064-0802 | 中央区南2条西2 5丁目 | 615-0012 | 12 | H27.4.1 |
| おーるまいてい円山保育室 | 064-0801 | 中央区南1条西2 4丁目 | 688-6705 | 12 | H27.4.1 |
| 伏見すみれ保育園 | 064-0914 | 中央区南1 4条西1 6丁目 | 511-5553 | 12 | H27.4.1 |
| もりのなかま保育園札幌山鼻園 | 064-0915 | 中央区南1 5条西1 1丁目 | 205-0602 | 12 | H28.4.1 |
| 山鼻にじのいろ保育園 | 064-0916 | 中央区南1 6条西7丁目 | 596-0416 | 19 | H28.4.1 |
| びっころきっず中島公園 | 064-0811 | 中央区南1 1条西8丁目 | 215-1165 | 12 | H28.4.1 |
| 札幌モンテッソーリこどもの家 | 064-0820 | 中央区大通西2 0丁目 | 558-7068 | 12 | H28.4.1 |
| スクルドエンジェル保育園北円山園 | 064-0826 | 中央区北6条西2 6丁目 | 215-4415 | 15 | H28.4.1 |
| カトリック聖園てんしのおうち | 060-0032 | 中央区北2条東7丁目 | 213-0403 | 19 | H29.4.1 |
| ひまわり保育園 | 060-0042 | 中央区大通西1 3丁目 | 596-6415 | 12 | H30.4.1 |
| おーるまいてい中央保育室 | 060-0062 | 中央区南2条西1 0丁目 | 200-0072 | 12 | H30.4.1 |
| S. T. ナーサリーSCHOOL山鼻南 | 064-0923 | 中央区南2 3条西1 5丁目 | 211-4564 | 19 | H31.4.1 |
| 保育園キッズランド札幌こうさい園 | 064-0915 | 中央区南1 5条西1 8丁目 | 596-7616 | 19 | H31.4.1 |
| 第2ひまわり保育園 | 060-0042 | 中央区大通西1 3丁目 | 208-2288 | 12 | H31.4.1 |
| 保育園ころん | 064-0915 | 中央区南1 5条西1 3丁目 | 200-9886 | 11 | H27.4.1 |
| 小規模保育所夢ふうせん | 064-0915 | 中央区南1 5条西1 9丁目 | 211-0880 | 19 | R2.1.6 |
| スター保育園南2条園 | 060-0062 | 中央区南2条西1 3丁目 | 205-0304 | 12 | R2.4.1 |
| スター保育園西屯田通園 | 064-0806 | 中央区南6条西1 2丁目 | 596-0404 | 12 | R3.4.1 |
| アンジェロ保育園 | 001-0035 | 北区北3 5条西2丁目 | 757-3100 | 12 | H27.4.1 |
| バンビ保育園 | 001-0022 | 北区北2 2条西4丁目 | 214-0205 | 12 | H27.4.1 |
| 新琴似にじのいろ保育園 | 001-0905 | 北区新琴似5条2丁目 | 765-1611 | 19 | H27.4.1 |
| 美友希保育園 | 001-0908 | 北区新琴似8条1丁目 | 737-8026 | 19 | H27.4.1 |
| 太平桜の花保育園 | 002-8010 | 北区太平1 0条5丁目 | 214-0807 | 19 | H28.4.1 |
| 北2 4条はぐはぐ乳児保育園 | 001-0025 | 北区北2 5条西4丁目 | 788-3425 | 19 | H28.4.1 |
| 麻生アンジェロ保育園 | 001-0037 | 北区北3 7条西4丁目 | 776-6002 | 19 | H29.4.1 |
| オリオン | 002-8091 | 北区南あいの里5丁目 | 769-0286 | 12 | H30.4.1 |
| 木育こどもの家屯田園 | 002-0856 | 北区屯田6条7丁目 | 775-1940 | 19 | H30.4.1 |
| きずな新琴似保育園 | 001-0911 | 北区新琴似1 1条4丁目 | 769-5550 | 12 | H30.4.1 |
| 木育こどもの家新川園 | 001-0923 | 北区新川3条7丁目 | 763-6335 | 19 | H31.4.1 |
| あいあい保育園 | 065-0011 | 東区北1 1条東3丁目 | 214-9789 | 12 | H27.4.1 |
| びっころきっず元町 | 065-0021 | 東区北2 1条東2 0丁目 | 780-5567 | 12 | H27.4.1 |
| あうら乳児保育園 | 065-0030 | 東区北3 0条東7丁目 | 722-0505 | 12 | R4.4.1 |
| すこやか保育園北海道 | 065-0011 | 東区北1 1条東6丁目 | 214-1915 | 19 | H30.4.1 |
| おりーぶベリー保育園 | 007-0812 | 東区東苗穂1 2条3丁目 | 374-6762 | 19 | H30.4.1 |
| びくとりー保育園 | 065-0014 | 東区北1 4条東1 3丁目 | 743-6136 | 12 | H30.4.1 |

| 施設・事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 認可年月日 |
|------------------------|----------------------|----------------------------|----------------------|----------|--------------------|
| 栄町みつばち保育園 | 007-0839 | 東区北3 9条東1 9丁目 | 792-6575 | 19 | H31.4.1 |
| あうら元町乳児保育園 | 065-0025 | 東区北2 5条東1 2丁目 | 712-2000 | 12 | R4.4.1 |
| 苗穂みらいのたね | 065-0012 | 東区北1 2条東1 2丁目 | 792-5580 | 19 | H31.4.1 |
| こくあの彩保育園 | 007-0843 | 東区北4 3条東9丁目 | 792-8009 | 19 | H31.4.1 |
| カシオペア | 065-0023 | 東区北2 3条東2丁目 | 748-7666 | 19 | H31.4.1 |
| あんあん乳児保育園環状通東ルーム | 065-0016 | 東区北1 6条東1 5丁目 | 748-3715 | 19 | H31.4.1 |
| 北7条はな保育園 | 065-0007 | 東区北7条東8丁目 | 788-2284 | 12 | R2.4.1 |
| ぴっころきっず白石駅前 保育室すまいる | 003-0004 003-0022 | 白石区東札幌4条6丁目 白石区南郷通1 3丁目 | 862-2550 598-1336 | 12 10 | H27.4.1 H27.4.1 |
| ぴっころきっず東札幌 | 003-0002 | 白石区東札幌2条5丁目 | 831-8817 | 19 | H27.4.1 |
| 大藤子ども園ほんごう館 | 003-0024 | 白石区本郷通7丁目 | 861-1018 | 19 | H29.4.1 |
| 大藤子ども園しらかば館 | 003-0023 | 白石区南郷通1 8丁目 | 860-4747 | 19 | H30.4.1 |
| にこまるえん東白石 保育ママだんだん | 003-0024 003-0025 | 白石区本郷通9丁目 白石区本郷通8丁目 | 799-1565 861-0320 | 19 12 | H30.4.1 H30.4.1 |
| 白石よつば保育園 | 003-0027 | 白石区本通1丁目 | 807-4007 | 12 | H31.4.1 |
| にこまるえん南郷 | 003-0024 | 白石区本郷通8丁目 | 867-9770 | 19 | H31.4.1 |
| もりのなかま保育園菊水元町園 | 003-0826 | 白石区菊水元町6条2丁目 | 807-4581 | 12 | H31.4.1 |
| 木育こどもの家白石園 | 003-0029 | 白石区平和通3丁目 | 598-9393 | 19 | R2.4.1 |
| サクラ保育園厚別西 | 004-0062 | 厚別区厚別西2条4丁目 | 887-9801 | 19 | R2.4.1 |
| はぐくみ園厚別 | 004-0022 | 厚別区厚別南2丁目 | 896-8993 | 19 | R3.4.1 |
| みんなのナーサリー | 004-0022 | 厚別区厚別南5丁目 | 807-5306 | 19 | R3.4.1 |
| サクラ保育園上野幌 | 004-0033 | 厚別区上野幌3条4丁目 | 376-0373 | 19 | R3.4.1 |
| ひばりが丘あんさんぶる保育園 | 004-0053 | 厚別区厚別中央3条2丁目 | 887-9682 | 19 | R3.4.1 |
| 厚別西クレヨン保育園 | 004-0063 | 厚別区厚別西3条3丁目 | 802-7208 | 19 | R3.4.1 |
| ちびっこ保育一む札幌ドーム前園 | 062-0051 | 豊平区月寒東1条1 5丁目 | 851-6000 | 19 | H27.4.1 |
| 太陽こころナーサリー平岸 | 062-0933 | 豊平区平岸3条4丁目 | 799-4466 | 19 | H27.4.1 |
| あんあん保育園平岸ルーム | 062-0932 | 豊平区平岸2条9丁目 | 807-4824 | 19 | H27.4.1 |
| ナーサリーゆめの木 | 062-0003 | 豊平区美園3条4丁目 | 876-9377 | 19 | R6.11.1 |
| 美晴の家保育園 | 062-0936 | 豊平区平岸6条1 7丁目 | 818-0380 | 19 | H28.4.1 |
| ベガサス | 062-0922 | 豊平区中の島2条3丁目 | 827-7787 | 19 | H29.4.1 |
| 平岸オレンジ保育園 | 062-0932 | 豊平区平岸2条6丁目 | 827-9200 | 12 | H30.4.1 |
| 美園よつば保育園 | 062-0007 | 豊平区美園7条5丁目 | 850-9360 | 19 | H30.4.1 |
| えとわーる保育園 | 062-0003 | 豊平区美園3条7丁目 | 799-4433 | 12 | H30.4.1 |
| レーベン美園保育園 | 062-0008 | 豊平区美園8条3丁目 | 818-3620 | 19 | H31.4.1 |
| あんあん保育園福住ルーム | 062-0041 | 豊平区福住1条6丁目 | 376-1825 | 19 | H31.4.1 |
| はるにれ保育園 | 062-0922 | 豊平区中の島2条7丁目 | 376-5648 | 19 | H31.4.1 |
| とよひらる〜む | 062-0903 | 豊平区豊平3条1 2丁目 | 827-9215 | 19 | H31.4.1 |
| さくらいろ保育園 | 062-0908 | 豊平区豊平8条1 2丁目 | 376-5410 | 19 | R2.4.1 |
| 豊園よつば保育園 | 062-0002 | 豊平区美園2条6丁目 | 827-8824 | 19 | R2.4.1 |
| 西岡くりの木保育園 | 062-0031 | 豊平区西岡1条8丁目 | 598-6042 | 19 | R2.4.1 |
| ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園 | 062-0933 | 豊平区平岸3条5丁目 | 824-5288 | 12 | R2.4.1 |
| ひまわりsun保育園 | 062-0932 | 豊平区平岸2条1 1丁目 | 841-5437 | 7 | R2.4.1 |
| さくら乳児保育園 | 004-0872 | 清田区平岡2条5丁目 | 378-9133 | 19 | H27.4.1 |
| いちご乳児保育園 | 004-0871 | 清田区平岡1条2丁目 | 882-8433 | 19 | H28.4.1 |
| よつば保育園 | 004-0842 | 清田区清田2条1丁目 | 839-1115 | 19 | H28.4.1 |
| くるみ乳児保育園 | 004-0872 | 清田区平岡2条1丁目 | 802-7737 | 19 | H30.4.1 |
| まんまる保育園 | 004-0805 | 清田区里塚緑ヶ丘6丁目 | 802-5815 | 19 | R2.4.1 |
| 小規模保育園mirea | 004-0865 | 清田区北野5条3丁目 | 398-7168 | 19 | R2.4.1 |
| 札幌市南区保育・子育て支援センター | 005-0014 | 南区真駒内幸町2丁目 | 215-1736 | 19 | H27.4.1 |
| ひろのぶ乳児保育園 | 005-0003 | 南区澄川3条1丁目 | 867-0088 | 19 | H29.4.1 |
| ふじのバンビーニ保育園 | 061-2284 | 南区藤野4条1 1丁目 | 596-2208 | 19 | R2.4.1 |
| りとりるkid'sクラブ自衛隊前ルーム | 005-0004 | 南区澄川4条7丁目 | 374-4757 | 19 | R2.4.1 |

| 施設・事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 認可年月日 |
|-----------------------|----------|--------------|----------|----|---------|
| ふれ愛澄川南保育園 | 005-0006 | 南区澄川6条12丁目 | 211-4152 | 19 | R2.4.1 |
| 木育こどもの家藤野園 | 061-2283 | 南区藤野3条2丁目 | 596-7676 | 19 | R2.4.1 |
| 澄川いちご保育園 | 005-0005 | 南区澄川5条3丁目 | 812-1555 | 19 | R3.4.1 |
| 澄川まんまる保育園 | 005-0003 | 南区澄川3条4丁目 | 818-0015 | 19 | R3.4.1 |
| S. T. ナーサリーSCHOOL藤野 | 061-2283 | 南区藤野3条4丁目 | 212-1045 | 19 | R3.4.1 |
| 西町にじのいろ保育園 | 063-0061 | 西区西町北15丁目 | 215-4516 | 19 | H27.4.1 |
| ころころ保育園 | 063-0804 | 西区二十四軒4条2丁目 | 215-6053 | 19 | H27.4.1 |
| 森のタータン保育園コピス | 063-0826 | 西区発寒6条9丁目 | 676-6815 | 19 | H27.4.1 |
| はぐはぐ乳児保育園 | 063-0062 | 西区西町南10丁目 | 688-6095 | 19 | H27.4.1 |
| こどもプラザ青い鳥宮の沢園 | 063-0826 | 西区発寒6条9丁目 | 590-1146 | 19 | H27.4.1 |
| 西野にじのいろ保育園 | 063-0038 | 西区西野8条8丁目 | 688-6712 | 19 | H28.4.1 |
| 八軒あじさい保育園 | 063-0864 | 西区八軒4条東1丁目 | 624-5220 | 19 | H28.4.1 |
| 発寒みらいのたね | 063-0832 | 西区発寒12条4丁目 | 676-6065 | 19 | H28.4.1 |
| 森のタータン保育園マール | 063-0823 | 西区発寒3条6丁目 | 664-6766 | 12 | H28.4.1 |
| こぐまハウス | 063-0804 | 西区二十四軒4条6丁目 | 640-1800 | 19 | H28.4.1 |
| 山の手ちびっこ保育園 | 063-0003 | 西区山の手3条4丁目 | 676-6808 | 12 | H27.4.1 |
| 宮の沢みらいのたね | 063-0827 | 西区発寒7条14丁目 | 676-6160 | 19 | H30.4.1 |
| 発寒にじのいろ保育園 | 063-0822 | 西区発寒2条5丁目 | 669-3330 | 19 | H30.4.1 |
| S. T. ナーサリーSCHOOL八軒 | 063-0845 | 西区八軒5条西2丁目 | 688-7860 | 19 | H31.4.1 |
| すまいる保育園 | 063-0038 | 西区西野8条3丁目 | 676-7721 | 19 | R4.4.1 |
| ぴっころきっず手稲駅前 | 006-0021 | 手稲区手稲本町1条4丁目 | 691-5215 | 19 | H27.4.1 |
| 第2手稲あじさい保育園 | 006-0022 | 手稲区手稲本町2条2丁目 | 691-0111 | 12 | H27.4.1 |
| 手稲あじさい保育園 | 006-0022 | 手稲区手稲本町2条2丁目 | 695-4150 | 19 | H27.4.1 |
| たからの杜星置保育園 | 006-0851 | 手稲区星置1条3丁目 | 685-1777 | 19 | H28.4.1 |
| さら〜れ保育園富丘園 | 006-0011 | 手稲区富丘1条4丁目 | 699-6326 | 19 | H28.4.1 |
| 富丘ニンニン保育園 | 006-0012 | 手稲区富丘2条2丁目 | 311-0022 | 19 | R5.4.1 |
| さら〜れ保育園前田園 | 006-0816 | 手稲区前田6条15丁目 | 215-5801 | 19 | H30.4.1 |
| キラキラ乳児保育園 | 006-0806 | 手稲区新発寒6条2丁目 | 664-7565 | 12 | H27.4.1 |
| S. T. ナーサリーSCHOOL手稲前田 | 006-0816 | 手稲区前田6条16丁目 | 688-9190 | 19 | R2.4.1 |

6 家庭的保育事業

| 施設・事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 認可年月日 |
|-------------|----------|-------------|----------|----|---------|
| 保育ママたんぼぼ | 007-0835 | 東区北35条東28丁目 | 784-5520 | 5 | R3.4.1 |
| 保育ママぐりぐら | 007-0850 | 東区北50条東9丁目 | 748-5556 | 5 | H29.4.1 |
| 保育ママおひさま | 004-0847 | 清田区清田7条1丁目 | 885-8588 | 5 | H27.4.1 |
| 保育ママつぼみ | 005-0034 | 南区南34条西9丁目 | 588-5615 | 5 | H27.4.1 |
| 保育るーむひなたぼっこ | 063-0844 | 西区八軒4条西4丁目 | 614-8761 | 5 | H27.4.1 |
| 保育室ベリーベリー | 006-0817 | 手稲区前田7条7丁目 | 694-2770 | 5 | H29.4.1 |

7 事業所内保育事業

| 施設・事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 認可年月日 |
|----------------------|----------|--------------|----------|----|---------|
| コープさっぽろ保育園aurinko | 065-0018 | 東区北18条東18丁目 | 214-1942 | 13 | H27.4.1 |
| HeartKids 保育園ハートセンター | 007-0849 | 東区北49条東16丁目 | 776-7222 | 5 | R1.11.1 |
| じゅんのみ保育園 | 003-0021 | 白石区栄通3丁目 | 855-5000 | 14 | H27.4.1 |
| こどもクラブしらかば | 062-0053 | 豊平区月寒東3条18丁目 | 799-1444 | 12 | H27.4.1 |
| 札幌ドリーム保育園 | 062-0912 | 豊平区水車町1丁目 | 811-2848 | 6 | H29.4.1 |
| 真駒内駐屯地庁内託児所 | 005-0008 | 南区真駒内17 | 583-0090 | 7 | H29.4.1 |
| さくらんぼ保育園 | 063-0837 | 西区発寒17条3丁目 | 662-2121 | 7 | H27.4.1 |
| 八軒西もみじ保育園 | 063-0847 | 西区八軒7条西11丁目 | 688-6168 | 6 | H28.4.1 |
| 発寒コグマ保育園 | 063-0833 | 西区発寒13条4丁目 | 671-5151 | 4 | H29.8.1 |
| レーベンそらまめ琴似保育園 | 063-0842 | 西区八軒2条西4丁目 | 624-5012 | 9 | R3.2.1 |

8 児童会館

| 会館名 | 所在地 | 電話 | 開設年月 | 面積㎡ | 備考 |
|-------------|----------------------|----------|--------|--------|---|
| 中島児童会館 | 〒064-0931 中央区中島公園1-1 | 511-3397 | S24.7 | 757.45 | こくま座と併設 (S33.10移転) (S60.2改築) |
| 円山児童会館 | 〒064-0821 中央区北1西23 | 621-0325 | S38.5 | 475.30 | 円山まちづくりセンター、円山会館と併設 (H6.3改築) |
| 山鼻児童会館 | 〒064-0924 中央区南24西13 | 561-6220 | S44.11 | 673.23 | 山鼻福祉センターと併設 (H4.3移築) |
| 緑丘児童会館 | 〒064-0810 中央区南10西23 | 562-1283 | S58.12 | 494.10 | |
| 宮の森児童会館 | 〒064-0952 中央区宮の森2-5 | 641-9710 | S60.3 | 332.44 | 宮の森会館と併設 |
| 桑園児童会館 | 〒060-0007 中央区北7西15 | 641-7008 | S61.3 | 480.15 | 桑園まちづくりセンター、桑園ふれあいセンターと併設 |
| 中央児童会館 | 〒060-0041 中央区大通東6 | 788-8641 | S63.4 | 447.65 | 中央小学校、東北・東まちづくりセンター、 東北・東地区会館と併設 (R3.10移転) |
| 幌西児童会館 | 〒064-0914 中央区南14西16 | 563-2263 | H1.1 | 482.70 | |
| 円山西町児童会館 | 〒064-0944 中央区円山西町8 | 611-1980 | H7.3 | 480.80 | |
| 山鼻かしわ児童会館 | 〒064-0915 中央区南15西8 | 533-0622 | H8.12 | 480.23 | |
| 二条はるにれ児童会館 | 〒064-0062 中央区南2西15 | 252-7283 | H29.4 | 315.34 | 二条小学校、大通・西まちづくりセンター、 大通・西会館と併設 |
| 新琴似児童会館 | 〒001-0911 北区新琴似11-7 | 761-7501 | S48.12 | 476.28 | (H3.8増築) |
| 篠路児童会館 | 〒002-8024 北区篠路4-9 | 772-9292 | S53.12 | 350.37 | 篠路小学校と併設 (H28.3移築) |
| 新川児童会館 | 〒001-0924 北区新川4-11 | 764-3664 | S55.12 | 437.40 | (H6.12増築) |
| 屯田児童会館 | 〒002-0855 北区屯田5-6 | 772-7130 | S57.11 | 496.53 | |
| 太平児童会館 | 〒002-8008 北区太平8-7 | 771-6324 | S61.2 | 420.18 | 太平百合が原まちづくりセンター、 太平百合が原地区会館と併設 |
| 麻生児童会館 | 〒001-0039 北区北39西5 | 757-0185 | S61.11 | 858.88 | 北老人福祉センター、麻生まちづくりセンター、 麻生地区会館と併設 |
| 新琴似西児童会館 | 〒001-0909 北区新琴似9-13 | 762-6632 | S61.12 | 487.80 | |
| 篠路西児童会館 | 〒002-8026 北区篠路6-4 | 771-2191 | H1.1 | 495.54 | |
| 新川中央児童会館 | 〒001-0923 北区新川3-3 | 762-8433 | H2.2 | 491.11 | |
| 幌北児童会館 | 〒001-0017 北区北17西6 | 727-6225 | H3.3 | 491.25 | |
| エルムの森児童会館 | 〒001-0027 北区北27西14 | 737-3974 | H4.12 | 461.16 | 新陽小学校と併設 (R3.4移築) |
| 光陽児童会館 | 〒001-0905 北区新琴似5-11 | 765-6141 | H5.12 | 449.90 | 光陽小学校と併設 (R6.4移築) |
| 百合が原児童会館 | 〒002-8081 北区百合が原9 | 774-2050 | H7.3 | 480.24 | |
| あいの里児童会館 | 〒002-8071 北区あいの里1-3 | 778-3755 | H8.3 | 480.63 | |
| あいの里ひがし児童会館 | 〒002-8073 北区あいの里3-7 | 778-2358 | H10.12 | 485.34 | |
| 屯田北児童会館 | 〒002-0858 北区屯田8-7 | 788-8122 | H18.3 | 481.58 | |
| 新生児童会館 | 〒060-0908 東区北8東7 | 711-1339 | S35.12 | 488.14 | (S60.12改築) |
| ひのまる児童会館 | 〒007-0838 東区北38東9 | 752-1551 | S49.12 | 510.11 | (H3.8増築) (R2.4改築) |
| 伏古児童会館 | 〒007-0870 東区伏古10-3 | 782-5620 | S52.11 | 398.52 | |
| 札幌児童会館 | 〒007-0809 東区東苗穂9-3 | 791-5200 | S59.12 | 494.82 | |
| 元町児童会館 | 〒065-0021 東区北21東18 | 784-6664 | S61.12 | 485.81 | |
| 丘珠たから児童会館 | 〒007-0835 東区北35条東23 | 784-8095 | H1.2 | 475.25 | |
| 栄西児童会館 | 〒007-0846 東区北46東5 | 752-8363 | H2.1 | 481.54 | |
| 北光児童会館 | 〒065-0018 東区北18東5 | 753-6353 | H3.4 | 480.88 | 北光会館、北光まちづくりセンター、 おとしり憩いの家と併設 |
| 東苗穂児童会館 | 〒007-0805 東区東苗穂5-2 | 786-3191 | H5.12 | 480.52 | |
| 北栄児童会館 | 〒065-0030 東区北30東6 | 711-3755 | H8.3 | 480.22 | |
| 丘珠ひばり児童会館 | 〒007-0884 東区北丘珠4-1 | 785-6137 | H8.12 | 479.22 | |
| 元町南児童会館 | 〒065-0016 東区北16東16 | 785-6148 | H8.12 | 480.32 | |
| 東雁来児童会館 | 〒007-0034 東区東雁来14-2 | 214-9215 | H29.12 | 771.00 | 交流室は地域との交流にも使用 |
| 栄西小はんのき児童会館 | 〒007-0839 東区北39東4 | 768-8883 | H30.8 | 296.86 | 栄西小学校、栄西まちづくりセンター、 栄西会館と併設 |
| 苗穂・本町児童会館 | 〒065-0042 東区本町2-7 | 768-8667 | S58.12 | 450.58 | 本町小学校と併設 (R5.4移築) |
| 元町北ポプラ児童会館 | 〒065-0031 東区北31東14 | 214-1246 | R6.4 | 456.87 | 元町北小学校、元町北地域会議室と併設 |

| 会館名 | 所在地 | 電話 | 開設年月 | 面積㎡ | 備考 |
|--------------|------------------------|----------|--------|--------|--------------------------------------|
| 北郷児童会館 | 〒003-0834 白石区北郷4-5 | 871-2770 | S47.12 | 460.39 | 北郷小学校と併設 (H21.3移築) |
| 菊水やよい児童会館 | 〒003-0801 白石区菊水1-4 | 841-5150 | S50.11 | 498.55 | (H1.7増築) |
| 東札幌児童会館 | 〒003-0005 白石区東札幌5-3 | 822-5811 | S59.3 | 499.96 | |
| 北東白石児童会館 | 〒003-0863 白石区川下3-5 | 875-1311 | S63.2 | 493.29 | |
| 東白石児童会館 | 〒003-0026 白石区本通14南 | 863-8833 | S63.3 | 453.88 | 東白石小学校と併設 (R2.1移築) |
| 菊水元町児童会館 | 〒003-0828 白石区菊水元町8-2 | 873-1610 | H1.1 | 484.98 | |
| 柏丘児童会館 | 〒003-0029 白石区平和通8北 | 865-7520 | H2.12 | 485.39 | |
| 栄通児童会館 | 〒003-0021 白石区栄通6 | 853-5706 | H4.12 | 482.86 | |
| 川北児童会館 | 〒003-0854 白石区川北4-1 | 872-0002 | H13.2 | 479.52 | |
| もみじ台児童会館 | 〒004-0013 厚別区もみじ台西6 | 897-0775 | S55.12 | 431.73 | (H8.1増築) |
| 厚別西児童会館 | 〒004-0062 厚別区厚別西2-4 | 891-7237 | S59.12 | 487.21 | |
| 厚別南児童会館 | 〒004-0022 厚別区厚別南1 | 894-1710 | S62.3 | 453.23 | 厚別南まちづくりセンター、厚別南会館と併設 |
| 厚別東児童会館 | 〒004-0003 厚別区厚別東3-4 | 897-4425 | H2.1 | 484.08 | |
| 青葉児童会館 | 〒004-0021 厚別区青葉町7 | 895-9962 | H3.12 | 482.42 | |
| しなの児童会館 | 〒004-0054 厚別区厚別中央4-5 | 891-2025 | H4.3 | 483.27 | |
| 上野幌児童会館 | 〒004-0032 厚別区上野幌2-4 | 895-9749 | H4.12 | 453.48 | ノホロの丘小学校と併設 (H31.4移築) |
| もみじ台ふれあい児童会館 | 〒004-0011 厚別区もみじ台東7 | 897-4760 | H6.12 | 480.43 | |
| 豊平児童会館 | 〒062-0906 豊平区豊平6-7 | 811-1376 | S40.11 | 719.38 | 豊平まちづくりセンター、豊平会館と併設 (S59.3改築) |
| 西岡児童会館 | 〒062-0033 豊平区西岡3-6 | 852-8113 | S57.3 | 409.00 | 西岡図書館と併設 |
| 平岸児童会館 | 〒062-0933 豊平区平岸3-9 | 812-2493 | S57.11 | 584.01 | 郷土史料の展示室あり |
| 東月寒児童会館 | 〒062-0053 豊平区月寒東3-16 | 853-9741 | S59.12 | 479.52 | |
| 福住児童会館 | 〒062-0041 豊平区福住1-1 | 855-0350 | S62.1 | 480.73 | |
| 中の島児童会館 | 〒062-0922 豊平区中の島2-3 | 811-5215 | S63.4 | 466.79 | 豊平老人福祉センターと併設 |
| 美園児童会館 | 〒062-0006 豊平区美園6-5 | 824-5440 | S63.12 | 434.73 | 美園まちづくりセンター、美園会館と併設 |
| 月寒児童会館 | 〒062-0021 豊平区月寒西1-6 | 851-6433 | H4.3 | 499.00 | |
| 西岡高台児童会館 | 〒062-0034 豊平区西岡4-11 | 581-5394 | H4.12 | 471.87 | |
| 天神山児童会館 | 〒062-0931 豊平区平岸1-19 | 816-0388 | H5.12 | 480.63 | |
| あやめ野児童会館 | 〒062-0054 豊平区月寒東4-10 | 857-5862 | H8.12 | 480.94 | |
| 羊丘児童会館 | 〒062-0051 豊平区月寒東1-16 | 876-8022 | R2.1 | 462.55 | 羊丘小学校、東月寒地域会議室と併設 |
| 東山児童会館 | 〒062-0934 豊平区平岸4-11 | 831-6616 | R5.10 | 459.41 | 東山小学校と併設 |
| 清田児童会館 | 〒004-0841 清田区清田1-4 | 882-2960 | S52.11 | 427.25 | (H4.12増築) |
| 平岡児童会館 | 〒004-0878 清田区平岡8-1 | 881-9766 | S61.2 | 404.28 | 平岡わかば会館と併設 |
| 北野児童会館 | 〒004-0864 清田区北野4-2 | 884-6992 | H2.4 | 481.41 | |
| 清田中央児童会館 | 〒004-0846 清田区清田6-2 | 884-9610 | H3.3 | 502.26 | 清田中央まちづくりセンター、清田中央総合会館と併設 |
| 里塚児童会館 | 〒004-0802 清田区里塚2-3 | 881-4822 | H4.3 | 482.86 | |
| 北野台児童会館 | 〒004-0864 清田区北野4-5 | 882-9640 | H6.12 | 480.16 | |
| 美しが丘児童会館 | 〒004-0815 清田区美しが丘5-6 | 885-9766 | H7.12 | 480.29 | |
| 平岡みどり児童会館 | 〒004-0882 清田区平岡公園東10 | 884-6866 | H12.3 | 483.54 | |
| 澄川児童会館 | 〒005-0005 南区澄川5-4 | 831-5150 | S54.12 | 298.88 | 澄川小学校と併設 (H31.4移築) |
| 藻岩児童会館 | 〒005-0808 南区川沿8-2 | 571-8616 | S56.12 | 430.73 | (H4.12増築) |
| 藤野児童会館 | 〒061-2282 南区藤野2-8 | 592-1532 | S57.11 | 499.05 | |
| 真駒内児童会館 | 〒005-0021 南区真駒内本町3 | 584-3336 | S59.3 | 499.68 | |
| 南の沢児童会館 | 〒005-0824 南区南沢4-2 | 571-2909 | S63.3 | 401.85 | |
| 石山児童会館 | 〒005-0841 南区石山1-4 | 591-7730 | H2.8 | 298.34 | 石山緑小学校、石山まちづくりセンター、石山会館と併設 (H31.4移築) |
| 常盤児童会館 | 〒005-0852 南区常盤2-3 | 592-6091 | H4.12 | 474.09 | 芸術の森小学校と併設 (R3.4移築) |
| 真駒内五輪児童会館 | 〒005-0015 南区真駒内泉町3 | 581-1823 | H6.3 | 480.82 | |
| みすまい児童会館 | 〒061-2263 南区簾舞3-6 | 596-3911 | H9.3 | 461.54 | 簾舞まちづくりセンター、簾舞地区会館と併設 |
| 定山溪児童会館 | 〒061-2303 南区定山溪温泉西1-31 | 595-3090 | R7.4 | 168.21 | 義務教育学校定山溪学園と併設 |

| 会館名 | 所在地 | 電話 | 開設年月 | 面積㎡ | 備考 |
|------------|----------------------|----------|--------|--------|---------------------------------|
| 手稲東児童会館 | 〒063-0061 西区西町北10 | 661-7332 | S40.12 | 478.45 | (H13.12改築) |
| 八軒児童会館 | 〒063-0867 西区八軒7東1 | 631-7061 | S56.12 | 404.00 | |
| 西野児童会館 | 〒063-0037 西区西野7-3 | 663-6355 | S57.11 | 499.68 | |
| 発寒北児童会館 | 〒063-0833 西区発寒13-4 | 664-9710 | S60.12 | 493.29 | |
| 山の手児童会館 | 〒063-0005 西区山の手5-6 | 642-0118 | S61.12 | 453.36 | 山の手小学校、山の手まちづくりセンターと併設 (R6.4移築) |
| 二十四軒児童会館 | 〒063-0802 西区二十四軒2-3 | 644-4730 | H2.4 | 456.08 | 二十四軒小学校、二十四軒地域会議室と併設 (R4.4移築) |
| 発寒児童会館 | 〒063-0825 西区発寒5-7 | 666-0206 | H2.12 | 452.97 | 発寒西小学校、発寒まちづくりセンターと併設 (R2.4移築) |
| 宮の沢児童会館 | 〒063-0051 西区宮の沢1-5 | 666-5323 | H3.12 | 482.86 | |
| 平和児童会館 | 〒063-0021 西区平和1-5 | 667-3359 | H4.12 | 471.76 | |
| 八軒北児童会館 | 〒063-0848 西区八軒8西6 | 644-3643 | H7.12 | 480.23 | |
| 発寒南さくら児童会館 | 〒063-0822 西区発寒2-4 | 213-9185 | R4.1 | 457.88 | 発寒南小学校と併設 |
| 手稲前田児童会館 | 〒006-0812 手稲区前田2-12 | 682-2070 | S53.12 | 486.92 | (R5.7改築) |
| 稲穂児童会館 | 〒006-0033 手稲区稲穂3-5 | 684-0901 | S60.3 | 483.57 | |
| あけぼの児童会館 | 〒006-0839 手稲区曙9-1 | 685-4821 | S63.3 | 467.13 | |
| 富丘児童会館 | 〒006-0013 手稲区富丘3-6 | 685-9393 | H1.4 | 487.35 | |
| 西宮の沢児童会館 | 〒006-0002 手稲区西宮の沢2-4 | 681-6940 | H2.4 | 499.86 | |
| いなづみ児童会館 | 〒006-0814 手稲区前田4-4 | 684-3072 | H2.12 | 482.16 | |
| 前田しらかば児童会館 | 〒006-0818 手稲区前田8-15 | 694-2474 | H5.12 | 480.22 | |
| 星置児童会館 | 〒006-0852 手稲区星置2-7 | 684-4610 | H6.12 | 474.96 | |
| 新発寒児童会館 | 〒006-0806 手稲区新発寒6-4 | 685-7343 | H7.12 | 480.03 | |
| 金山児童会館 | 〒006-0043 手稲区金山3-2 | 695-0919 | H9.12 | 480.23 | |

9 ミニ児童会館

| 会館名 | 所在地 | 電話 | 開設年月 | 面積㎡ | 備考 |
|---------------|----------------------|----------|--------|--------|-----------------|
| 資生館ミニ児童会館 | 〒060-0063 中央区南3西7 | 208-5828 | H16.4 | 413.62 | R5活動室増設 |
| 三角山ミニ児童会館 | 〒064-0954 中央区宮の森4-11 | 299-6008 | H18.10 | 64.00 | |
| 伏見ミニ児童会館 | 〒064-0918 中央区南18西15 | 206-8688 | H23.4 | 64.80 | |
| 幌南ミニ児童会館 | 〒064-0921 中央区南21西5 | 206-4682 | H24.4 | 129.60 | |
| 日新ミニ児童会館 | 〒060-0008 中央区北8西25 | 676-4715 | H24.4 | 128.00 | |
| 新琴似南ミニ児童会館 | 〒001-0901 北区新琴似1-3 | 762-3666 | H11.10 | 128.00 | |
| 白楊ミニ児童会館 | 〒001-0024 北区北24西7 | 717-5562 | H13.10 | 129.60 | |
| 拓北ミニ児童会館 | 〒002-8072 北区あいの里2-1 | 299-8868 | H18.10 | 64.80 | |
| 新琴似小ミニ児童会館 | 〒001-0907 北区新琴似7-3 | 876-8008 | H20.4 | 192.00 | R1活動室増設 |
| 屯田北小ミニ児童会館 | 〒002-0859 北区屯田9-3 | 790-8030 | H21.6 | 96.00 | |
| 太平ミニ児童会館 | 〒002-8021 北区篠路1-2 | 214-0002 | H22.4 | 66.00 | |
| 新琴似西小ミニ児童会館 | 〒001-0911 北区新琴似11-15 | 374-7774 | H23.4 | 128.00 | |
| 北九条ミニ児童会館 | 〒060-0809 北区北9西1 | 299-1888 | H25.4 | 108.36 | |
| 北陽ミニ児童会館 | 〒001-0031 北区北31西9 | 788-4131 | H25.4 | 64.80 | |
| 屯田西小ミニ児童会館 | 〒002-0856 北区屯田6-10 | 214-0715 | H26.4 | 64.00 | |
| 鴻城ミニ児童会館 | 〒002-8073 北区あいの里3-6 | 299-1524 | H27.4 | 162.00 | H29活動室増設 |
| 新川ミニ児童会館 | 〒001-0925 北区新川5-15 | 374-6845 | H27.4 | 96.00 | |
| 和光ミニ児童会館 | 〒001-0034 北区北34西7 | 792-0655 | H28.4 | 128.00 | |
| 茨戸ミニ児童会館 | 〒002-8041 北区東茨戸1-2 | 769-0667 | H29.4 | 64.80 | |
| 札幌苗ミニ児童会館 | 〒007-0807 東区東苗穂7-2 | 781-2818 | H10.10 | 129.60 | |
| 苗穂ミニ児童会館 | 〒065-0009 東区北9東13 | 731-5977 | H13.10 | 194.40 | H29活動室増設 |
| 中沼ミニ児童会館 | 〒007-0890 東区中沼町73-10 | 790-4733 | H17.10 | 64.80 | |
| 北園ミニ児童会館 | 〒065-0025 東区北25東4 | 876-8010 | H20.4 | 129.60 | |
| 元町ミニ児童会館 | 〒065-0025 東区北25東17 | 788-4040 | H22.4 | 130.80 | |
| 東光ミニ児童会館 | 〒065-0042 東区本町2-1 | 374-7744 | H23.4 | 128.00 | |
| 栄小ミニ児童会館 | 〒007-0842 東区北42東10 | 594-8153 | H24.4 | 64.80 | |
| 栄東小ミニ児童会館 | 〒007-0846 東区北46東13 | 788-4171 | H25.4 | 64.00 | |
| 札幌幌ミニ児童会館 | 〒007-0861 東区伏古1-2 | 788-6791 | H26.4 | 129.60 | |
| 伏古北小ミニ児童会館 | 〒007-0871 東区伏古11-1 | 214-9110 | H26.4 | 61.98 | |
| 栄緑ミニ児童会館 | 〒007-0851 東区北51東10 | 792-1043 | H27.4 | 64.92 | |
| 菊水小ミニ児童会館 | 〒003-0822 白石区菊水元町2-3 | 872-3310 | H9.9 | 128.00 | |
| 北白石小ミニ児童会館 | 〒003-0836 白石区北郷6-3 | 871-6100 | H11.10 | 142.79 | H24中学校と合築し活動室移転 |
| 本郷小ミニ児童会館 | 〒003-0022 白石区南郷通10南 | 868-4616 | H15.10 | 129.60 | |
| 白石小ミニ児童会館 | 〒003-0027 白石区本通1北 | 860-3931 | H16.10 | 128.00 | |
| 西白石小ミニ児童会館 | 〒003-0013 白石区中央3-5 | 860-8318 | H17.9 | 128.00 | |
| 南郷小ミニ児童会館 | 〒003-0024 白石区本郷通4南 | 868-7557 | H17.10 | 128.00 | H25学校改築に伴い活動室移転 |
| 大谷地小ミニ児童会館 | 〒003-0026 白石区本通18南 | 206-4006 | H19.10 | 129.60 | |
| 平和通小ミニ児童会館 | 〒003-0027 白石区本通15北 | 826-5586 | H19.11 | 64.00 | |
| 東橋小ミニ児童会館 | 〒003-0808 白石区菊水8-1 | 876-8011 | H20.4 | 128.00 | H24学校増築に伴い活動室移転 |
| 上白石小ミニ児童会館 | 〒003-0811 白石区菊水上町1-3 | 876-8020 | H20.4 | 160.00 | |
| 北都小ミニ児童会館 | 〒003-0833 白石区北郷3-11 | 827-9515 | H21.4 | 192.00 | R6活動室増設 |
| ひばりが丘小ミニ児童会館 | 〒004-0052 厚別区厚別中央2-4 | 896-8822 | H12.9 | 130.00 | |
| 厚別北小ミニ児童会館 | 〒004-0072 厚別区厚別北2-3 | 894-3015 | H14.10 | 65.53 | |
| 厚別東小ミニ児童会館 | 〒004-0004 厚別区厚別東4-8 | 375-7765 | H22.4 | 130.21 | |
| もみじの丘小ミニ児童会館 | 〒004-0011 厚別区もみじ台東4 | 398-8833 | H23.4 | 128.00 | |
| 新札幌わかば小ミニ児童会館 | 〒004-0022 厚別区厚別南7 | 378-6851 | H25.4 | 129.60 | |
| 厚別西小ミニ児童会館 | 〒004-0063 厚別区厚別西3-1 | 375-7165 | H26.4 | 192.80 | H30活動室増設 |
| 大谷地東小ミニ児童会館 | 〒004-0041 厚別区大谷地東5 | 375-8717 | H27.4 | 117.74 | |

| 会館名 | 所在地 | 電話 | 開設年月 | 面積㎡ | 備考 |
|-------------|----------------------|----------|--------|--------|------------|
| 西岡小ミニ児童会館 | 〒062-0032 豊平区西岡2-9 | 854-6660 | H13.10 | 128.00 | |
| あやめ野小ミニ児童会館 | 〒062-0051 豊平区月寒東1-11 | 850-1081 | H16.10 | 97.20 | |
| 東園小ミニ児童会館 | 〒062-0901 豊平区豊平1-12 | 820-5356 | H16.11 | 110.57 | |
| 南月寒小ミニ児童会館 | 〒062-0024 豊平区月寒西4-8 | 850-1248 | H17.9 | 128.00 | H25活動室増設 |
| 平岸小ミニ児童会館 | 〒062-0932 豊平区平岸2-14 | 817-5744 | H17.10 | 128.00 | |
| 豊園小ミニ児童会館 | 〒062-0001 豊平区美園1-4 | 299-5051 | H18.10 | 124.64 | |
| 平岸高台小ミニ児童会館 | 〒062-0935 豊平区平岸5-18 | 299-8686 | H18.10 | 132.31 | |
| 旭小ミニ児童会館 | 〒062-0912 豊平区水車町3 | 206-4118 | H19.10 | 97.20 | |
| みどり小ミニ児童会館 | 〒062-0005 豊平区美園5-2 | 827-8005 | H23.4 | 128.00 | R5活動室増設 |
| 真栄小ミニ児童会館 | 〒004-0811 清田区美しが丘1-1 | 882-7946 | H14.10 | 64.00 | |
| 三里塚小ミニ児童会館 | 〒004-0802 清田区里塚2-6 | 398-8388 | H21.4 | 192.00 | R4活動室増設 |
| 清田緑小ミニ児童会館 | 〒004-0847 清田区清田7-3 | 802-5522 | H22.4 | 132.31 | |
| 美しが丘小ミニ児童会館 | 〒004-0812 清田区美しが丘2-5 | 376-0041 | H22.4 | 129.12 | |
| 平岡中央小ミニ児童会館 | 〒004-0875 清田区平岡5-3 | 807-7528 | H27.4 | 104.00 | |
| 北野平小ミニ児童会館 | 〒004-0862 清田区北野2-3 | 807-0161 | H28.4 | 64.00 | |
| 南小ミニ児童会館 | 〒005-0031 南区南31西9 | 581-0191 | H9.9 | 128.00 | |
| 澄川南小ミニ児童会館 | 〒005-0005 南区澄川5-13 | 299-6605 | H18.10 | 97.20 | |
| 藤野南小ミニ児童会館 | 〒061-2284 南区藤野4-6 | 299-5303 | H18.10 | 112.00 | |
| 藻岩北小ミニ児童会館 | 〒005-0802 南区川沿2-3 | 206-1777 | H23.4 | 68.40 | |
| 藤の沢小ミニ児童会館 | 〒005-0849 南区石山528 | 213-0071 | H25.4 | 132.31 | |
| 藻岩南小ミニ児童会館 | 〒005-0818 南区川沿18-2 | 200-0871 | H26.4 | 129.60 | |
| 北の沢小ミニ児童会館 | 〒005-0832 南区北の沢1727 | 596-6315 | H27.4 | 128.00 | |
| 澄川西小ミニ児童会館 | 〒005-0002 南区澄川2-5 | 595-8316 | H27.4 | 128.00 | |
| 西野第二小ミニ児童会館 | 〒063-0038 西区西野8-7 | 671-0205 | H10.10 | 128.00 | |
| 発寒小ミニ児童会館 | 〒063-0830 西区発寒10-4 | 669-1218 | H15.10 | 120.90 | |
| 西園小ミニ児童会館 | 〒063-0031 西区西野1-7 | 299-5650 | H18.10 | 129.60 | |
| 八軒西小ミニ児童会館 | 〒063-0843 西区八軒3西5 | 206-4804 | H19.10 | 193.60 | R6活動室増設 |
| 八軒小ミニ児童会館 | 〒063-0844 西区八軒4西1 | 876-8722 | H20.4 | 128.00 | |
| 手稲東小ミニ児童会館 | 〒063-0034 西区西野4-3 | 676-3600 | H21.6 | 117.05 | |
| 琴似小ミニ児童会館 | 〒063-0812 西区琴似2-7 | 624-5451 | H25.4 | 151.68 | |
| 福井野小ミニ児童会館 | 〒063-0012 西区福井6 | 688-5863 | H25.4 | 64.80 | |
| 山の手南小ミニ児童会館 | 〒063-0001 西区山の手1-9 | 624-5961 | H25.4 | 129.60 | |
| 手稲宮丘小ミニ児童会館 | 〒063-0053 西区宮の沢3-2 | 688-5260 | H28.4 | 75.60 | |
| 富丘小ミニ児童会館 | 〒006-0011 手稲区富丘1-6 | 685-3797 | H10.10 | 129.60 | |
| 前田中央小ミニ児童会館 | 〒006-0818 手稲区前田8-12 | 695-7766 | H12.9 | 156.76 | |
| 星置東小ミニ児童会館 | 〒006-0852 手稲区星置2-1 | 694-7595 | H14.10 | 136.00 | R3.12活動室移転 |
| 前田小ミニ児童会館 | 〒006-0816 手稲区前田6-11 | 688-1828 | H15.10 | 129.60 | |
| 新発寒小ミニ児童会館 | 〒006-0802 手稲区新発寒2-2 | 299-5066 | H18.10 | 116.90 | |
| 新陵小ミニ児童会館 | 〒006-0806 手稲区新発寒6-6 | 215-8611 | H23.4 | 132.44 | |

10 放課後子ども教室事業

| 施設名 | 所在地 | 電話 | 開設年月 |
|-------------------------|-------------------------------------|----------|-------|
| コッポンオリ教室 | 〒004-0874 清田区平岡4-2 北海道朝鮮初中高級学校内 | 881-3971 | H21.9 |
| 西こども館～PEACE～(西札幌ふれあい会館) | 〒001-0931 北区新川西1-4 スーパー・アークエクスプレス3階 | — | H23.3 |
| 西こども館～PEACE～(新川公園会館) | 〒001-0933 北区新川西3-6 | — | H23.3 |
| とよたきこども館 | 〒061-2273 南区豊滝436-40 | — | H27.4 |

11 児童遊園

| 施設名 | 公園名 | 所在地 | 開設年月 |
|--------------|----------|-----------|--------|
| 札幌市円山北町児童遊園 | 北円山公園 | 中央区北7西26 | S38.2 |
| 札幌市伏見児童遊園 | 伏見公園 | 中央区南13西23 | S37.11 |
| 札幌市清華亭児童遊園 | 清華亭遊園 | 北区北7西7 | S34.12 |
| 札幌市くさぶえ児童遊園 | 草笛公園 | 東区北19東18 | S40.12 |
| 札幌市北栄児童遊園 | 北栄公園 | 東区北19東10 | S34.12 |
| 札幌市本郷児童遊園 | 南郷東公園 | 白石区南郷通10北 | S36.11 |
| 札幌市白石児童遊園 | 南郷タンポポ公園 | 白石区南郷通5北 | S39.11 |
| 札幌市白石中央児童遊園 | 白石中央公園 | 白石区平和通1北 | S40.12 |
| 札幌市菊水児童遊園 | 菊水公園 | 白石区菊水5-2 | S35.11 |
| 札幌市美園児童遊園 | 美園公園 | 豊平区美園2-2 | S39.11 |
| 札幌市月寒児童遊園 | 菊月公園 | 豊平区月寒東1-4 | S35.11 |
| 札幌市琴似まリモ児童遊園 | 八軒まリモ公園 | 西区八軒1西1 | S36.11 |

12 こども劇場

| 施設名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 開設年月 | 備考 |
|----------------|----------|-------------|----------|-------|-----------|
| 札幌市こども人形劇場こぐま座 | 064-0931 | 中央区中島公園1-1 | 512-6886 | S51.7 | 中島児童会館と併設 |
| 札幌市こどもの劇場やまびこ座 | 065-0027 | 東区北27条東15丁目 | 723-5911 | S63.8 | |

13 助産施設

| 施設名 | 郵便番号 | 所在地 | 定員 | 施設長 | 電話番号 | 設立年月日 |
|--------------|-----------------|------------------|----|-------|----------|----------|
| 勤医協札幌病院 | 第1種 003-8510 | 白石区菊水4条1丁目9番22号 | 4 | 中野 亮司 | 811-2246 | S44.7.24 |
| 朋佑会札幌産科婦人科 | 第1種 002-0856 | 北区屯田6条2丁目11番1号 | 1 | 佐野 敬夫 | 774-0303 | H27.10.1 |
| 福住産科婦人科クリニック | 第1種 062-0043 | 豊平区福住3条1丁目2番24号 | 1 | 保坂 昌芳 | 836-1188 | H28.2.1 |
| 手稲溪仁会病院 | 第1種 006-0811 | 手稲区前田1条12丁目1番40号 | 4 | 古田 康 | 681-8111 | H28.9.1 |
| 青葉産科婦人科クリニック | 第1種 004-0021 | 厚別区青葉町6丁目1番9号 | 2 | 高田 久士 | 893-3207 | R5.11.1 |
| あいの里助産院 | 第2種 002-8074 | 北区あいの里4条4丁目6番12号 | 2 | 永長 一乃 | 778-1703 | H14.6.17 |

※「定員」は床数である。

14 母子生活支援施設

| 施設名 | 郵便番号 | 所在地 | 定員 | 施設長 | 電話番号 | 設立年月日 |
|---------|----------|-----------------|----|-------|----------|---------|
| 札幌あいりん荘 | 062-0904 | 豊平区豊平4条3丁目3番26号 | 20 | 岩井 誠一 | 841-2777 | S24.4.1 |
| すずらん | 060-0031 | 中央区北1条東8丁目1番地 | 20 | 福玉 大輔 | 251-8302 | S27.6.1 |
| 伏見寮 | 064-0942 | 中央区伏見2丁目2番79号 | 20 | 中瀬 陽一 | 561-2021 | S47.7.1 |
| もいわ荘 | 005-0805 | 南区川沿5条4丁目2番5号 | 20 | 猪狩ふみの | 571-9585 | S54.9.1 |

※「定員」は世帯数である。

15 母子・父子福祉施設

| 施設名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 設立年月日 |
|-----------------|----------|------------------------|----------|--------|
| 札幌市ひとり親家庭支援センター | 060-0042 | 中央区大通西19丁目 社会福祉総合センター内 | 631-3320 | H元.6.1 |

16 乳児院

| 施設名 | 郵便番号 | 所在地 | 定員 | 施設長 | 電話番号 | 設立年月日 |
|-------|----------|--------------|----|-------|----------|---------|
| 札幌乳児院 | 003-0859 | 白石区川北2254番地1 | 40 | 阿部 康子 | 879-6262 | H21.3.1 |

17 児童養護施設

| 施設名 | 郵便番号 | 所在地 | 定員 | 施設長 | 電話番号 | 設立年月日 |
|--------|----------|-------------------|----|--------|----------|----------|
| 札幌育児園 | 061-2286 | 南区藤野6条2丁目427番地4 | 24 | 千葉 徹 | 591-6601 | M39.1.15 |
| 札幌南藻園 | 064-0943 | 中央区界川1丁目6番14号 | 30 | 赤坂 秀彦 | 561-0668 | S28.2.1 |
| 柏葉荘 | 002-8022 | 北区篠路2条9丁目1番15号 | 50 | 高津 ひろみ | 776-0601 | S34.3.1 |
| 興正学園 | 001-0904 | 北区新琴似4条9丁目1番1号 | 36 | 鎗木 康夫 | 762-7457 | S20.7.1 |
| 羊ヶ丘養護園 | 062-0051 | 豊平区月寒東1条17丁目4番33号 | 45 | 大畑 和子 | 851-3279 | S32.1.1 |

18 分園型小規模グループケア

| 施設名 | 郵便番号 | 所在地 | 定員 | 電話番号 | 開設年月日 |
|-----------------------|----------|-----------------|-----|------|---------|
| ひまわり (本体施設：札幌南藻園) | 064-0943 | 中央区界川1丁目6番11号 | (6) | - | H29.4.1 |
| ライラック (本体施設：札幌育児園) | 061-2286 | 南区藤野6条2丁目427番地4 | (6) | - | R5.12.1 |
| サクラ (本体施設：札幌育児園) | 061-2286 | 南区藤野6条2丁目427番地4 | (6) | - | R5.12.1 |

※定員は児童養護施設本体施設の内数。

19 地域小規模児童養護施設

| 施設名 | 郵便番号 | 所在地 | 定員 | 電話番号 | 開設年月日 |
|------------------------------|----------|--------------------|----|----------|-------------|
| たんぽぽ (本体施設：札幌南藻園) | 064-0943 | 中央区界川1丁目6番9号 | 6 | - | H31.4.1 |
| あじさい (本体施設：札幌南藻園) | 064-0941 | 中央区旭ヶ丘3丁目3番20号 | 6 | - | R3.4.1 |
| すずらん (本体施設：札幌南藻園) | 064-0941 | 中央区旭ヶ丘3丁目3番19号 | 6 | - | R3.4.1 |
| ひまわり (本体施設：柏葉荘) | 006-0807 | 手稲区新発寒7条9丁目4番20号 | 6 | 699-6785 | H27.12.1 |
| すずらん (本体施設：柏葉荘) | 006-0822 | 手稲区前田12条10丁目15番20号 | 6 | 699-6008 | H29.4.1 |
| ぴーす (本体施設：柏葉荘) | 063-0023 | 西区平和3条7丁目3番47号 | 6 | 676-5030 | R3.4.1 |
| ひんな (本体施設：柏葉荘) | 002-0853 | 北区屯田3条3丁目9番19号 | 6 | 776-7756 | R4.4.1 |
| みらい (本体施設：柏葉荘) | 002-8052 | 北区篠路町上篠路109番6号 | 6 | 792-9922 | R5.4.1 |
| わくわく (本体施設：柏葉荘) | 063-0023 | 西区平和3条7丁目3番47号 | 6 | 676-5030 | R7.4.1 |
| 興正チャイルドホーム (本体施設：興正学園) | 062-0931 | 豊平区平岸1条8丁目8番2号 | 6 | 826-3675 | H23.1.1 |
| 興正チャイルドホーム平岸 (本体施設：興正学園) | 062-0932 | 豊平区平岸2条11丁目5番10号 | 6 | 832-1613 | (※) H28.4.1 |
| 興正チャイルドホーム西岡 (本体施設：興正学園) | 062-0033 | 豊平区西岡3条2丁目4番26号 | 6 | 857-3321 | (※) H28.4.1 |
| 興正チャイルドホーム中の島 (本体施設：興正学園) | 062-0922 | 豊平区中の島2条1丁目3番30号 | 6 | 827-6232 | H29.4.1 |
| 興正チャイルドホーム円山 (本体施設：興正学園) | 064-0944 | 中央区円山西町3丁目5番51号 | 6 | 590-0551 | R5.4.1 |
| 白樺 (本体施設：羊ヶ丘養護園) | 062-0054 | 豊平区月寒東4条17丁目4番18号 | 6 | 827-6117 | H25.4.1 |
| きよた (本体施設：羊ヶ丘養護園) | 004-0813 | 清田区美しが丘3条2丁目8番2号 | 6 | 398-8450 | R3.4.1 |

※H26.6.1に分園型小規模グループケアとして開設し、H28.4.1に地域小規模児童養護施設へ形態移行している。

20 児童心理治療施設

| 施設名 | 郵便番号 | 所在地 | 定員 | 電話番号 | 開設年月日 |
|----------------------|----------|------------------|---------------|----------|---------|
| 児童心理治療センター “ここらば” | 062-0934 | 豊平区平岸4条18丁目1番21号 | 入所：23 通所：5 | 821-0070 | H27.4.1 |

21 児童家庭支援センター

| 施設名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 開設年月日 |
|-------------------|----------|---------------------------------------|----------|---------|
| 興正こども家庭支援センター | 001-0904 | 北区新琴似4条9丁目1番1号 (児童養護施設・興正学園内) | 765-1000 | H12.4.1 |
| 羊ヶ丘児童家庭支援センター | 062-0051 | 豊平区月寒東1条17丁目4番33号 (児童養護施設・羊ヶ丘養護園内) | 854-2415 | H17.4.1 |
| 札幌南こども家庭支援センター | 061-2286 | 南区藤野6条2丁目427番地4 (児童養護施設・札幌育児園内) | 591-2200 | H22.4.1 |
| 札幌乳児院児童家庭支援センター | 003-0859 | 白石区川北2254番地1 (札幌乳児院内) | 879-6264 | H23.1.1 |
| はくよう児童家庭支援センター | 063-0841 | 西区八軒1条西1丁目6-10-206号 | 676-5208 | R3.4.1 |
| なんそうえん子ども家庭支援センター | 064-0943 | 中央区界川1丁目6番14号 (児童養護施設・札幌南藻園内) | 561-0783 | R5.4.1 |

22 ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

| 施設名 | 所在地 | 開設年月日 |
|--------------------|-----|----------|
| ベテスタホーム | 手稲区 | H22.4.1 |
| ファミリーホームひかり | 南区 | H22.11.1 |
| ガブリエルホーム | 東区 | H23.7.1 |
| ファミリーホームスマイルヒュース | 南区 | H24.11.1 |
| ファミリーホーム望みの家 | 西区 | H25.8.1 |
| 風音 | 清田区 | H26.11.1 |
| ファミリーホーム翼の家 | 南区 | H27.5.1 |
| ベータールホーム | 東区 | H27.9.1 |
| ファミリーホームおおぞらの家 | 豊平区 | H29.1.1 |
| ファミリーホームラポール輝 | 北区 | H29.9.1 |
| ファミリーホーム PointRing | 東区 | R2.11.1 |
| ファミリーホームグレープ | 東区 | R3.4.1 |
| ファミリーホームミモザ | 東区 | R3.4.1 |
| みのりホーム | 豊平区 | R4.4.1 |
| ジーザスホーム | 北区 | R5.4.1 |
| ファミリーホームみっちゃんち | 東区 | R6.4.1 |
| マーチの家～桑園 | 中央区 | R6.11.1 |
| りんごちゃん | 東区 | R7.6.1 |

23 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

| 施設名 | 所在地 | 開設年月日 |
|-----------------------------------|-----|-----------|
| NPO法人札幌福祉生活支援センター たんぼぼ苑 | 中央区 | H22.4.1 |
| 社会福祉法人常德会 ぼみえ | 豊平区 | H22.4.1 |
| 一般社団法人こぶしの華 カーサ・デチップ | 白石区 | H23.5.1 |
| NPO法人子どもシェルターレラピリカ 子どもシェルター レラピリカ | — | H25.12.24 |
| NPO法人子どもの自立を支援する会 MaAya の家さっぽろ | 東区 | R1.10.1 |
| 社会福祉法人緑伸会 とらい・あんぐる | 西区 | R2.4.1 |
| 合同会社青い空 雛菊寮 | 東区 | R2.8.1 |
| 社会福祉法人勇志会 ミカエル宮の森自立援助ホーム | 中央区 | R3.10.1 |
| 社会福祉法人緑伸会 びあ・くおーれ | 南区 | R4.2.28 |
| 社会福祉法人勇志会 ミカエル南2条自立援助ホーム | 中央区 | R4.12.1 |
| 社会福祉法人緑伸会 はむん・ほーむ | 西区 | R5.6.25 |
| 株式会社ソレイユ アルバ北 | 北区 | R6.1.1 |
| 社会福祉法人勇志会 ミカエル山の手自立援助ホーム | 西区 | R6.2.1 |
| 社会福祉法人勇志会 ミカエル山鼻自立援助ホーム | 中央区 | R6.3.1 |
| 株式会社ウェルサポ ウェルネス南平岸 | 豊平区 | R6.10.1 |
| 一般社団法人マーチ マーチの歩～桑園 | 中央区 | R6.11.1 |
| 一般社団法人善生会 善生会 | 南区 | R6.11.20 |
| 社会福祉法人勇志会 ミカエル南郷自立援助ホーム | 清田区 | R7.2.1 |
| 一般社団法人煌 COCOKARA 北14 | 北区 | R7.2.25 |
| 株式会社ソレイユ アルバ西 | 西区 | R7.3.1 |
| 道真商事株式会社 こぼんホーム | 北区 | R7.6.1 |
| 株式会社ウェルサポ ウェルネス美園 | 豊平区 | R7.7.1 |

※Ⅱ型・Ⅲ型を除く

24 若者支援施設

| 施設名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 開設年月日 |
|--------------|----------|----------------|----------|--------------------------|
| 若者支援総合センター | 060-0051 | 中央区南1条東2丁目6 | 223-4420 | H22.4.1 (H25.4.1 移転) |
| アカシア若者活動センター | 065-0022 | 東区北22条東1丁目1-20 | 752-7959 | H22.4.1 |
| ポプラ若者活動センター | 003-0002 | 白石区東札幌2条6丁目5-1 | 862-8802 | H22.4.1 (H24.10.1 移転) |
| 豊平若者活動センター | 062-0908 | 豊平区豊平8条11丁目3-5 | 823-5256 | H22.4.1 |
| 宮の沢若者活動センター | 063-0051 | 西区宮の沢1条1丁目1-10 | 671-4111 | H22.4.1 |

札幌市では、子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）や子どもの権利について、より多くの市民の皆さまに関心を持っていただくため、平成 24 年度にロゴマークを作成しました。

作成に当たっては、子どもたちが集まり、キャッチフレーズ「夢をさかせる 子どもの権利」を作成し、これを取り入れた 4 種類のロゴマークの人気投票を市内各施設で実施した結果、3,597 名の子どもが投票に参加してくれました。



子どもにとって大切な権利

- ・安心して生きる権利
- ・自分らしく生きる権利
- ・豊かに育つ権利
- ・参加する権利

札幌市子ども未来局事業概要 令和 7 年度

令和 7 年（2025 年）8 月

編集・発行

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目

大通バスセンタービル 1 号館

電話 011-211-2982 FAX 011-211-2943